

社会資本整備審議会建築分科会
建築物等事故・災害対策部会
定期報告制度等WG(第2回)

平成20年12月26日(金)
14:00～16:00
中央合同庁舎2号館
低層棟共用会議室4

議事次第

1. 開会

2. 議事

定期調査報告における防火設備の取扱いについて

3. その他

4. 閉会

配 付 資 料 一 覧

- 資料 1 定期報告制度等ワーキンググループ委員名簿
- 資料 2 第 1 回定期報告制度等WG 議事要旨（案）
- 資料 3 定期調査報告における防火設備の取扱いについて
- 資料 4 防火設備の実態等について

- 参考資料 1 定期報告制度に係る関係条文等
- 参考資料 2 防火設備に係る関係条文等
- 参考資料 3 昇降機に係る基準の見直しについて

社会資本整備審議会建築分科会
建築物等事故・災害対策部会定期報告制度等WG
委員名簿

池田育夫	森ビル（株）プロパティマネジメント事業本部 管理事業部ビル管理部長
上野耕平	三和シャッター工業（株）開発技術部長
金田宏	（株）花やしき取締役
杉山義孝	（財）日本建築防災協会専務理事
◎辻本誠	東京理科大学教授
野々山光邦	（社）建築・設備維持保全推進協会事業開発部長
萩中弘行	（社）日本エレベーター協会専務理事
羽生利夫	（財）日本建築設備・昇降機センター常務理事

（敬称略 ◎：主査）

第 1 回定期報告制度等WG 議事要旨 (案)

日 時：平成 20 年 9 月 2 日 (火) 16:00～17:30

場 所：中央合同庁舎 2 号館低層棟共用会議室 6

出席者：辻本主査、池田委員、上野委員、金田委員、杉山委員、野々山委員、萩中委員、
羽生委員、(社) 日本シャッター・ドア協会益子氏

議事要旨：

防火シャッター等の実態について

- 業界で把握している点検の結果、シャッターの作動に係る信頼性はどの程度か。
- 防火シャッター等の点検が定期調査対象建築物の約 1 / 4 でしか行われていないというのは低い。
- 事故事例について、点検実施の有無はわかるのか。
- 現行の定期調査における防火シャッター等の調査の内容と、業界の自主点検における点検内容は、どのように異なるのか。
- 現行の定期調査において「作動の確認」とされているが、作動するために何をすべきかが不明確である。JSDA の点検基準はこの点を詳細に展開している。
- 現行の定期調査の調査基準で安全性が社会的に担保されるのか否か、判断する必要。
- 維持保全は所有者等の責任においてやるべき部分がまずあり、それを補完するために定期報告制度がある。どこまでを所有者の責任とし、どこからを制度 (定期報告) の責任とするのか、すべてを制度でやろうとすると、所有者等が制度に書かれていることしかやらなくなってしまう。
- 昇降機定期検査など、他の動くものに係る検査基準とのバランスも考慮する必要。
- 防火設備内のバランス、他の動くもの系とのバランスの 2 つに配慮することが必要。
- 建築物に係るメンテナンスを細分化しても、実態は一括して請け負っている場合が多い。実態をよく見る必要。また、細分化すると責任の所在が曖昧になる。

定期調査報告における防火設備の取扱いについて

- 定期報告制度は、特殊建築物等の定期調査報告、昇降機の定期検査報告、建築設備の定期検査報告からなっており、防火設備に係る調査は、建築設備の定期検査報告の一環として行われているダンパーを除き、特殊建築物等の定期調査報告の一環として行われる。
- 特殊建築物等の定期調査を行うことができる者は、一級建築士、二級建築士または国土交通大臣が定める資格を有する者のいずれかである。国土交通大臣が定める資格を有する者の一つである特殊建築物等調査資格者は、特殊建築物等の定期調査を行う専門技術者であり、国土交通大臣が定める要件を満たし、国土交通大臣の登録を受けた講習実施機関が行う講習を修了することにより、資格者となることができる。
- 防火設備は、火災時の延焼を防止するために重要な設備であり、火災時には確実に作動することが求められる。また、人の通行の用に供する部分に設けられる防火設備については、作動時に人に危害を及ぼさないようにすることが求められており、安全装置が確実に作動することが求められる。
- 特殊建築物等の定期調査における防火シャッター等の調査は、平成19年度までは目視による設置状況、劣化状況のみだったが、今年度より作動確認まで求めることとしたところであり、調査業務の負担が増大している。
- 防火設備に係る定期調査の円滑な実施のためには、防火設備について専門的に調査を行う技術者を建築基準法令上に位置付け、適切な定期調査を促進する必要があるのではないか。
- また、適切な防火設備の定期調査のためには、調査対象となりうるすべての防火シャッター等の安全確認に必要な製品情報等の開示が求められるのではないか。

防火設備の実態等について

(社) 日本シャッター・ドア協会

1. 防火設備の実態について

(1) 防火設備の概要

防火設備とは建築基準法第2条第9号の2(耐火建築物)口及び第64条(外壁の開口部の防火戸)に基づく政令(建築基準法施行令第109条)で定められたものであり、防火戸、防火シャッター、耐火スクリーン、ドレンチャー、防火ダンパーなどがそれにあたる。(別紙1)

なお、防火設備のうち加熱開始後1時間当該過熱面以外の面に火災を出さないもの等については特定防火設備として、主要構造部を耐火構造とした建築物等の防火区画で区画する場合の防火区画として位置づけられている。(建築基準法施行令第112条)

以下では、(社)日本シャッター・ドア協会にデータ等が存するシャッター・ドアを中心に既述する。

(2) 特殊建築物等に設置されている防火設備

防火設備の現存量については、シャッターのうち、自動閉鎖装置が設置されたものが特定防火設備となりうる重量シャッターについて、昭和45年から存する出荷統計によると、非居住建築物床面積との対比からすると徐々に伸びており、近年では床面積1000㎡当たり20.5㎡となっており、50百万㎡と推計される。(別紙2)

このうち、建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期調査報告の対象となる特殊建築物等に設置されている防火設備(シャッター、ドアその他これらに類するものに限る。以下「防火シャッター等」という。)について、特殊建築物と推定される建築物に係るシャッター設置工事(調査時期:平成19年4月~9月)から推計すると、特殊建築物26万件に対して防火シャッター61万台程度となっている。(別紙3)

(3) (2)のうち定期的な点検が行われているものの実数

シャッターの点検数は、年間27万台程度であり、これを防火用と管理用の割合で推計すると、防火シャッターの点検数は、15.9万台程度となる。(別紙4)

この数値は、前述の特殊建築物の推定設置数に関し、指定対象を分母にすると26%、報告対象を分母にすると65%となる。

2. 防火設備の定期的な調査の必要性について

防火設備は、火災時において延焼防止と避難路確保という重要な役割を担っている。防火設備については、設置時と同等の機能・性能を常時確保するには、適切な維持管理や誤作動等による事故の予防対策のためにも定期的な点検が欠かせないが、特に近年の防火シャッターの構造の高度化・複雑化に鑑みると、このような維持管理が適切に行われていることについてこれまでより詳細に調査を行なう必要があると思われる。

これまでの防火シャッターに起因する事故や防火シャッターの不作動等による火災の拡大を減少させるためには、このような調査が不可欠であることはいうまでもない。

防火設備に関する調査については、このような維持管理を踏まえた、火災時の作動にかかわる基本的な事項等について調査を行なうことになると思われる。

(1) 防火設備の高度化・複雑化の経緯と具体的内容

防火設備のうち、防火シャッターについては、昭和40年代前半までは温度ヒューズが火災時の熱で溶断すると降下する機械的でシンプルな構造であったが、昭和45年頃から熱・煙感知器に連動する電気制御の防火シャッターが普及してきた。

また、相次ぐデパート火災の教訓から昭和48年には感知器等での自動閉鎖機構の設置方法、制御方法の明確化及び、遮煙性能に関する規定が追加された。

これを機に、防火シャッターの制御及び構造は複雑化しはじめた。特に、熱・煙感知器、連動制御器はその後、飛躍的に技術革新し、複雑かつ多品種化した。

さらに、平成10年に埼玉県で小学生が煙感知器の誤発報により降下した防火シャッターに挟まれ死亡する事故を受け、防火シャッターに危害防止装置を設置するガイドライン、平成16年に六本木ヒルズでの回転ドアの事故、平成17年に新潟県の小学校での防火シャッター挟まれ事故等により、製品の安全性を求める機運が高まり平成17年に危害防止機構が法制化された。

これにより防火シャッターは、降下時の運動エネルギー10J以下で障害物に接触した後5cm以下で停止する構造となった。

また、これとは別に、建築物は市場ニーズにより大型化し、防火シャッターについても大開口に対応できる製品が求められるようになり、平成12年の建築基準法改正による性能規定化以降は、大開口で遮煙性能のある防火シャッターや新たな機構（布製、中柱収納式、袖扉連動等）の防火シャッターが大臣認定取得により普及し、一層高機能で多様化、複雑化してきている。（別紙5、6）

(2) 防火設備に係る最近の事故等

防火シャッターに関する事故例は別紙7のとおりであり、火災において、防火シャッター等の維持管理に問題があったと思われる事例については、別紙8の通りである。

事故例については、防火シャッターに関し適切な検査を行なうことによって事故が防げたと考えられ、また火災については、詳細な情報はないが、防火シャッター、防火ドアに関し適切な検査を行なうことによって火災の拡大が防止できたものと思われる。

防火設備の信頼性に関連して、防火シャッターに限定して点検時の降下障害の発生割合を整理した資料はないが、定期的な点検を実施している重量シャッターについて、点検の際に降下障害が発生する割合は1.7%程度である。(別紙9)

また、定期的な点検の際及び所有者等からの通報により点検修理を行った際に把握された不具合の発生箇所を整理したものが別紙10であるが、自動閉鎖装置・手動閉鎖装置に係るものが0.59%である。

なお、通常開閉を行なわない防火専用のシャッターについて、長期にわたって点検が行われていない場合には、一般的には降下障害が発生する確率は高くなると考えられる。

3. 防火設備に係る点検基準等について

(1) 防火シャッター・ドアの保守点検基準について

平成20年4月より実施されている新たな特殊建築物の定期調査報告制度においては、防火設備であるシャッター、ドアについて、これまで設置状況が調査項目として示されていたのに対し、損傷の状況や作動の状況を確認することが追加された。

このことにより、防火上よりきめ細かな対応が図られることとなったとはいえ、シャッターについては、錆による欠落、変形等についての点検や作動するか否かの確認以外にも、開閉器、ブレーキ装置、自動・手動装置等機械部分についての点検、及び連動制御器等についての点検が必要であり、さらに、熱・煙連動機構とリンクした点検も必要となる。

参考に、(社)日本シャッター・ドア協会が運用している点検基準と建築基準法令との関係を整理したものが別紙11である。

なお、2の(1)で述べたように、防火シャッターについては高度化、複雑化が進展しており、特殊建築物等調査資格者では十分な調査が困難なものもあるおそれがある。

イ 危害防止機構、自動・手動閉鎖装置など防火シャッターに備わっている装置で必ずしも一般的な知見となっていないものについての知識・経験が必要であること

ロ シャッターの機能を点検するには数回にわたる開閉操作が必要であり、時間を要すること。特に手動式の場合、閉鎖作動確認後の復旧作業には開閉装置に関する専門的な知見が必要とされ、かつ多くの時間がかかること。(なお、防火シャッターについては手動のものが電動のものを若干上回っている。(別紙12))

ハ 高所作業を伴う場合が多いこと。

なお、現在の防火シャッターの作動確認方法は別紙(別紙13)のとおりである。

(参考)

1 防火シャッター・ドア保守点検専門技術者

防火シャッター・ドア保守点検専門技術者認定の制度概要及び資格者数は別紙の通りである。(別紙14)

なお、1.(1)により、特殊建築物に設置されている防火シャッターが61万台程度であるとした場合、防火シャッターの定期調査を年に1回行うとすると、保守点検専門技術者は約5,600名(平成20年12月)であり、一人当たり年間約120台となり、人員的には、現在の人数で可能と思われる。

防火シャッター・耐火クロススクリーン等の種別及び構成部材

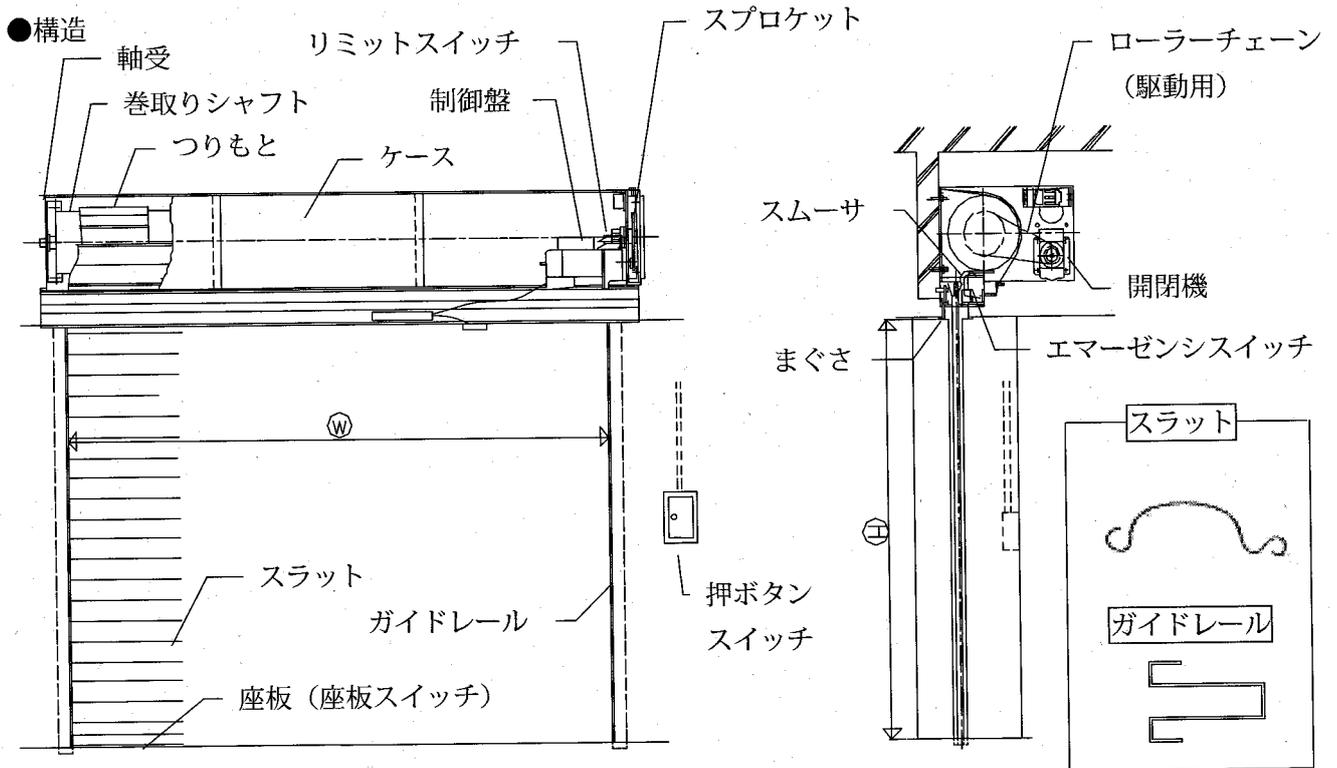
シャッターの区分

- 1 一般重量シャッター
- 2 下部手動式シャッター
- 3 下部電動式シャッター
- 4 ヒューズ連動式防火シャッター（手動）
- 5 ヒューズ連動式防火シャッター（電動）
- 6 感知器連動防火シャッター（手動）
- 7 感知器連動防火シャッター（電動）
- 8 危害防止機構付防火シャッター（手動）
- 9 危害防止機構付防火シャッター（電動）
- 10 耐火クロス製防火スクリーン（手動）
- 11 耐火クロス製防火スクリーン（電動）
- 12 危害防止機構付耐火クロス製防火スクリーン（手動）
- 13 危害防止機構付耐火クロス製防火スクリーン（電動）

ドアについて

- 14 戸袋付き防火戸（随時閉鎖式）

1. 一般重量シャッター



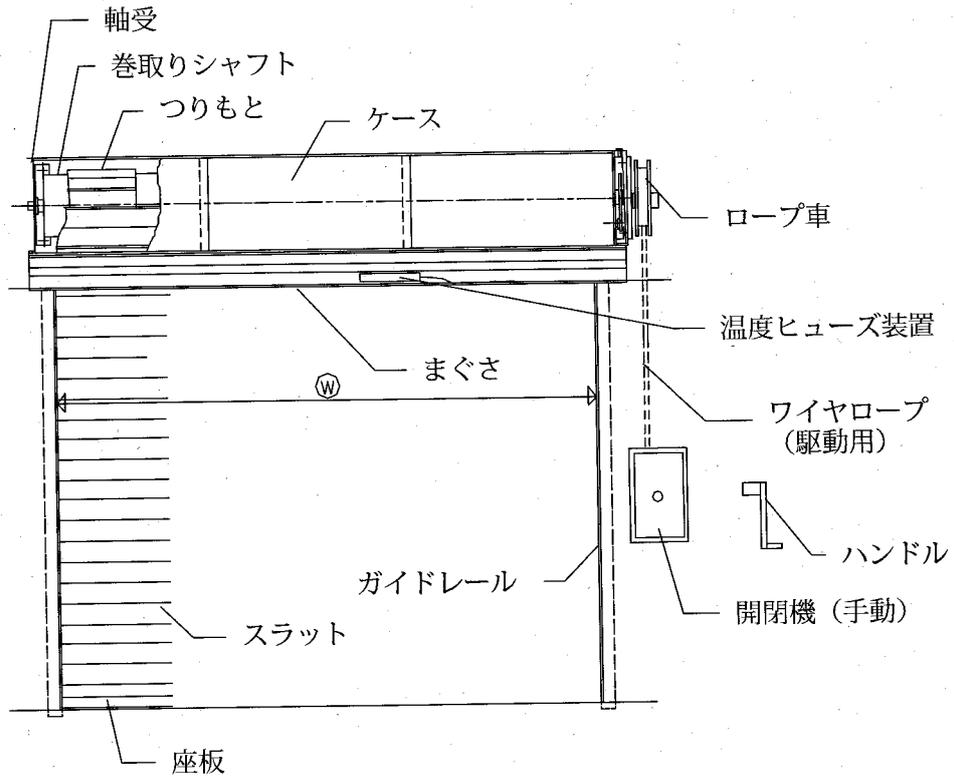
● 構成部材

スラット*	シャッターカーテンを構成するもので、鋼帯をロール成形したもので	開閉機	巻取りシャフトを駆動する装置。電動式と手動式がある。電動式は、電動機、減速ギヤ、ブレーキ、スプロケット、手動操作部分から構成される。手動式は、電動機を除く、電動式と同じ構成部材で構成される。なお、電動式及び手動式共に、手動で巻取りシャフトを駆動できる手動操作部分があるが、これは停電時などの電源遮断時に操作する
座板*	シャッターカーテンの下端に取付ける部品。管理用として使用されるものには障害物感知装置が装着される。	制御盤	押ボタンスイッチ、リミットスイッチなどからの信号を処理し電動式開閉機の動作を制御する制御器を内蔵したもの
巻取りシャフト	シャッターカーテンを巻き取る軸	押ボタンスイッチ	シャッターカーテンの動作を選択する押ボタンスイッチには、開ボタン、閉ボタン及び停止ボタンがある。シャッターカーテンは押ボタンスイッチで選択した動作を行う
軸受	躯体に固定し巻取りシャフトを保持するもの	リミットスイッチ	シャッターカーテンの動作範囲の上限と下限の2箇所に設定され、シャッターカーテンがそれらの位置に達すると自動的に動作を停止させるスイッチ
ガイドレール*	シャッターカーテンの左右の案内レール	エマーゼンシスイッチ	リミットスイッチの故障等でシャッターカーテンが上限以上もしくは下限以上の位置まで達した場合、動作を停止させるスイッチ
まぐさ*	天井面又はケース下面におけるシャッターカーテン用の開口部の見切り材。なお、防煙シャッター用のまぐさには、遮煙機構が組込まれている		
ケース*	巻取りシャフトに巻かれたシャッターカーテンを覆うカバー		
つりもと	シャッターカーテンを巻取りシャフトに連結する部材		
スプロケット	巻取りシャフトに固定され、ローラーチェーンによって駆動する		
ローラーチェーン	開閉機の回転力を巻取りシャフトに伝達する		
スプロケット	巻取りシャフトに固定され、ローラーチェーンによって駆動する		
スムーサ	シャッターカーテンをガイドレール内に送り込むガイドの役割を果たすもの		

※防火シャッターの場合、鋼製板厚 t 1.5mm 以上で構成される。

2. 下部手動式シャッター

●構造



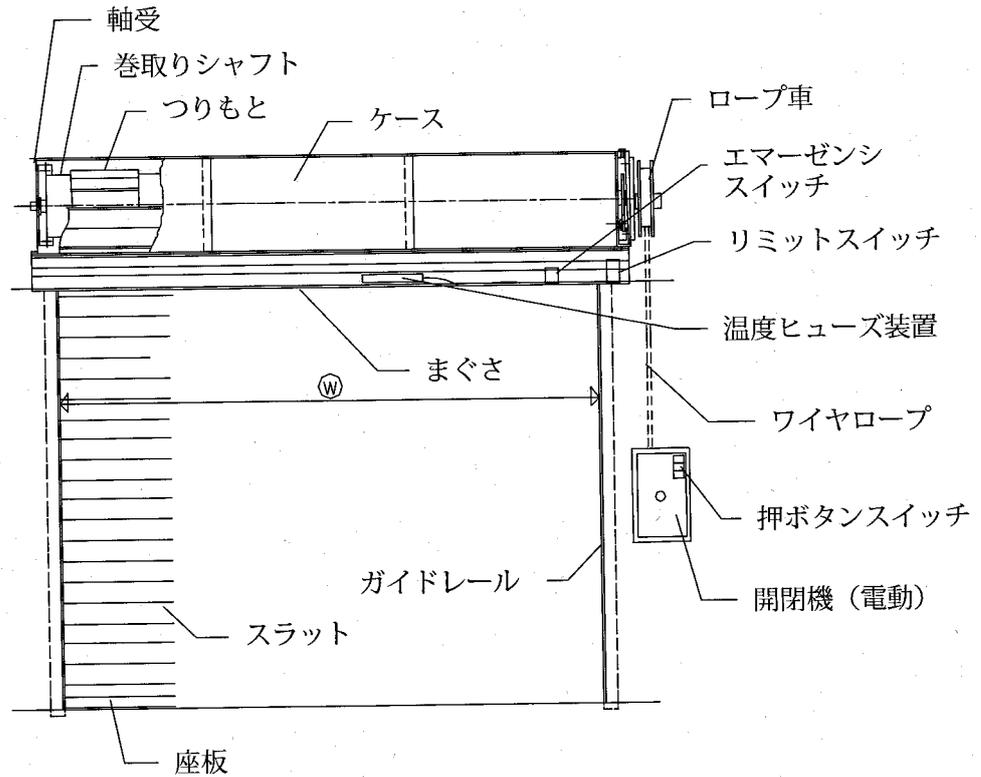
●構成部材

(一般重量シャッターに対する追加部材及び異なる部材についてのみ記載)

開閉機 (手動)	巻取りシャフトを駆動する装置。 巻上げはハンドルにて手動で操作する。	ハンドル	開閉機の操作部と連結してシャッターカーテンの巻上げを手動で行う操作用ハンドル
ワイヤロープ	開閉機の回転力を巻取りシャフトに伝達する。	温度ヒューズ装置	火災などのときに一定の温度でヒューズメタルが溶断されシャッターカーテンを降下させる装置
ロープ車	巻取りシャフトに固定され、ワイヤロープによって駆動する		

3. 下部電動式シャッター

●構造



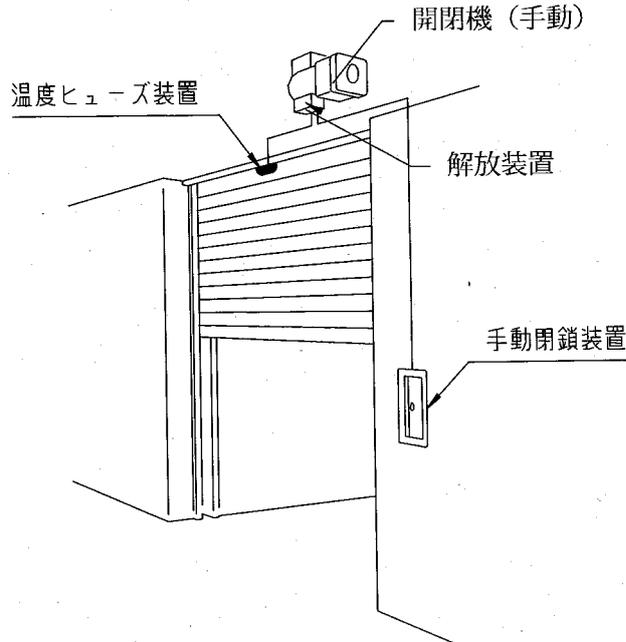
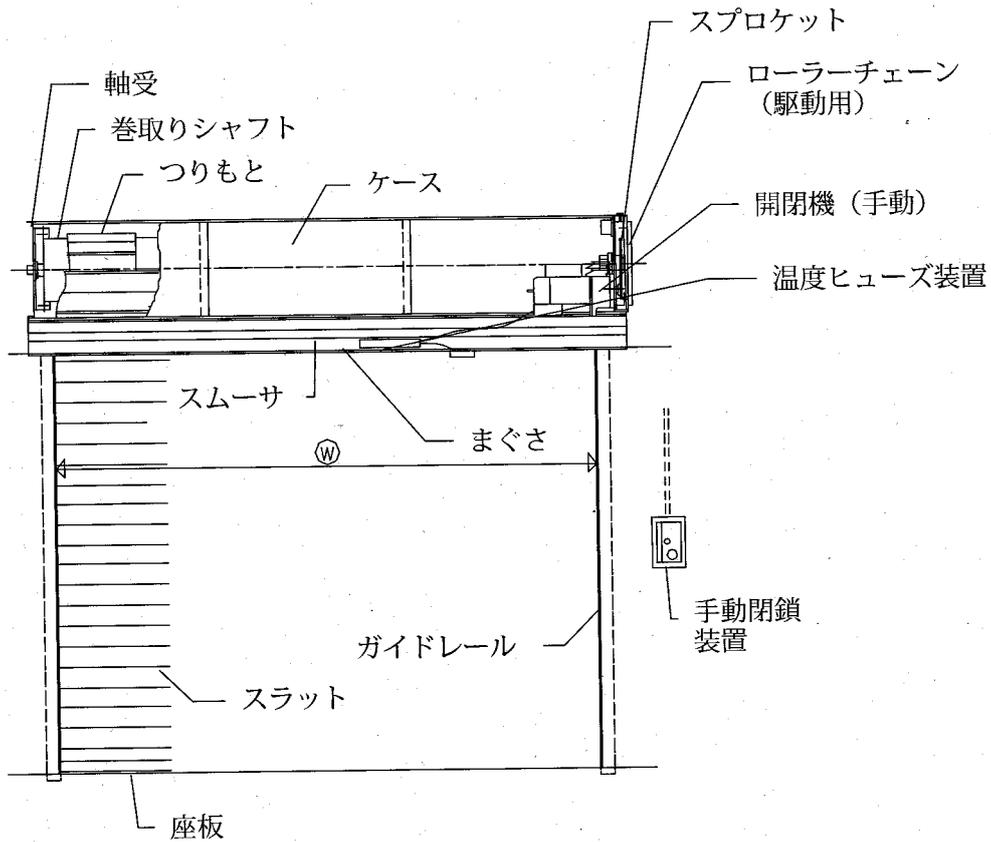
●構成部材

(一般重量シャッターに対する追加となる部材及び異なる部材についてのみ記載)

開閉機 (電動)	巻取りシャフトを駆動する装置。 押ボタンスイッチで操作する。	ロープ車	巻取りシャフトに固定され、ワイヤロープによって駆動する
ワイヤロープ	開閉機の回転力を巻取りシャフトに伝達する。	温度ヒューズ装置	火災などのときに一定の温度でヒューズメタルが溶断されシャッターカーテンを降下させる装置

4. ヒューズ連動式防火シャッター（手動）

●構造



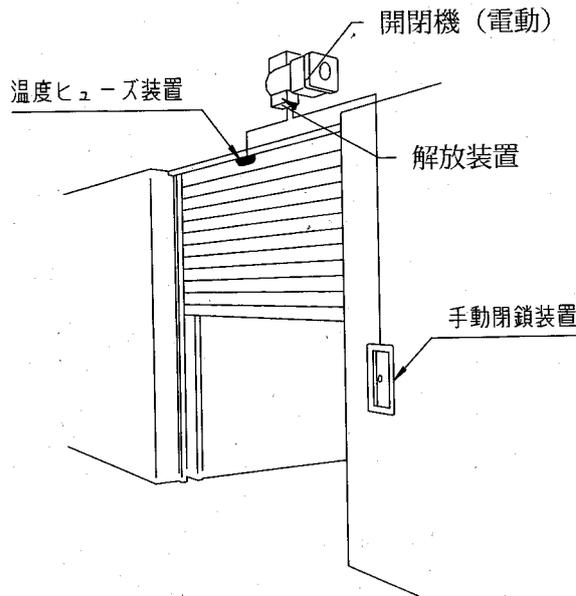
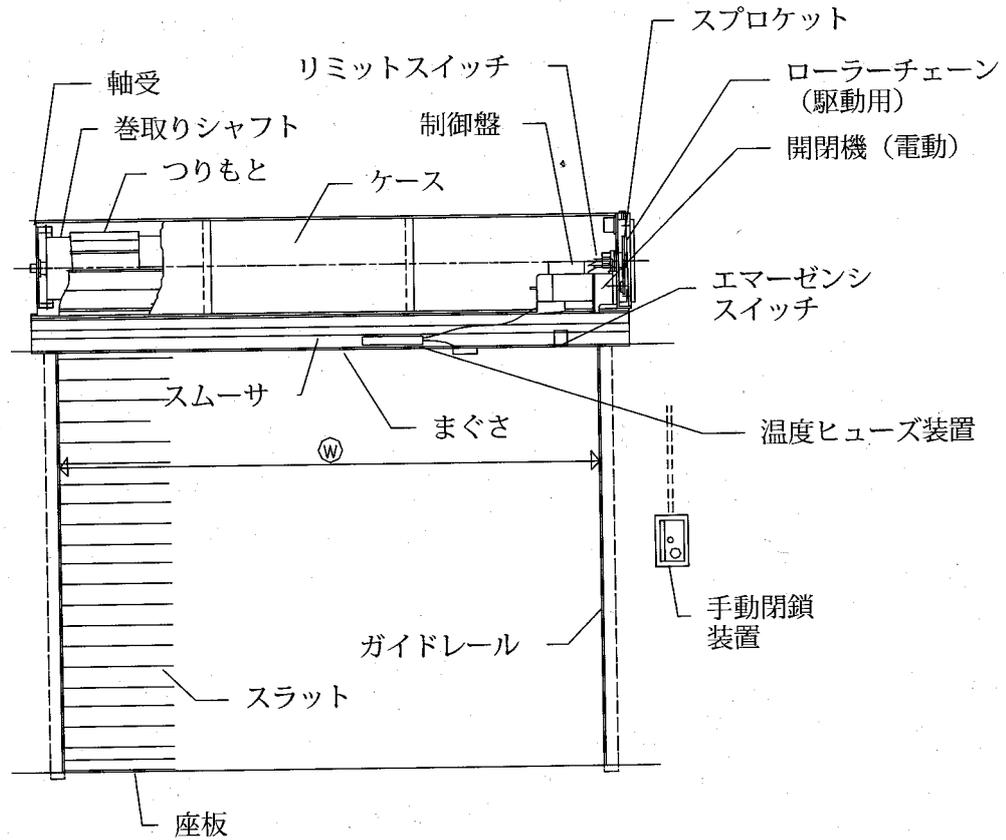
●構成部材

(一般重量シャッターに対する追加となる部材及び異なる部材についてのみ記載)

手動閉鎖装置	火災などのときにシャッターカーテンを手動で閉鎖する装置	温度ヒューズ装置	火災などのときに一定の温度でヒューズメタルが溶断されシャッターカーテンを降下させる装置
--------	-----------------------------	----------	---

5. ヒューズ連動式防火シャッター（電動）

●構造



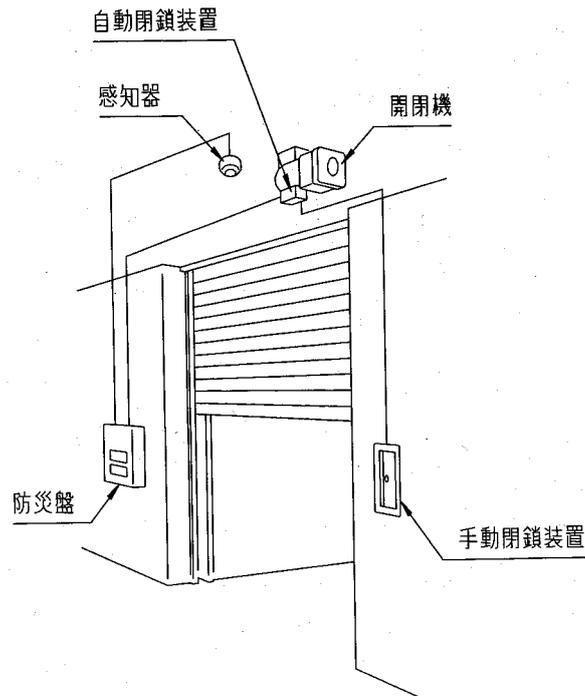
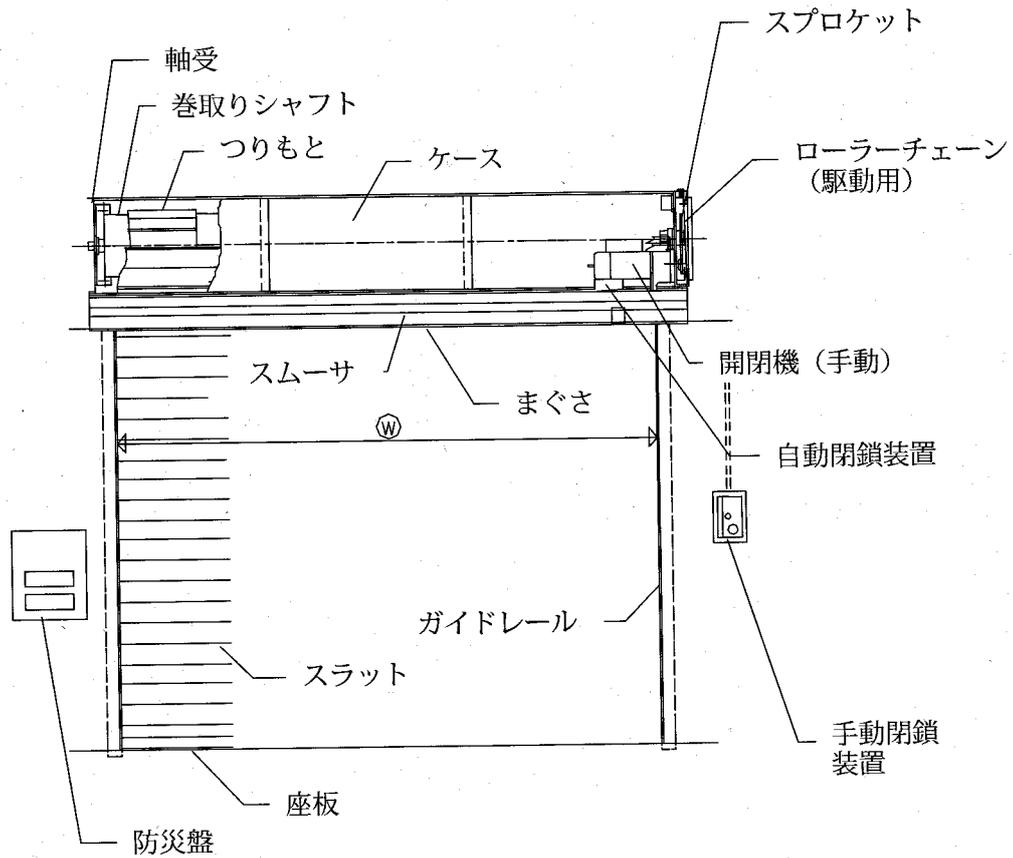
●構成部材

(一般重量シャッターに対する追加となる部材及び異なる部材についてのみ記載)

手動閉鎖装置	火災などのときにシャッターカーテンを手動で閉鎖する装置	温度ヒューズ装置	火災などのときに一定の温度でヒューズメタルが溶断されシャッターカーテンを降下させる装置
--------	-----------------------------	----------	---

6. 感知器連動防火シャッター（手動）

●構造



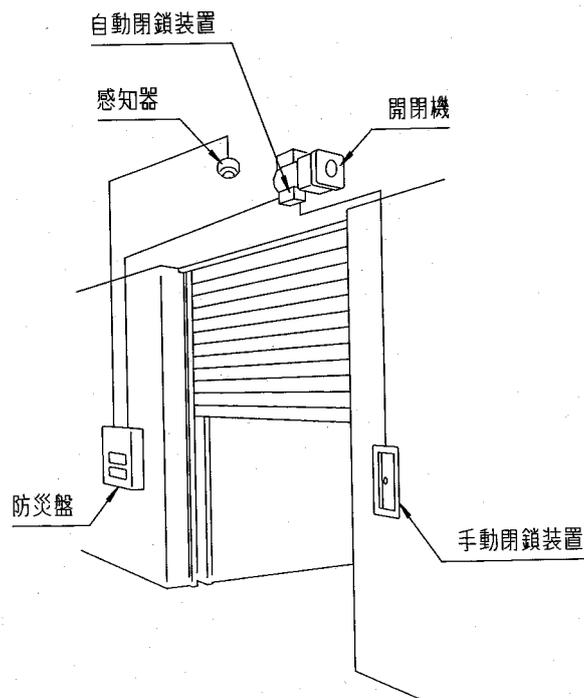
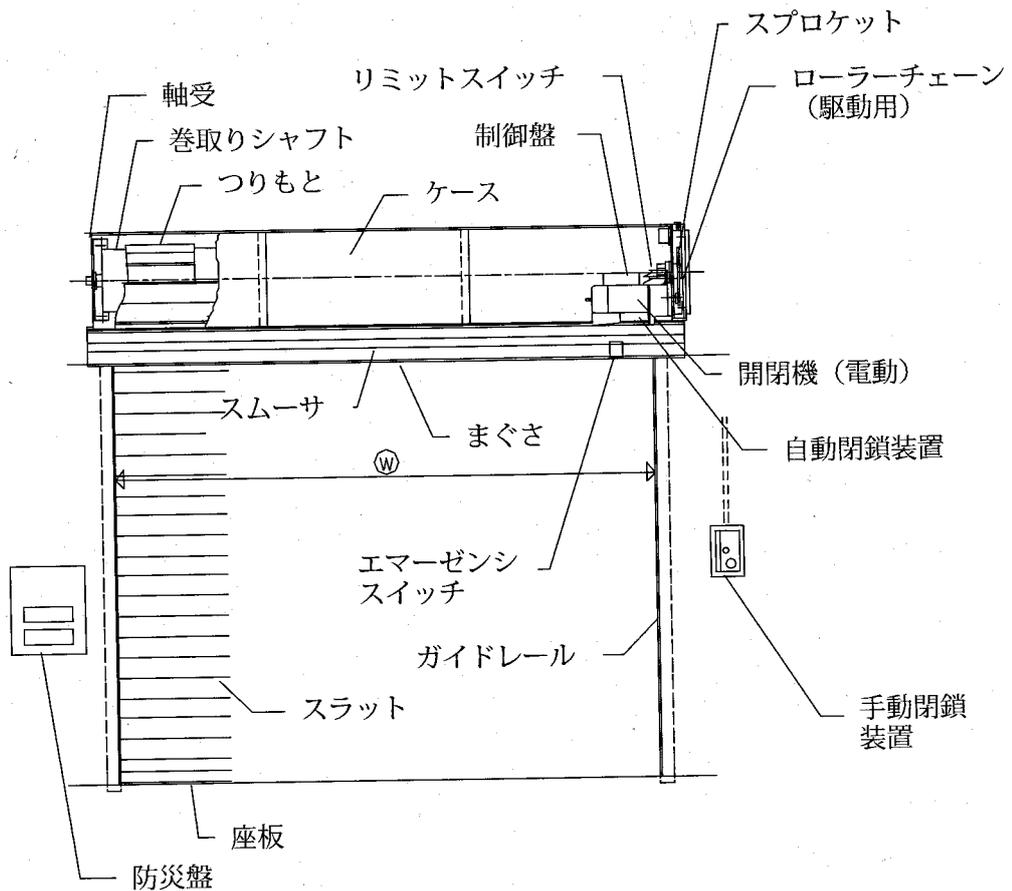
●構成部材

(一般重量シャッターに対する追加となる部材及び異なる部材についてのみ記載)

自動閉鎖装置	火災などのときに防災盤からの動作信号によって、自動的にシャッターカーテンが閉鎖する装置	手動閉鎖装置	火災などのときにシャッターカーテンを手動で閉鎖する装置
--------	---	--------	-----------------------------

7. 感知器連動防火シャッター（電動）

●構造



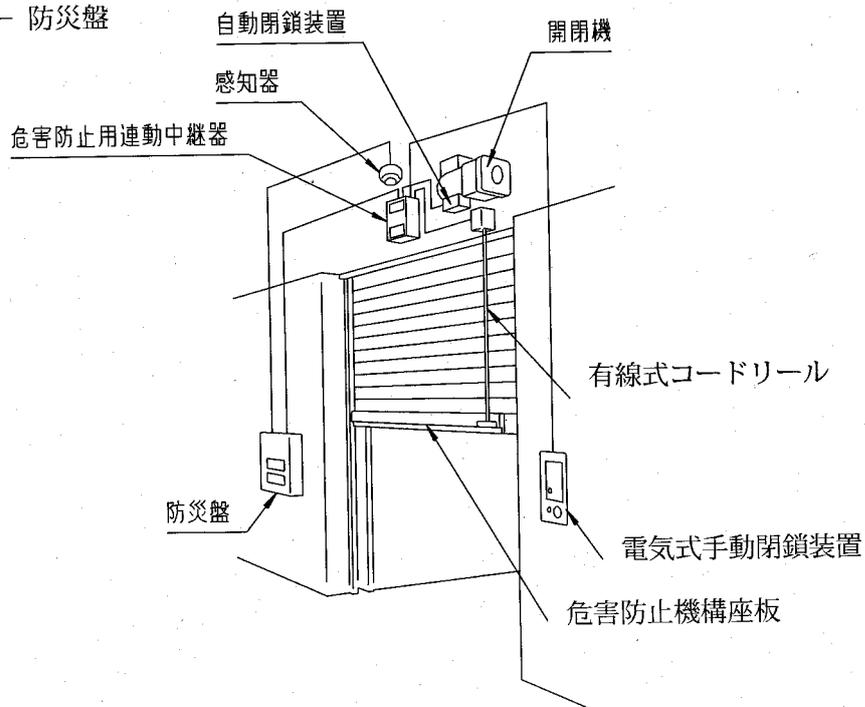
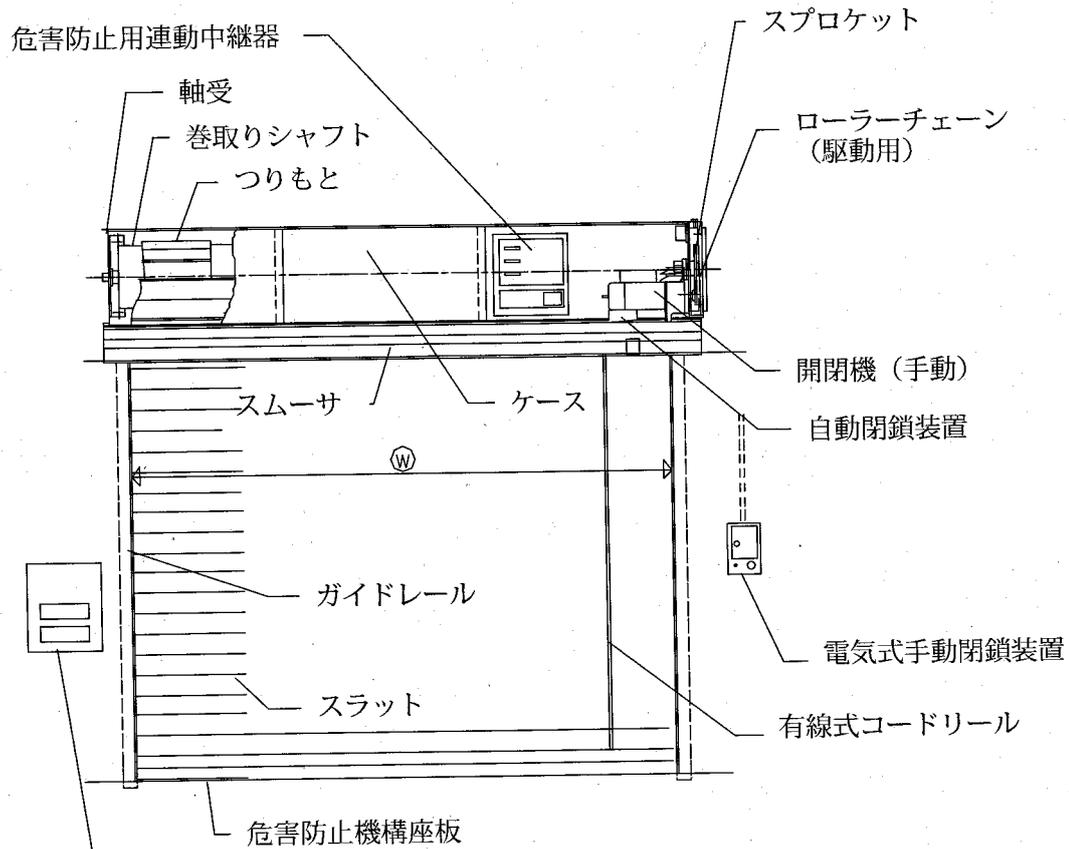
●構成部材

(一般重量シャッターに対する追加となる部材及び異なる部材についてのみ記載)

自動閉鎖装置	火災などのときに防災盤からの動作信号によって、自動的にシャッターカーテンが閉鎖する装置	手動閉鎖装置	火災などのときにシャッターカーテンを手動で閉鎖する装置
--------	---	--------	-----------------------------

8. 危害防止機構付防火シャッター（手動）

●構造



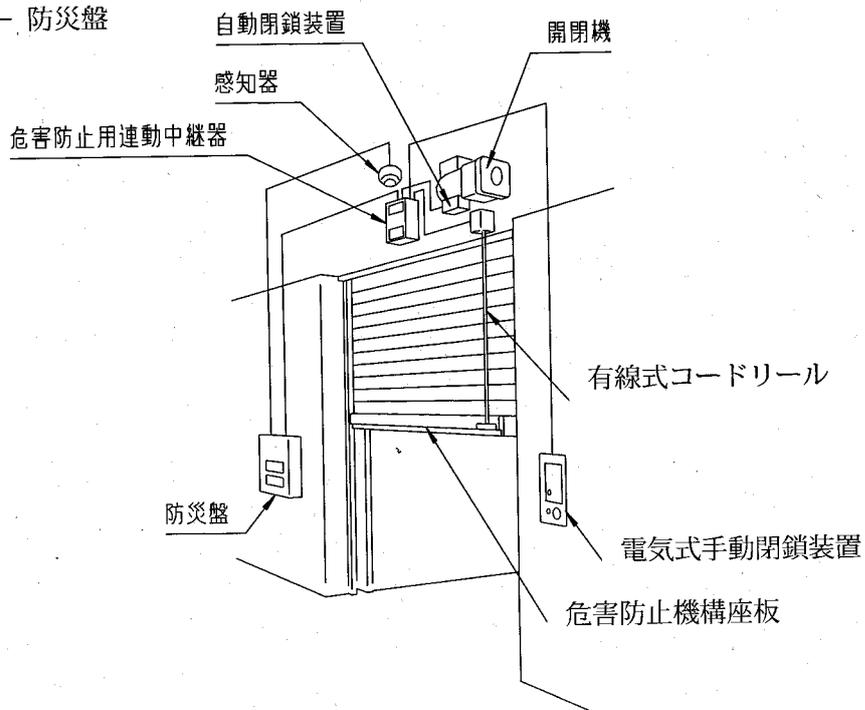
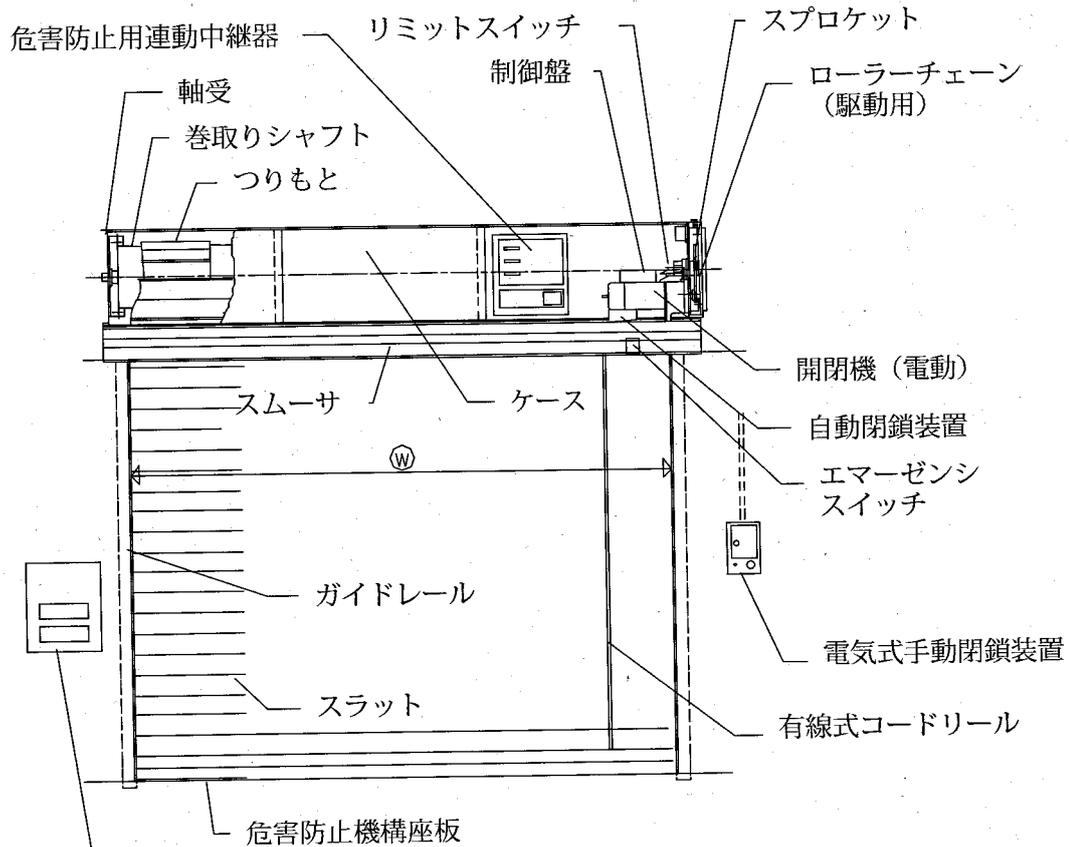
●構成部材

(一般重量シャッターに対する追加となる部材及び異なる部材についてのみ記載)

危険防止用連動中継器	火災など停電時に自動閉鎖装置へ電源を供給するもの。	電気式手動閉鎖装置	火災などのときにシャッターカーテンを手動で閉鎖する装置
自動閉鎖装置	火災などのときに防災盤からの動作信号によって、自動的にシャッターカーテンが閉鎖する装置	危険防止機構座板	危険防止装置において障害物を感知する部位
		有線式コードリール	危険防止装置において障害物を感知した信号を危険防止用連動中継器へ伝達するもの

9. 危害防止機構付防火シャッター（電動）

●構造



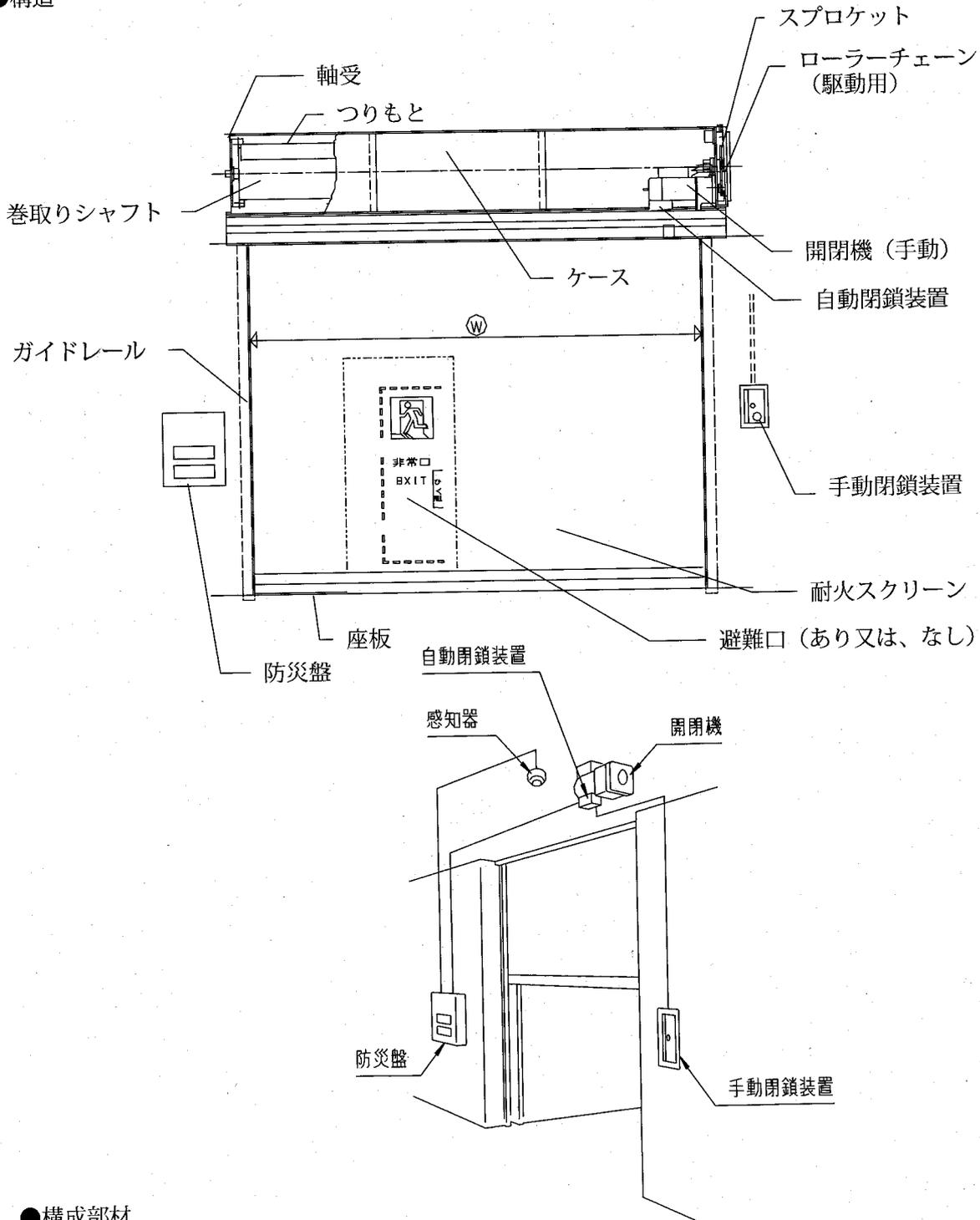
●構成部材

(一般重量シャッターに対する追加となる部材及び異なる部材についてのみ記載)

危険防止用連動中継器	火災など停電時に自動閉鎖装置へ電源を供給するもの。	手動閉鎖装置	火災などのときにシャッターカーテンを手動で閉鎖する装置
自動閉鎖装置	火災などのときに防災盤からの動作信号によって、自動的にシャッターカーテンが閉鎖する装置	危険防止機構座板	危険防止装置において障害物を感知する部位
		有線式コードリール	危険防止装置において障害物を感知した信号を危険防止用連動中継器へ伝達するもの

10. 耐火クロス製防火スクリーン (手動)

●構造



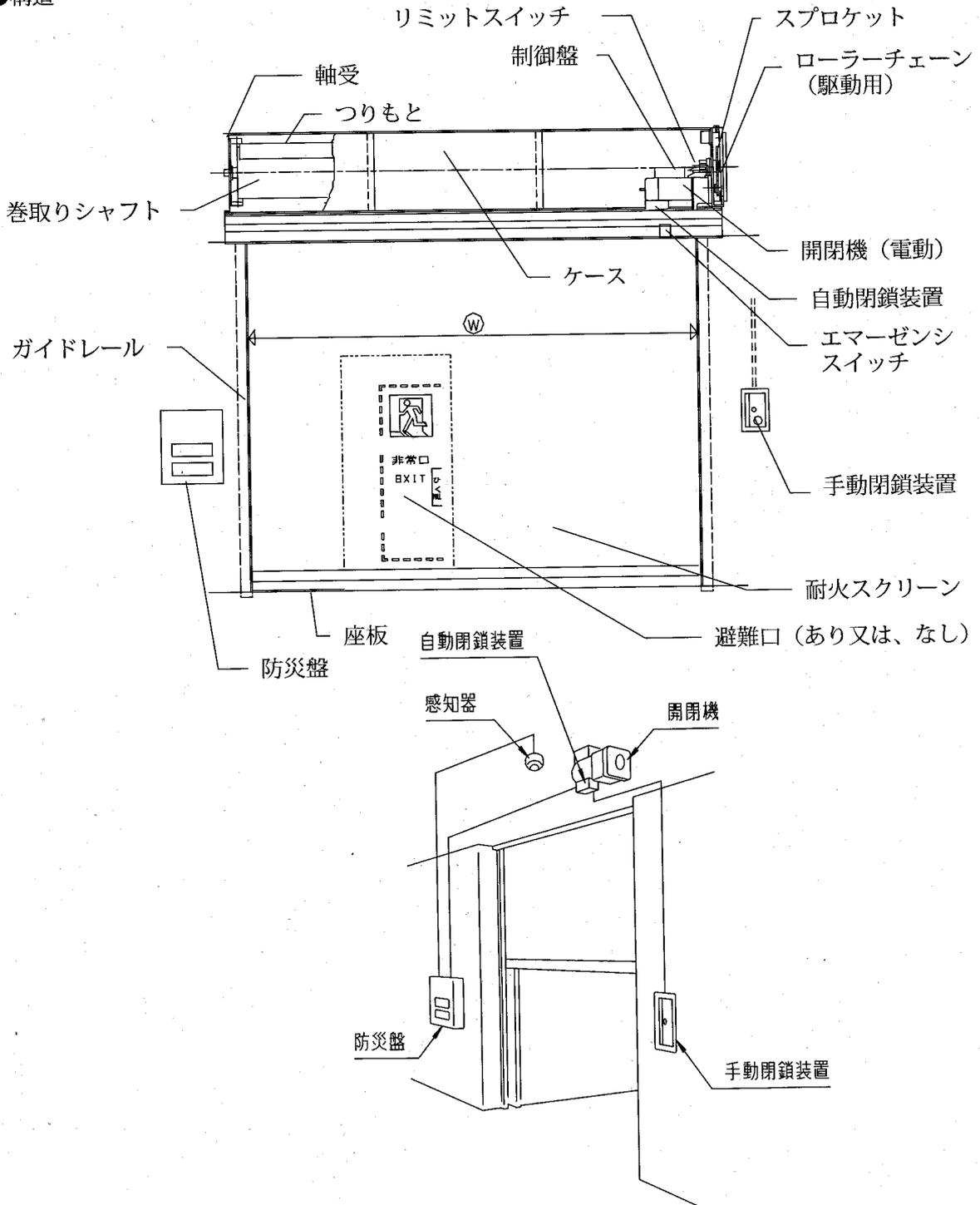
●構成部材

(一般重量シャッターに対する追加となる部材及び異なる部材についてのみ記載)

耐火スクリーン	遮炎性能をもつ布で防火シャッターのシャッターカーテンにあたる。	手動閉鎖装置	火災などのときにシャッターカーテンを手動で閉鎖する装置
自動閉鎖装置	火災などのときに防災盤からの動作信号によって、自動的にシャッターカーテンが閉鎖する装置	避難口	耐火スクリーンの中間部に開閉による通行可能な開口を作り、避難口としたもの。通過後は自動的に閉鎖する。

1 1. 耐火クロス製防火スクリーン（電動）

●構造



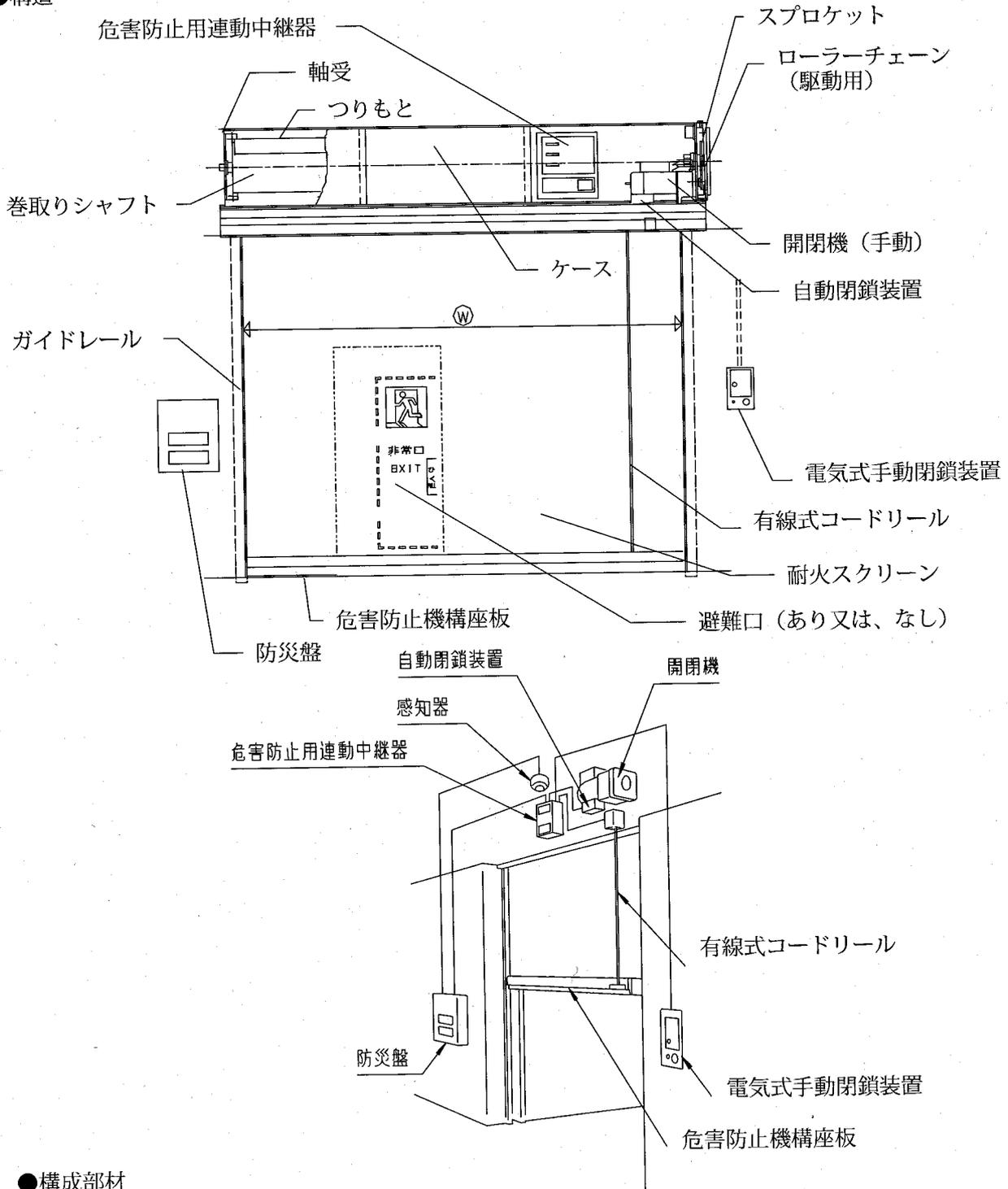
●構成部材

(一般重量シャッターに対する追加となる部材及び異なる部材についてのみ記載)

耐火スクリーン	遮炎性能をもつ布で防火シャッターのシャッターカーテンにあたる。	手動閉鎖装置	火災などのときにシャッターカーテンを手動で閉鎖する装置
自動閉鎖装置	火災などのときに防災盤からの動作信号によって、自動的にシャッターカーテンが閉鎖する装置	避難口	耐火スクリーンの中間部に開閉による通行可能な開口を作り、避難口としたもの。通過後は自動的に閉鎖する。

1 2. 危害防止機構付き耐火クロス製防火スクリーン（手動）

●構造



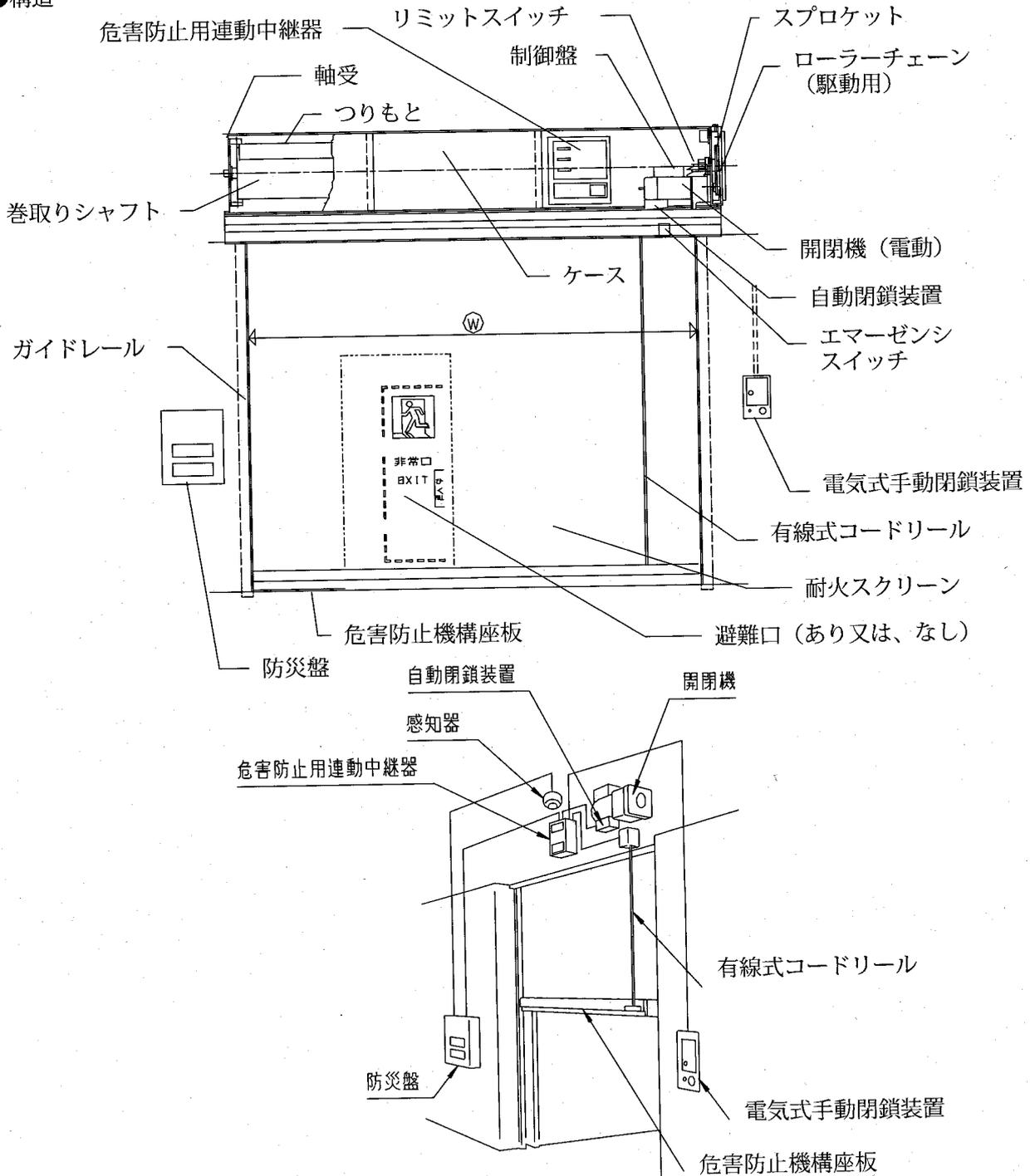
●構成部材

(一般重量シャッターに対する追加となる部材及び異なる部材についてのみ記載)

耐火スクリーン	遮炎性能をもつ布で防火シャッターのシャッターカーテンにあたる。	電気式手動閉鎖装置	火災などのときにシャッターカーテンを手動で閉鎖する装置
危険防止用連動中継器	火災など停電時に自動閉鎖装置へ電源を供給するもの。	危険防止機構座板	危険防止装置において障害物を感知する部位
自動閉鎖装置	火災などのときに防災盤からの動作信号によって、自動的にシャッターカーテンが閉鎖する装置	有線式コードリール	危険防止装置において障害物を感知した信号を危険防止用連動中継器へ伝達するもの
		避難口	耐火スクリーンの中間部に開閉による通行可能な開口を作り、避難口としたもの。通過後は自動的に閉鎖する。

1.3. 危害防止機構付き耐火クロス製防火スクリーン（電動）

●構造



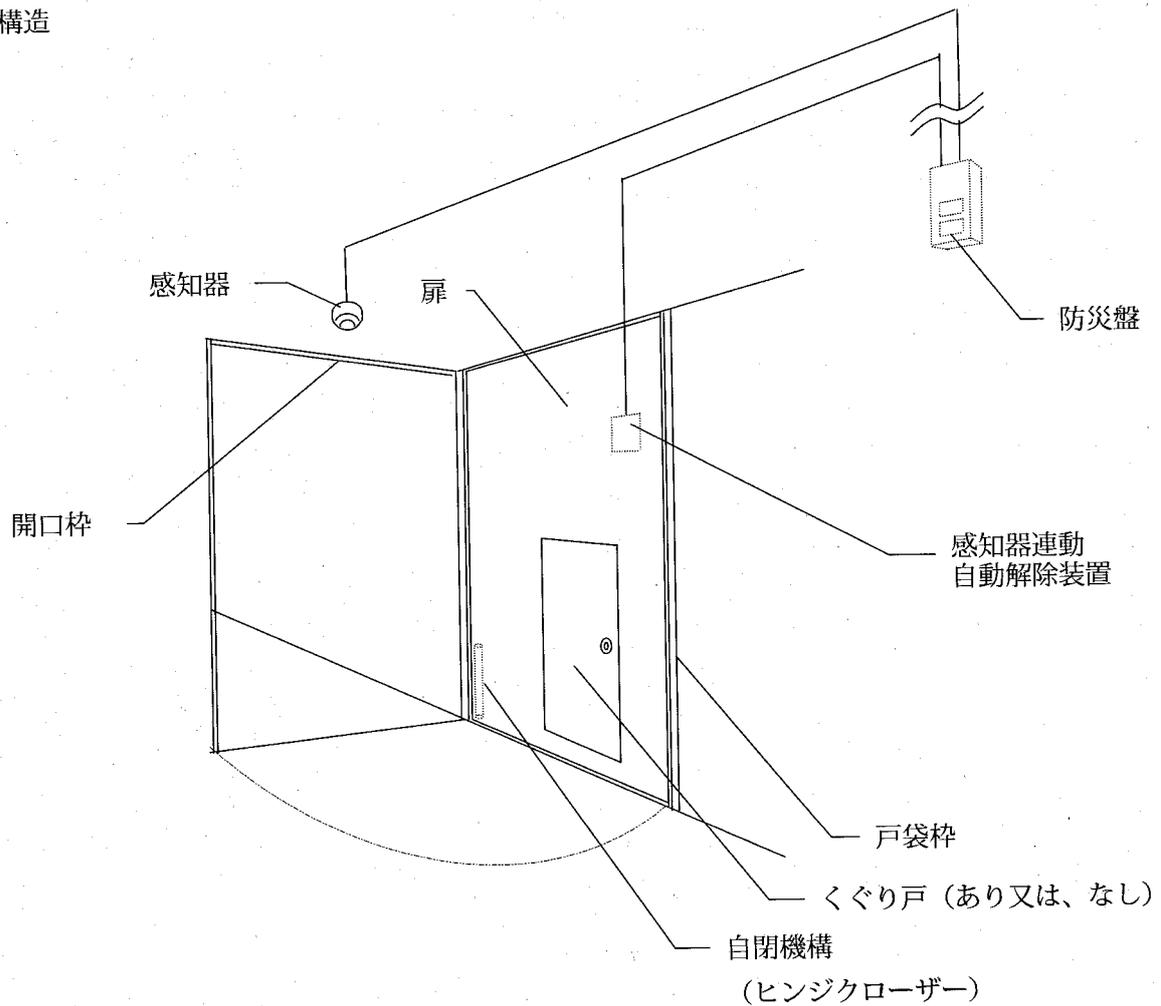
●構成部材

(一般重量シャッターに対する追加となる部材及び異なる部材についてのみ記載)

耐火スクリーン	遮炎性能をもつ布で防火シャッターのシャッターカーテンにあたる。	電気式手動閉鎖装置	火災などのときにシャッターカーテンを手動で閉鎖する装置
危険防止用連動中継器	火災など停電時に自動閉鎖装置へ電源を供給するもの。	危険防止機構座板	危険防止装置において障害物を感知する部位
自動閉鎖装置	火災などのときに防災盤からの動作信号によって、自動的にシャッターカーテンが閉鎖する装置	有線式コードリール	危険防止装置において障害物を感知した信号を危険防止用連動中継器へ伝達するもの
		避難口	耐火スクリーンの中間部に開閉により通行可能な開口を作り、避難口としたもの。通過後は自動的に閉鎖する。

1 4. 戸袋付き防火戸（随時閉鎖式）

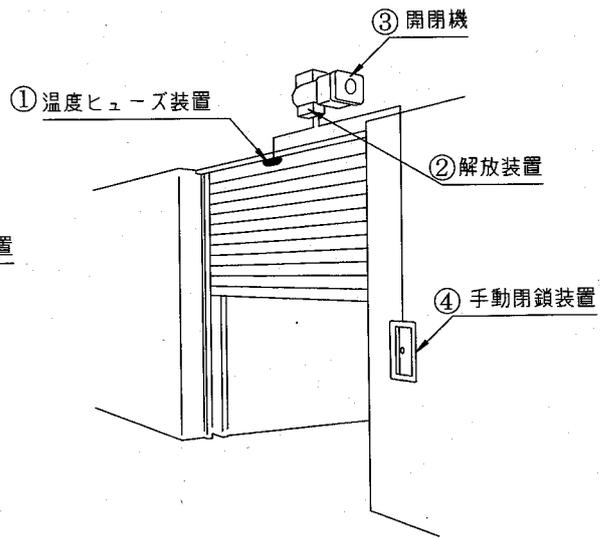
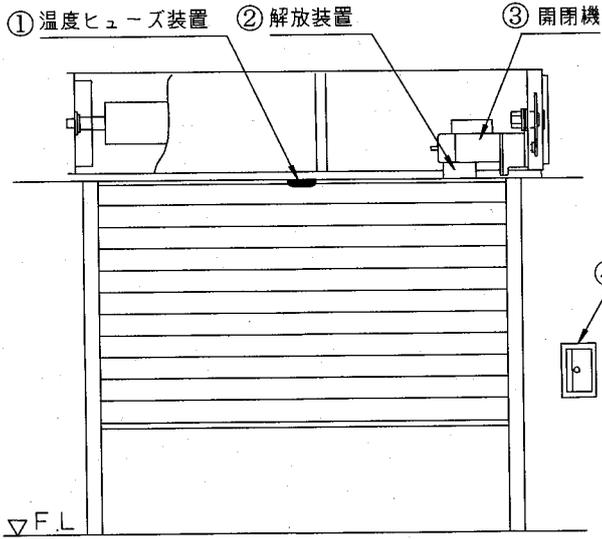
●構造



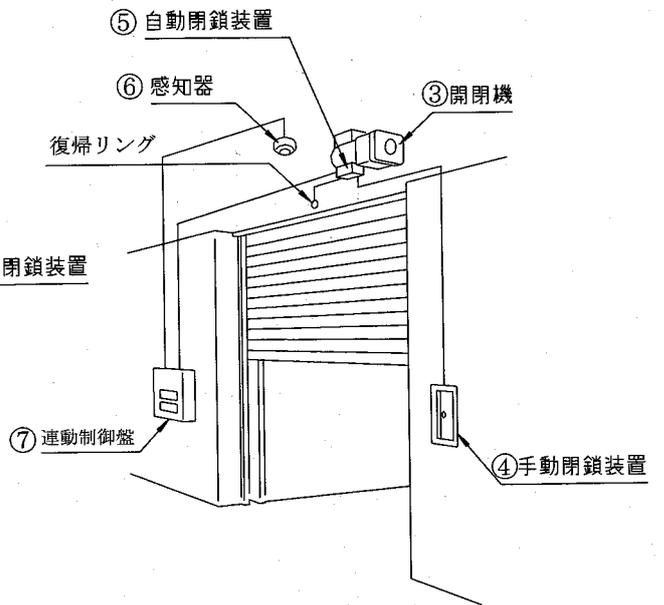
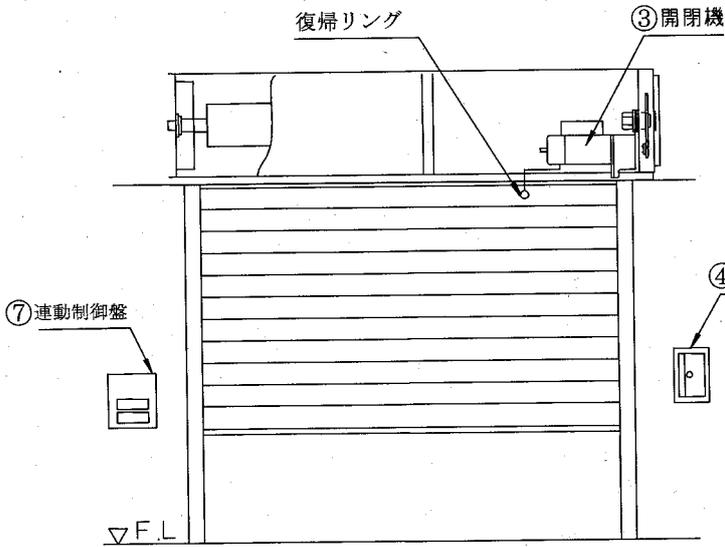
●構成部材

扉	主として鋼製板厚 $t 1.5\text{mm}$ 以上で構成される扉	戸袋枠	扉を収納する戸袋の見切り枠
くぐり戸	扉のサイズが 3m^2 を超えるものに設置される。直接手であけることができ、かつ自動的に閉鎖する構造で、有効幅が 750mm 以上、有効高さが 1800mm 以上、床面からの高さが 150mm 以下とされる。	感知器連動自動解除装置	火災などのときに防災盤からの動作信号によって、自動的に袖扉の戸袋内保持を解除する装置。戸袋枠内蔵型もある。
開口枠	主として鋼製板厚 $t 1.5\text{mm}$ 以上で構成される。上枠、縦枠の3方は扉とあいじゃくり構造となる。	自閉機構	感知器連動自動解除装置により扉の保持が解除されたときに扉を自閉させる機構。

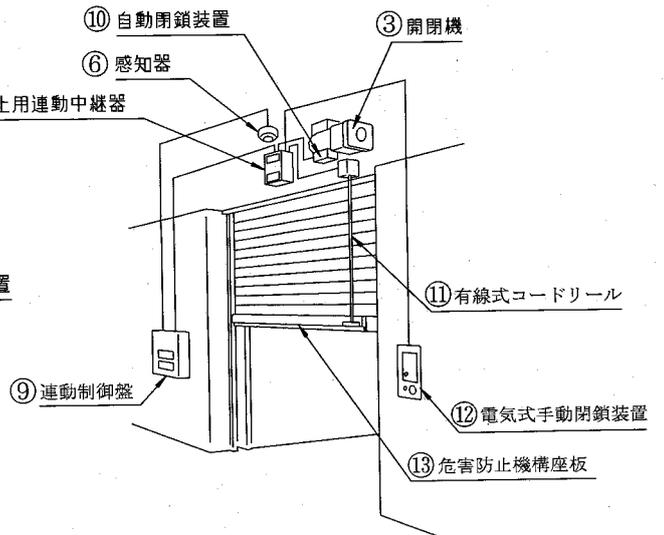
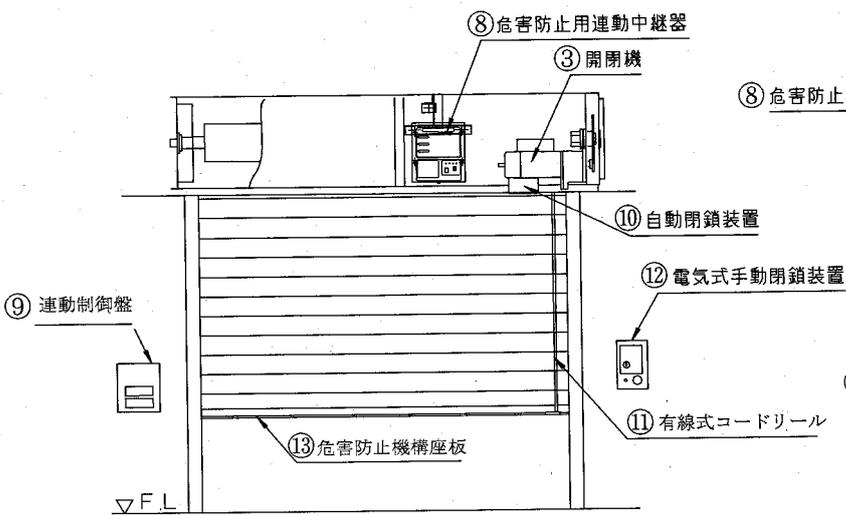
●ヒューズ連動式防火シャッター

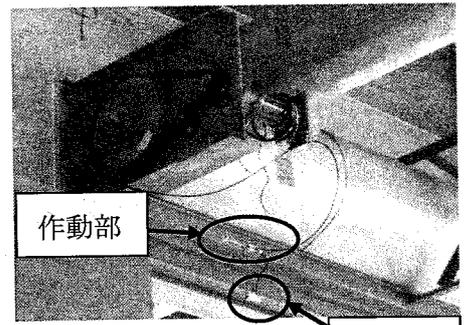
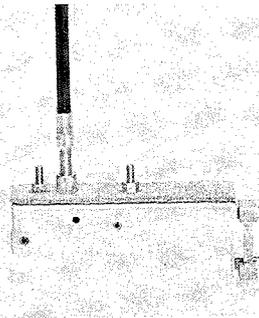
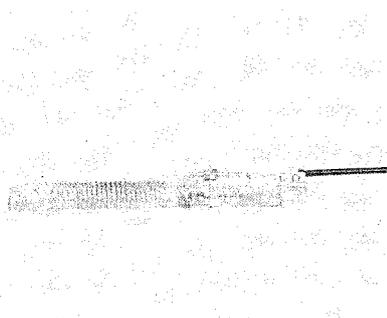


●感知器連動式防火シャッター

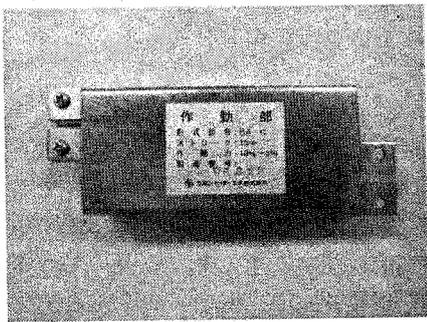


●危害防止機構付き防火シャッター

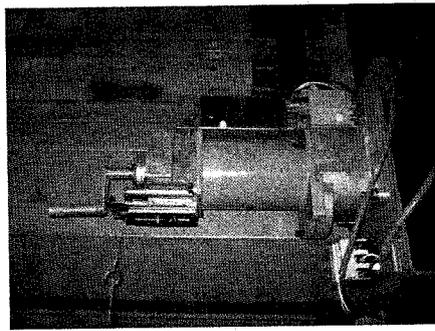




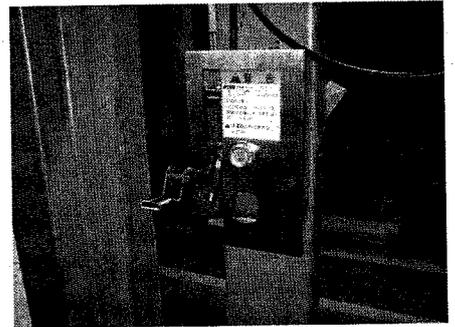
①温度ヒューズ装置
(左：作動部、中央：感知部、右：取付状態)



②解放装置



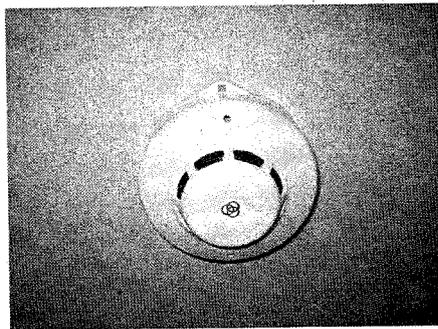
③開閉機



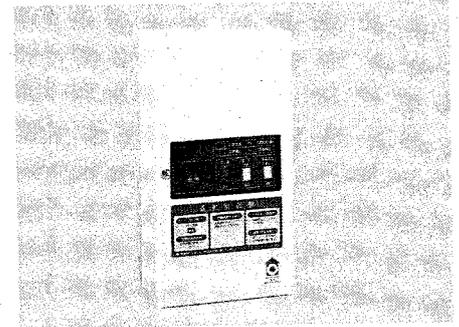
④手動閉鎖装置



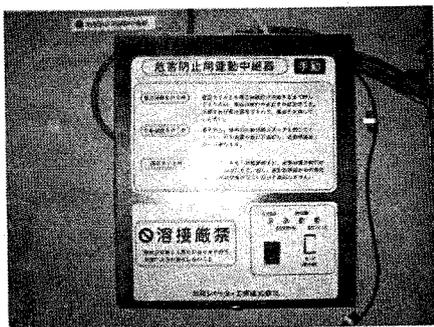
⑤自動閉鎖装置



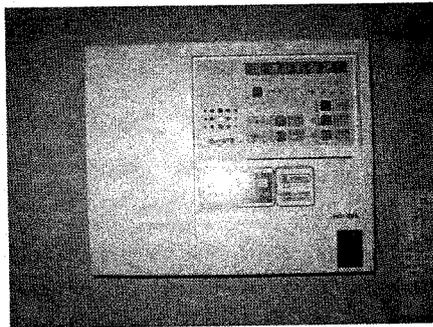
⑥感知器



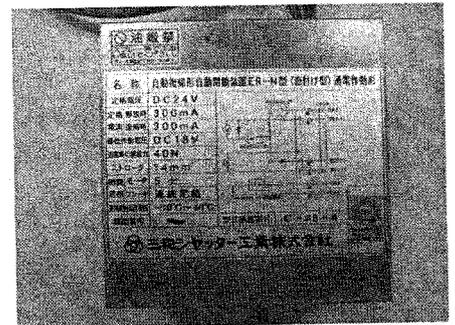
⑦連動制御盤



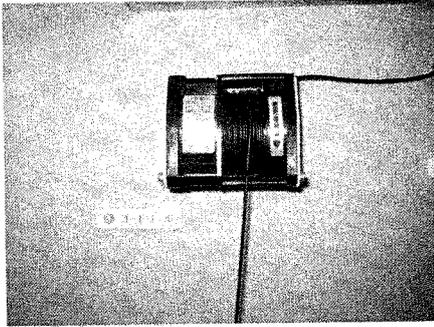
⑧危害防止用連動中継器



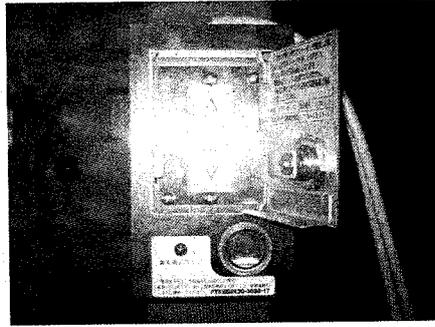
⑨連動制御盤



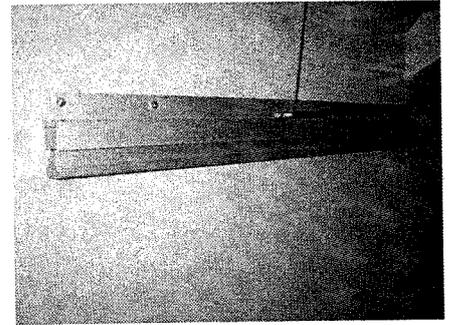
⑩自動閉鎖装置
(危害防止対応)



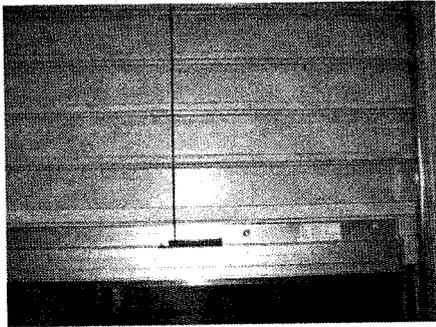
⑪有線式コードリール



⑫電気式手動閉鎖装置



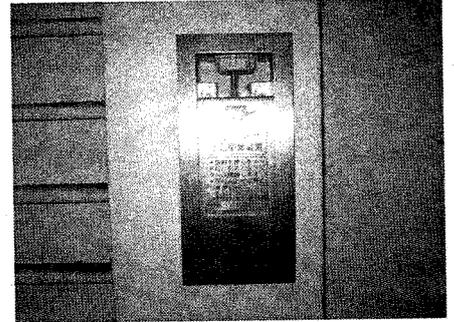
⑬危害防止機構座板



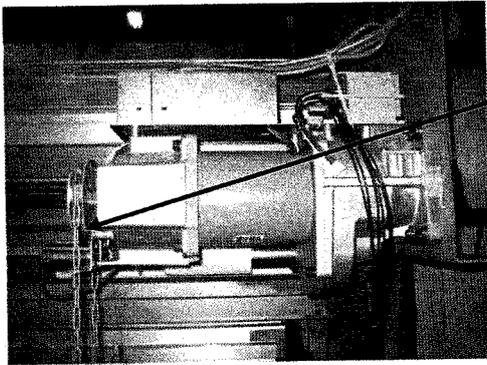
⑪有線式コードリール



⑫電気式手動閉鎖装置



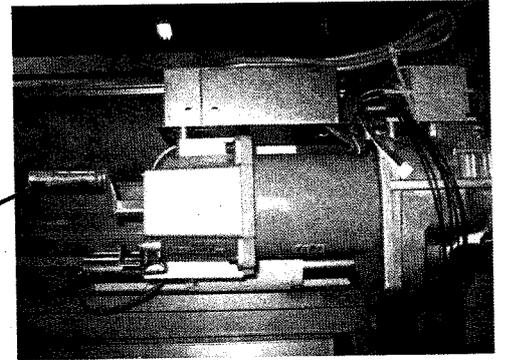
④手動閉鎖装置



開閉機 (チェーン式)

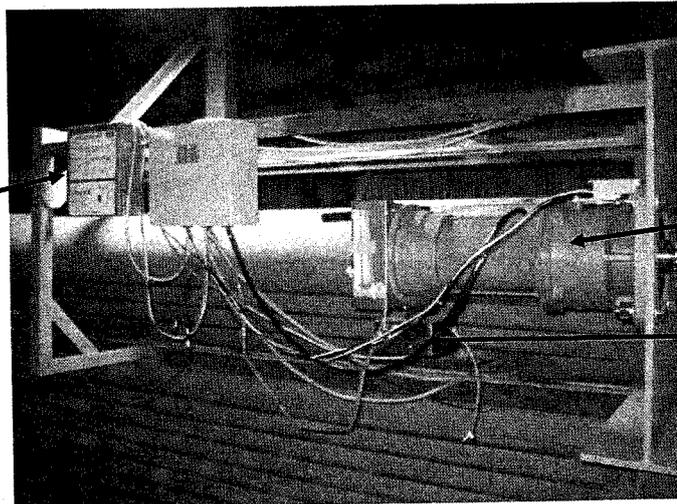
ハンドチェーン

ハンドル



開閉機 (ハンドル式)

危害防止用
連動中継器



開閉機

自動閉鎖装置

非居住建築物着工と重量シャッター生産量との関係

別紙2

西暦	和暦	非居住建築物 着工床面積 千㎡	重量シャッター 生産量 ㎡	床面積千㎡当 たり重量㎡	建物の残 存率	残存重量シャ ッター試算 ㎡
		①	②	②/①	③	②×③
1970	S45	103,965	893,495	8.6	71%	631,900
1971	S46	96,193	955,297	9.9	74%	710,200
1972	S47	113,564	1,110,545	9.8	77%	852,500
1973	S48	135,208	1,425,839	10.5	80%	1,138,600
1974	S49	91,319	1,330,696	14.6	83%	1,099,100
1975	S50	83,870	1,087,743	13.0	85%	919,900
1976	S51	90,193	1,114,070	12.4	87%	972,000
1977	S52	91,690	1,086,831	11.9	89%	969,900
1978	S53	95,748	1,218,945	12.7	86%	1,053,500
1979	S54	108,784	1,405,754	12.9	92%	1,295,200
1980	S55	101,871	1,453,580	14.3	94%	1,361,700
1981	S56	94,861	1,247,712	13.2	95%	1,181,800
1982	S57	88,004	1,159,994	13.2	96%	1,108,800
1983	S58	89,839	1,055,729	11.8	97%	1,020,700
1984	S59	95,910	1,097,664	11.4	97%	1,066,100
1985	S60	96,429	1,171,121	12.1	98%	1,144,400
1986	S61	96,677	1,103,034	11.4	98%	1,083,500
1987	S62	104,700	1,214,072	11.6	86%	1,049,100
1988	S63	121,252	1,459,824	12.0	99%	1,443,900
1989	H1	134,181	1,708,261	12.7	99%	1,694,200
1990	H2	145,931	1,908,278	13.1	99%	1,892,000
1991	H3	135,041	2,011,338	14.9	100%	2,001,300
1992	H4	126,283	1,976,791	15.7	100%	1,972,000
1993	H5	98,972	1,725,336	17.4	100%	1,720,400
1994	H6	92,485	1,555,813	16.8	100%	1,555,400
1995	H7	91,621	1,630,837	17.8	100%	1,629,800
1996	H8	101,894	1,722,709	16.9	100%	1,724,100
1997	H9	98,786	1,807,877	18.3	100%	1,808,100
1998	H10	84,234	1,646,527	19.5	100%	1,646,600
1999	H11	76,343	1,293,376	16.9	100%	1,298,200
2000	H12	80,380	1,574,944	19.6	100%	1,572,900
2001	H13	71,257	1,076,484	15.1	100%	1,075,900
2002	H14	67,582	1,171,815	17.3	100%	1,169,500
2003	H15	69,059	1,319,401	19.1	100%	1,318,700
2004	H16	75,965	1,409,700	18.6	100%	1,405,800
2005	H17	79,465	1,521,053	19.1	100%	1,520,600
2006	H18	80,060	1,554,406	19.4	100%	1,555,400
2007	H19	70,340	1,445,000	20.5	100%	1,445,100
累計		3,679,952	52,651,891	14.3		50,108,800

出典① 非居住建築物着工床面積は、建築統計にもとづく。

② 重量シャッター生産量は、(社)日本シャッター・ドア協会統計資料にもとづく。

③ 建物の残存率は、東京大学野城教授の研究レポートにもとづく。

特殊建築物における防火シャッター設置数量試算

用途	シャッター現場実態調査 (平成19年度上期)						特殊建築物の件数				防火シャッター 推定設置数		非防火シャッター 推定設置数			
	現場数		防火シャッター		非防火シャッター		総連数		指定対象		報告対象		指定対象		報告対象	
	件	構成比	連	連/件 ①	連	連/件 ②	連	連/件	件数 ③	構成比	件数 ④	構成比	①×③	②×④	②×③	①×④
1 劇場, 映画館等	3	0.2%	4	1.3	4	1.3	8	2.7	1,061	0.4%	363	0.3%	1,415	484	1,415	484
2 公会堂, 集会場等	45	3.4%	76	1.7	38	0.8	114	2.5	10,652	4.0%	5,399	4.4%	17,990	9,118	8,995	4,559
3 病院, 診療所, 福祉施設等	155	11.8%	304	2.0	141	0.9	445	2.9	29,246	11.1%	10,320	8.4%	57,360	20,241	26,604	9,388
4 旅館, ホテル	44	3.4%	77	1.8	45	1.0	122	2.8	31,320	11.9%	18,712	15.2%	54,810	32,746	32,032	19,137
5 共同住宅等	172	13.1%	152	0.9	120	0.7	272	1.6	111,563	42.4%	64,280	52.2%	98,591	56,806	77,835	44,847
6 学校, 体育館	126	9.6%	439	3.5	41	0.3	480	3.8	14,886	5.7%	3,839	3.1%	51,865	13,376	4,844	1,249
7 博物館, 美術館等	18	1.4%	36	2.0	31	1.7	67	3.7	1,276	0.5%	304	0.2%	2,552	608	2,198	524
8 百貨店, スーパー, 小売店 舗	555	42.3%	2,914	5.3	840	1.5	3,754	6.8	39,770	15.1%	17,351	14.1%	208,810	91,101	60,192	26,261
9 事務所	106	8.1%	717	6.8	172	1.6	889	8.4	14,821	5.6%	2,508	2.0%	100,251	16,964	24,049	4,070
10 その他 (飲食店, 遊技場 等)	88	6.7%	214	2.4	78	0.9	292	3.3	8,518	3.2%	72	0.1%	20,714	175	7,550	64
合計	1,312	100%	4,933	3.8	1,510	1.2	6,443	4.9	263,113	100%	123,148	100%	614,358	241,618	245,714	110,582

① シャッター現場実態調査は、メーカー5社の平成19年4～9月の売上データから集計。

② 特殊建築物の件数は、住宅局建築物防災対策室が作成した、平成18年度建築設備、昇降機等及び特殊建築物等の定期報告実施状況から転用

定期点検実施状況の試算

(社)日本シャッター・ドア協会

件数合計	33,600 件		定期点検契約件数の概数(5社合計)
台数合計	270,000 連		
1件当たり台数	8.0 連		
防火シャッター(推定)	159,000	59%	防火シャッターと管理シャッターの比率は、平成18年度上期調査による。 (1社、1677件、11893連)
管理シャッター(推定)	111,000	41%	

防火シャッター等の機構の高度化、複雑化の経緯と具体的内容

(社) 日本シャッター・ドア協会

年代	法改正の内容	防火シャッター複雑化の流れ	参考図	備考
昭和44年頃	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第110条で材質・板厚が決められていた。(構造基準) 	<ul style="list-style-type: none"> 火災を感知し自動的に降下する機構は、温度ヒューズが熱で溶けると開閉機のブレーキが引かれ、シャッターが降下する単純な構造が主流。 電気を一切使わない機械的な構造のため停電時の対応を考慮する必要がない。(図1) 	<p>図1 温度ヒューズ装置連動防火シャッター</p>	
昭和45年	<ul style="list-style-type: none"> 昭和45年に建築基準法の一部が改正され、防火区画の開口部で避難経路に当たる箇所には避難扉が必要となり、その大きさは幅：750mm、高さ：1800mm以上。 	<ul style="list-style-type: none"> 感知器に連動して閉鎖する防火シャッターが開発された。感知器は国家検定品または、防災性能評定品を使用。 		昭和47年5月 千日デパート火災 (大阪市)
昭和48年	<ul style="list-style-type: none"> 建設省告示第2563号による感知器等の自閉機構の設置方法、制御方法の明確化。具体的には、煙・熱感知器は消防法第21条の2の第1項の検定に合格したもので設置場所の注意あり。連動制御器は自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので随時、制御の監視ができるもので配線の規定あり。自動閉鎖装置は連動制御器から起動信号を受けた場合に防火戸を自動的に閉鎖させるもの等。 建設省告示第2564号による遮煙構造の明確化。具体的構造は、シャッターは遮煙性能試験に合格したもので開口幅が5m以下。これ以前は遮煙性能の規定はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱感知器連動で降下する電気制御構造の防火シャッターが普及。防火シャッターは熱感知器に連動する構造とするため連動制御器、自動閉鎖装置等の部品が追加され構造が複雑になった。また、電気制御のため停電時を考慮し連動制御器にはバッテリー内蔵される。(図2) デパート火災の教訓から堅穴区画等に遮煙性能の必要性が求められ遮煙性能を有する防火シャッターが開発された。その構造は、遮煙性能を向上させるフラット形状のスラット及び、遮煙材の追加。 	<p>図2 感知器連動連動防火シャッター</p>	昭和48年11月 大洋デパート火災 (熊本市)
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> 防火シャッターに危害防止装置を設置するためのガイドラインができ、学校等に普及。具体的構造は、降下中のシャッターに障害物が当たると一時的に停止。(図3) または、火災信号を受け降下したシャッターを床面から約30cmの高さで一時的に停止させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 危害防止機構を実現するために防火シャッターには危害防止用連動中継器、危害防止用座板が追加され、自動閉鎖装置にはシャッターを閉鎖させるだけでなく障害物を検知した場合に一時的に停止させる機能も付加された。 大開口を区画できる防火シャッターへの要望から従来の防火シャッターより複雑な構造の製品が開発されはじめた。 <p>【製品例】 中柱収納式防火シャッター(図4) (構造規定に基づく仕様) 避難口付き布製防火シャッター(図5) (現場ごとに38条認定で運用)</p>	<p>図3 危害防止機構付き防火シャッター</p>	平成10年 浦和市の小学校で 防火シャッターに 児童が挟まれ死亡 する事故
			<p>図4 中柱収納式防火シャッター</p>	
			<p>図5 避難口付き布製防火シャッター</p>	
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法の改正(性能規定化) 従来の構造基準(法律に記載された構造通りに建築物を設計)から、性能規定化(建築物に必要な性能を規定)に移行することにより新たな防火設備の可能性が広がった。 大臣認定取得により一般の建築物への適用が可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 新機構防火設備の大臣認定取得が可能となり、複雑な機構の防火シャッターが普及してきた。 【大臣認定取得による特殊な防火設備】 ①可動中柱式防火シャッター(図4) ②避難口付き布製防火シャッター(図5) ③開口幅5m超防煙シャッター ④EV区画用バランス式布製防火シャッター ⑤袖扉連動防火シャッター(図6) 	<p>図6 袖扉連動防火シャッター ※扉が完全に閉鎖しなければ防火シャッターは降下しない。</p>	
平成16年		<ul style="list-style-type: none"> 六本木ヒルズの回転ドア事故を受け建築設備に対する安全性の要求が高まり、危害防止装置や急降下停止装置等の安全装置が普及してきた。 ⇒防火シャッターだけでなく、一般管理シャッターの安全も見直されるようになった。 		平成16年3月 六本木ヒルズで回転 ドアに児童が挟 まれ死亡する事故
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第112条改正(危害防止機構の法制化) 具体的構造は ①運動エネルギー10J以下 ②挟まれ荷重150N以下又は、障害物感知後5cm以下の停止 	<ul style="list-style-type: none"> 危害防止機構の法制化により全ての防火シャッターが障害物を検知した後、一時停止する複雑な構造となる。 ⇒専門知識を持った点検作業でなければメンテナンス出来ない。 	※図は図3と同じ。	平成18年6月 五泉市の小学校で 防火シャッターに 児童が挟まれる事 故

防火シャッター連動機構システムの高度化の経緯と具体的内容

(社)日本シャッター・ドア協会

年代	法改正の内容	複雑化の流れ	参考図	備考
昭和36年	3月25日(政令第37号) 消防法施行令が制定され、消防用設備の設置及び維持に関する技術上の基準が制定 4月1日(省令第6号) 消防法施行規則が制定され、消防用設備の設置及び維持に関する細目が規定	消防用設備が法律によって義務化された		
昭和44年	3月10日(政令第18号) ホテル等への自動火災報知設備の設置が既存の対象物へも適及適用 煙感知器、中継器が検定品目に追加 3月28日(省令第3号) 階段、通路、シャフト、地階、無窓階、11階以上の部位等への煙感知器の設置が既存の対象物へも適及適用	超高層複合ビル建設において早期火災発見のため、熱感知器に加えイオン化式煙感知装置を採用した。その後のホテル火災続発により政令の改正で既存適及も含め煙感知器を設置することとなった	 	昭和43年11月 有馬温泉池坊満月城火災(兵庫県) 昭和44年2月 磐光ホテル火災(福島県)
45昭和	12月26日(省令第27号) 消防機関へ通報する火災警報装置等は集中監視するよう規定された。			
47昭和	12月1日(政令第411号) 複合用途の対象物に自動火災報知設備の設置が既存の対象物へも適及適用			昭和47年5月 千日デパート火災(大阪市)
48昭和				昭和48年11月 大洋デパート火災(熊本市) 昭和50年11月 秀和めじろ台レジデンスガス爆発火災(八王子市)
昭和50年	4月1日(消防庁告示第4号) 消防用設備等ごとの消防用設備等試験結果報告書の様式が制定 4月1日(自治省告示第89号) 消防法施行令第36条第2項に定める防火対象物における消防用設備等を点検する資格を有する者が規定 4月1日(消防庁告示第2号) 消防設備士免状の交付を受けている者などが点検を行うことができる消防用設備等の種類が規定 4月1日(消防庁告示第3号) 消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果について報告書の様式が規定			
昭和52年頃		アドレスラベル式とは感知器に固有の番号を持たせ、受信機上で特定の感知器を表示することが可能な方式。 P型受信機は、警戒区域毎に受信機から配線される受信機システム、R型受信機とは伝送を使用した受信機システムの総称。大規模のシステムは、配線の省力化ができることで、R型受信機が主流となっている。	 	昭和55年11月 川治温泉プリンスホテル火災(栃木県)
昭和59年	7月20日(自治省令第18号) 多信号感知器、複合型感知器、光電分離型感知器が導入 スポット型の煙感知器の防虫網、防水型感知器の防水試験強化など非火災報対策としての機器を整備 7月20日(自治省令第19号20号) 蓄積式中継器、蓄積式受信機など追加	自動火災報知設備の非火災報対策として「蓄積機能をもった受信機」(蓄積式)が登場し、非火災報が急激に減った。 感知器作動後一定時間経過してから感知器を一度復旧させ、再作動した時に火災と判断する。	 	昭和57年2月 ホテルニュージャパン火災(千代田区)
63昭和		煙・熱連動機構の設置に関する指針の発行(両工業会)		
4平成		紫外線式、赤外線式炎感知器の開発(点検用具は従来のものと異なる)		
平成5年	1月29日(自治省令第3号4号5号) 蓄積式及びアナログ式の感知器、中継器及び受信機の規格が規定	インテリジェントビルの建築ラッシュを背景に、非火災報の低減や火災の早期発見を目指し、従来のON/OFF型の火災検知に対し、感知器が検出した煙や熱のアナログ量を火災情報信号として受信機へ送信して火災判断を行うアナログシステムが開発された。コンピュータ技術の発展と多重伝送技術の進歩によるところが大きい。	 	
平成7年	9月13日(自治省令第28号,29号) 中継器及び受信機の規格が改正され、自動試験機能付き及び沿革試験機能付きのものが規定	受信機システムや、感知器を遠隔から試験できるものとなった。		
平成8年		総合操作盤の適正な設置維持管理に関するシステム専門技術者制度が国の通知によりスタートしたが、現在その通知は無効となっている。現在日本火災報知機工業会で、自主的に制度を維持している。	 	
14平成	4月26日(法律第30号) 消防法が改正され、新宿歌舞伎町火災に対応し法律が整備	煙・熱感知連動機構装置などの自主評定制度が発足(従来は(財)日本建築センターで行われていたものが移行)		平成13年9月 明星56ビル火災(新宿歌舞伎町)

(社)

点検不十分による事故例(防火シャッター)

(報道済)

発生日	施設名	製品	被害者	被害程度	発生状況/原因	点検有無
S57.11.18	板橋区立上板橋小学校 (東京都板橋区)	防火シャッター w2.2*h2.4	小学生	重傷	突然降りてきたシャッターに首を挟まれた。 感知器内に羽虫の死骸による誤作動。	-
S61.2.25	小学校 (鹿児島県)	防火シャッター W3.3×H2.8	小学生	負傷3日間	突然降りてきたシャッターに背中を挟まれた。 感知器の取付けが緩み傾いていたための誤作動。	-
H10.4.14	別所小学校 (現さいたま市浦和区)	防火シャッター	小学生	死亡	突然降りてきたシャッターの下を潜ろうとしてランドセルがひっかかった。感知器内のゴミが高湿のため水分を含んでの誤作動。	-
H13.3.4	宇佐市役所 (大分県宇佐市)	防火シャッター 防火ドア	市職員2名	焼死 火災拡大	火災時非作動 針金による防火ドアの固定	-
H16.6.8	ジャスコ五城目店 (秋田県南秋田郡)	防火シャッター	男性客1名 女性客2名	打撲	突然の降下による背中等の打撲。 不規則信号発信	無
H18.6.7	五泉市立村松小学校 (新潟県五泉市) 067	防火シャッター	小学生	重傷	降りてきたシャッターの下を潜ろうとしてランドセルがひっかかった。点検者の能力不足及び点検体制の不十分さ(単独点検)。	無(防災点検中)

※数字はW*H(単位:m)

(会員情報) - 2 軽度の人身事故及び物損(点検で防げる可能性の高いもの)

発生日	施設名	製品	被害者	被害程度	発生状況/原因	点検有無
H18.4.28	大型店 (三重県多気郡)	防火シャッター	利用者	軽傷	シャッター部品(押し車)が落下、利用者に当たった。 感知器の誤作動及び押し車の緩み	無(防災 2006.0 1.26)

防火シャッター、防火ドアの維持管理に問題があったと思われる火災事例

発生日	建物名称等	場所	構造・階層	延床㎡	焼損㎡	人的被害	シャッター、ドア等関係
1 S39. 2. 13	松屋銀座店	東京	耐 8/3	45,659	3,862	傷24	防火シャッター1箇所が3/4開いてしまい延焼
2 S44. 5. 1	蒲田文化会館(イトーヨーカ堂)	東京	耐 5/1	6,313	1,782	傷13	自閉式防火シャッター作動せず
3 S57. 2. 8	(株)ホテルニュージャパン	東京	鉄耐 10/2	46,697	4,186	死33 傷34	防火戸の維持管理状況が不十分で一部防火戸が作動しなかった
4 S57. 11. 18	庄川観光ホテル	富山	耐、一部木	6,442	3,432	死2 傷8	防火シャッターが手動式で開放されていた
5 S61. 2. 11	熱川温泉大東館ホテル旧館「山水」	静岡	木 3/0	788	788	死24	自動火災報知機が誤発報すると言う理由でベルが切られていた
6 S63. 12. 30	(株)ホテル望海	大分	耐 7/1	6,498	30	傷1	常閉防火戸が開放状態で固定
7 H1. 8. 24	スカイシティ南砂マンション2403号室	東京	耐 28/1	33,209	184	傷 6	防災センターが機能せず、避難誘導が円滑に出来なかった
8 H2. 3. 18	(株)長崎屋尼崎店	兵庫	鉄耐 5/0	5,151	814	死15 傷6	一部の防火扉に閉鎖障害
9 H13. 9. 1	新宿歌舞伎町明星56ビル	東京	耐 5/2	516	169	死46	随時閉鎖式防火扉が開放状態

(出典) (財)消防科学総合センターWebサイト 「消防防災博物館」

なお、9は火災誌編集委員会(2001年254巻)による

重量シャッター 定期点検実施結果

(1) 総括表

(H20年6月～8月の3ヶ月間に点検した重量シャッターの台数と
その内の降下障害不良の台数)(4社合計)

建物区分	シャッター区分	点検台数	降下障害台数	割合
特殊建築物	管理電動	187	0	0.0%
	防火電動	181	6	3.3%
	防火手動	62	0	0.0%
	併用電動	90	0	0.0%
特殊建築物以外	管理電動	63	0	0.0%
	防火電動	68	6	8.8%
	防火手動	21	0	0.0%
	併用電動	28	0	0.0%
合 計		700	12	1.7%

(注) 点検契約に基づき点検が行われているものについて集計

重量シャッターの不具合部位 (延べ数) その1

不具合部位	防火シャッター				管理シャッター				重量シャッター合計				x/設置数	
	5年以内	5~10年未満	10~15年未満	15年超過	5年以内	5~10年未満	10~15年未満	15年超過	5年以内	5~10年未満	10~15年未満	15年超過		計
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計			
スラット吊元	2	32	113	483	10	75	257	492	12	107	370	975	1,464	5.0%
ガイドレール	2	3	5	26	7	7	16	50	9	10	21	76	116	0.4%
チェーン	0	3	1	7	1	9	20	39	1	12	21	46	80	0.3%
押車	0	0	7	3	2	5	17	11	2	5	24	14	45	0.2%
ブラケット	0	0	1	3	1	1	4	18	1	1	5	21	28	0.1%
巻取シャフト	0	0	2	2	0	0	0	14	0	0	2	16	18	0.1%
ワイヤロープ	0	6	1	10	0	0	0	1	0	6	1	11	18	0.1%
ローラー	0	0	0	1	0	0	7	9	0	0	7	10	17	0.1%
スプロケット	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	4	4	0.0%
スプリング	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	3	0.0%
小計	4	44	130	537	21	97	324	636	25	141	454	1,173	1,793	6.1%
開閉機(M,G含)	5	3	87	452	0	34	209	504	5	37	296	956	1,294	4.4%
制御盤	0	11	36	12	0	23	73	60	0	34	109	72	215	0.7%
ブレーキ装置	0	1	13	73	1	11	37	65	1	12	50	138	201	0.7%
リミットスイッチ	0	2	12	35	1	3	9	40	1	5	21	75	102	0.3%
自動閉鎖装置	12	9	7	60	0	0	4	1	12	9	11	61	93	0.3%
手動閉鎖装置	5	16	22	18	0	1	0	19	5	17	22	37	81	0.3%
押釦スイッチ	1	11	4	9	2	5	14	17	3	16	18	26	63	0.2%
障害物感知装置	3	1	2	1	2	12	17	13	5	13	19	14	51	0.2%
送信機・受信機	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	3	2	5	0.0%
小計	26	54	183	660	6	89	366	721	32	143	549	1,381	2,105	7.2%
その他	6	57	18	74	4	18	57	66	10	75	75	140	300	1.0%
合計	36	155	331	1,271	31	204	747	1,423	67	359	1,078	2,694	4,198	14.3%
構成比	2.0%	8.6%	18.5%	70.9%	1.3%	8.5%	31.1%	59.2%	1.6%	8.6%	25.7%	64.2%	100%	

(単位：台数)

シャッター企業4社の平成18年度4月~9月分の点検伝票から集計(スポット点検を含む)

重量シャッターの不具合部位 (延べ数) その2

建物別設置台数 (単位：台数)

建物種類	設置数a	構成比	不具合b	構成比	b/a
百貨店・大型店舗	9,804	33%	1,239	30%	13%
事務所ビル	7,814	27%	1,196	28%	15%
工場・倉庫	3,002	10%	850	20%	28%
公共施設	2,482	8%	454	11%	18%
共同住宅	906	3%	68	2%	8%
その他	5,292	18%	391	9%	7%
計	29,300	100%	4,198	100%	14%

経過年数別設置台数 (単位：台数)

経過年数	設置数a	構成比	不具合b	構成比	b/a
5年未満	2,580	9%	103	2%	4%
5～10年未満	5,707	19%	408	10%	7%
10～15年未満	8,909	30%	1,105	26%	12%
15年以上	12,104	41%	2,582	62%	21%
計	29,300	100%	4,198	100%	14%

不具合現象別 (参考) (単位：台数)

	防火	管理	計x	x/総数
経年劣化	739	1,009	1,748	6.0%
流れ・ずれ	557	553	1,110	3.8%
変形	122	229	351	1.2%
腐食・錆	33	216	249	0.8%
作動不良	221	178	399	1.4%
巻込	1	7	8	0.0%
その他	120	213	333	1.1%
計	1,793	2,405	4,198	14.3%

シャッター企業4社の平成18年度4月～9月分の点検伝票から集計

昭和48年12月28日建設省告示第2563号（防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件）（2/3）

防火・防煙・防ドア	防火・防煙・防ドア	防火・防煙・防ドア	防火・防煙・防ドア	防火・防煙・防ドア	防火・防煙・防ドア	防火・防煙・防ドア	防火・防煙・防ドア	防火・防煙・防ドア	防火・防煙・防ドア	防火・防煙・防ドア
<p>(2) 次に掲げる場所に設けるものであること。</p> <p>(イ) 防火設備からの水平距離が10メートル以内で、かつ、防火設備と煙感知器又は熱煙複合式感知器との間に間仕切壁等がない場所</p> <p>(ii) 壁（天井から50センチメートル以上下方に突出したたれ壁等を含む。）から60センチメートル以上離れた天井等の室内に面する部分（廊下等狭い場所であるために60センチメートル以上離すことができない場合にあっては、当該廊下等の天井等の室内に面する部分の中央の部分）</p> <p>(iii) 次に掲げる場所以外の場所</p> <p>(イ) 換気口等の空気吹出口に近接する場所</p> <p>(ロ) じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>(ハ) 腐食性ガスの発生をおそれのある場所</p> <p>(ニ) 廊房等正常時に滞留する場所</p> <p>(ホ) 排気ガスが多量に滞留する場所</p> <p>(ヘ) 煙が多量に流入するおそれのある場所</p> <p>(ト) 結露が発生する場所</p> <p>ホ 運動制御器は、次に定めるものであること。</p> <p>(1) 煙感知器又は熱煙複合式感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので、随時、制御の監視ができるもの</p> <p>(2) 火災による熱により機能に支障をきたすおそれなく、かつ、維持管理が容易に行えるもの</p> <p>(3) 運動制御器に用いる電気配線及び電線が、次に定めるものであるもの</p> <p>(イ) 昭和45年建設省告示第1829号第二号及び第三号に定める基準によるもの</p> <p>(ii) 常用の電源の電圧配線は、他の電気回路（電源に接続する部分及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第3項第一号に規定する自動火災報知設備の中継器又は受信機に接続する部分を除く。）に接続しないもので、かつ、配電盤又は分電盤の階別主閉開器の電源側で分岐しているもの</p> <p>ハ 自動閉鎖装置は、次に定めるものであること。</p> <p>(1) 運動制御器から起動指示を受けた場合に防火設備を自動的に閉鎖させるもの</p> <p>(2) 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線が、木の（3）に定めるものであるもの</p> <p>ト 予備電源は、昭和45年建設省告示第1829号第四号に定める基準によるものであること。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>19</p>
<p>第2 令第112条第14項第一号イからニまでに掲げる要件（二）に掲げる要件（二）に掲げる要件にあっては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一 第一号に定める構造の防火設備とすること。</p> <p>二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができ構造の防火設備とすること。</p> <p>イ 第一号イ及びロに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ロ 熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖する構造のものにあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 熱感知器又は熱煙複合式感知器、運動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。</p> <p>(2) 熱感知器は、次に定めるものであること。</p> <p>(イ) 消防法第21条の第1項の規定による検定に合格した熱複合式若しくは定温式のものの特種の公称作動温度（種別式（熱複合式のもののうち多層導機能をもたないものをいう。）のものにあつては公称定温点、以下同じ。）が60度から70度までのもの（ボイラー室、厨房等最高周囲温度が50度を超える場所）にあっては、当該最高周囲温度より20度高い公称作動温度のもの</p> <p>(ii) 第一号二（2）（イ）及び（ii）に掲げる場所に設けるもの</p> <p>(3) 熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。</p> <p>(イ) 消防法第21条の第1項の規定による検定に合格したもののうち、定温式の性能を有するもので特種の公称作動温度が60度から70度までのもの（ボイラー室等最高周囲温度が50度を超える場所）にあっては、当該最高周囲温度より20度高い公称作動温度のもの</p> <p>(ii) 第一号二（2）に掲げる場所に設けられたもの</p> <p>(4) 運動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源は、第一号ニからトまでに定めるものであること。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>19・20</p>
<p>検査項目と部位</p>	<p>設置場所</p>	<p>法により求められる機能</p>	<p>自動閉鎖（運動）</p>	<p>自動閉鎖（運動）</p>	<p>自動閉鎖（運動）</p>	<p>自動閉鎖（運動）</p>	<p>予備電源</p>	<p>運動制御器 （電気配線及び電線）</p>	<p>自動閉鎖装置 （電気配線及び電線）</p>	<p>25</p>
<p>検査標準No.</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>25</p>

防火シャッターの検査標準 (JIS A 1313 : 2003)

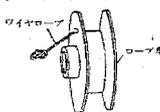
検査項目		検査方法	判定基準												
寸法測定	1	内のり幅	測定												
	2	スラットかみ合わせ長さ													
	3	ガイドレール溝幅													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表 内のり幅の寸法許容差及びかみ合わせ長さ左右合計長さ左右合計</caption> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">シャッター内のり幅(m)</th> <th style="text-align: center;">内のり幅寸法許容差</th> <th style="text-align: center;">スラットかみ合わせ長さ左右合計</th> <th style="text-align: center;">片側の最低かみ合わせ長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3.0以下</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">±4mm</td> <td style="text-align: center;">90mm以上</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">20mm以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3.0を越え 5.0以下</td> <td style="text-align: center;">100mm以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.0を越え 8.0以下</td> <td style="text-align: center;">120mm以上</td> </tr> </tbody> </table>				シャッター内のり幅(m)	内のり幅寸法許容差	スラットかみ合わせ長さ左右合計	片側の最低かみ合わせ長さ	3.0以下	±4mm	90mm以上	20mm以上	3.0を越え 5.0以下	100mm以上	5.0を越え 8.0以下	120mm以上
シャッター内のり幅(m)	内のり幅寸法許容差	スラットかみ合わせ長さ左右合計	片側の最低かみ合わせ長さ												
3.0以下	±4mm	90mm以上	20mm以上												
3.0を越え 5.0以下		100mm以上													
5.0を越え 8.0以下		120mm以上													
寸法許容差：図面寸法に対し±2mm															
開放状態	4	まぐさ及びガイドレールの損傷	目視												
	5	遮煙装置の損傷	目視												
	6	座板のまぐさに対する納まり	目視												
	7	手動閉鎖及びその表示	目視												
閉鎖状態	8	スラット及び座板の損傷	目視												
	9	遮煙材の接触状況	目視												
	10	座板と床面との接触状況	目視												
	11	まぐさとガイドレールとの接合部	目視												
開閉機構及び天井内部	12	開閉機の取付け緩み及び油漏れ	触診 目視												
	13	巻取りシャフトの軸受	触診 目視												
	14	スプロケット及びローラチェーン	目視 測定												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表2 ローラチェーンのたるみ長さ</caption> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">配置の状態</th> <th style="text-align: center;">たるみ長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">水平</td> <td style="text-align: center;">軸間距離の2%以上、4%以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軸間距離が1m以上の場合、垂直又は重荷重で、正逆転を繰り返す場合</td> <td style="text-align: center;">軸間距離の1%以上、2%以下</td> </tr> </tbody> </table>				配置の状態	たるみ長さ	水平	軸間距離の2%以上、4%以下	軸間距離が1m以上の場合、垂直又は重荷重で、正逆転を繰り返す場合	軸間距離の1%以上、2%以下						
配置の状態	たるみ長さ														
水平	軸間距離の2%以上、4%以下														
軸間距離が1m以上の場合、垂直又は重荷重で、正逆転を繰り返す場合	軸間距離の1%以上、2%以下														
開閉機構及び天井内部	15	温度ヒューズ取付け状況	動作												
	16	自動閉鎖装置	触診												

防火シャッターの検査標準 (JIS A 1313:2003)

検査項目	検査方法	判定基準																		
開閉機構 及び天井内部	17 制御盤の端子及び接点	目視 電動開閉機を使用した場合の制御盤は、安全かつ容易に点検できる。また、端子部分の緩みがなく、各スイッチの接点は良好であること																		
	18 絶縁抵抗値の測定	測定 大地と各線路の絶縁抵抗は、JISC1302に規定する500V、100MΩ絶縁抵抗計を用い、開閉器を遮断し、リミットスイッチの作動しない状態、すなわち、シャッターが半開の状態を検査し、表3による <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <caption>表3 大地と各線路の絶縁抵抗</caption> <thead> <tr> <th>回路用途</th> <th>回路の使用電圧</th> <th>絶縁抵抗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電動機主回路</td> <td>300V以下のもの</td> <td>0.2MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>300Vを越えるもの</td> <td>0.4MΩ以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御回路 信号回路</td> <td>150V以下のもの</td> <td>0.1MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>150Vを越え 300V以下のもの</td> <td>0.2MΩ以上</td> </tr> </tbody> </table>	回路用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗	電動機主回路	300V以下のもの	0.2MΩ以上	300Vを越えるもの	0.4MΩ以上	制御回路 信号回路	150V以下のもの	0.1MΩ以上	150Vを越え 300V以下のもの	0.2MΩ以上					
	回路用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗																	
電動機主回路	300V以下のもの	0.2MΩ以上																		
	300Vを越えるもの	0.4MΩ以上																		
制御回路 信号回路	150V以下のもの	0.1MΩ以上																		
	150Vを越え 300V以下のもの	0.2MΩ以上																		
19 連動制御器及び蓄電池	目視 動作	感知器連動機構の連動制御器は、随時監視ができる位置に取り付けられ、予備電源を内蔵するものは、その蓄電池は負荷をかけた後も作動電圧を維持するものとする																		
作動状態	20 危害防止用連動中継器の蓄電池	動作	感知器連動機構の危害防止用連動中継器の蓄電池は、負荷をかけた後も作動電圧を維持するものとする																	
	21 押しボタンによる操作状況	動作	電動開閉機を使用する場合は、スイッチ操作によって確実にシャッターの開閉動作を行うこと																	
	22 リミットスイッチの作動状況	動作	リミットスイッチの作動は、シャッターの開閉の上限と下限の正確な位置に停止すること																	
	23 開閉操作中の異常音	動作	シャッターの開閉に際しては、異常音がなく、また、まぐさ及びガイドレールの遮煙機構部分の抵抗は少なく、かつ、円滑に作動すること																	
	24 手動閉鎖の良否	動作	手動閉鎖装置の操作をすれば、シャッターの閉鎖が確実に完了すること																	
	25 連動閉鎖の良否	動作	自動閉鎖装置は、熱感知器、煙感知器又は熱煙複合式感知器を感知させて連動制御器からの起動指示によって、確実に作動し、シャッターは全閉すること																	
	26 障害物感知装置(一般型)の作動状況	動作	障害物感知装置(一般型)付きのシャッターは、押しボタンスイッチなどの信号による降下中には、障害物感知装置(一般型)が作動した際に、自動的に停止するか、又はいったん停止した後に反転上昇して停止すること																	
27 障害物感知装置(自動閉鎖型)の作動状況	動作	障害物感知装置(自動閉鎖型)付きのシャッターは、連動制御器からの起動指示によって降下中、障害物感知装置(自動閉鎖型)が作動したときに自動的に停止し、障害物除去後は再降下し、完全に閉鎖すること																		
作動状態	28 閉鎖速度	測定	<table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <caption>表4 シャッター開閉時の平均速度</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">開閉状態</th> <th colspan="3">開口高さ</th> <th rowspan="2">単位m/min</th> </tr> <tr> <th>2m未満</th> <th>2m以上 3m未満</th> <th>5m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電動開閉</td> <td>2~6 (10~30)</td> <td>2.5~6.5 (9.2~24)</td> <td>3~9 (6.7~20)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2~6 (10~30)</td> <td>3~7 (8.6~20)</td> <td>3~9 (6.7~20)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考()内は、s/mで示す。</p>	開閉状態	開口高さ			単位m/min	2m未満	2m以上 3m未満	5m以上	電動開閉	2~6 (10~30)	2.5~6.5 (9.2~24)	3~9 (6.7~20)		2~6 (10~30)	3~7 (8.6~20)	3~9 (6.7~20)	
	開閉状態	開口高さ			単位m/min															
2m未満		2m以上 3m未満	5m以上																	
電動開閉	2~6 (10~30)	2.5~6.5 (9.2~24)	3~9 (6.7~20)																	
	2~6 (10~30)	3~7 (8.6~20)	3~9 (6.7~20)																	
29 手動閉鎖力	測定	手動式開閉機を使用する場合は、巻上げに対して、ハンドル式の操作は、回転力80N以下 チェーン式の操作は、引下げ力150N以下とすること 尚、この検査は、シャッターカーテンを床面から200mmの位置で停止させ、そのときのハンドル回転力又は鎖の引下げ力を測定すること																		

防火シャッターの検査標準以外

検査項目		検査方法	判定基準	
防火ドア	30	気密材	目視	変形、損傷が無いこと
	31	順位調整器	動作	先閉まり、後閉まりの閉鎖順序が確実に出来ること
防火防煙スクリーン	32	スクリーン及び避難口の損傷	目視	亀裂、破損、縫製糸切れ、ほつれ、たるみが無いこと 重なり部、開閉状態が良好なこと
	33	避難口の表示	目視	避難口表示の有無
	34	下限停止装置	動作	所定の位置で確実に停止すること

外観	1 点検口の状況	1-1 点検口の有無	・開閉機の下に点検口があること ・天井内への進入は可能であること(ダクトなどの障害物がないこと)	
		1-2 取付け位置		
		1-3 開閉操作	・開閉に支障がないこと(丁番、錠の壊れがないこと、枠と蓋に当たりがないこと)	
		2 降下位置障害	2-1 障害物の有無	・シャッター降下位置に障害となる物品がないこと
			2-2 シャッター芯と物品との距離	・300mm以上離れていること
	3 操作障害	3-1 押しボタンスイッチの位置	・操作に支障がないこと	
		3-2 手動閉鎖装置の位置	・操作に支障がないこと	
	4 警告表示・操作説明ラベル貼付	4-1 警告表示・操作説明ラベルの有無	・押しボタンスイッチ蓋の表面上部に警告表示が貼られていること	
		4-2 汚損、損傷	・著しい汚れ、損傷がないこと	
	5 標識(危険・注意・降下位置表示)(オプション)	5-1 表示の有無	・危険を知らせるペイント・シールの表示がされていること	
		5-2 汚損、損傷	・はがれ、汚れ、字の薄れがないこと	
	6 開閉機	6-1 油漏れ	・油漏れがないこと	
		6-2 錆	・錆の発生がないこと	
		6-3 腐食状態	・有機ガスなどによる腐食がないこと	
		6-4 作動音	・作動時に異常な音がないこと	
		6-5 過熱	・モーターに過熱がないこと ・フレームを手触り可能程度の発熱は可 (その場合でも臭いがあるときは要注意)	
		6-6 固定ボルト締付け	・ボルトにゆるみや欠落がないこと	
	7 ブレーキ装置	7-1 中間停止	・下降時に中間停止をさせて、20mm以内に停止すること	
		7-2 作動音	・作動時に異常な音がないこと	
		7-3 過熱	・ブレーキ装置に過熱がないこと ・臭いがないこと	
8 手動装置	8-1 設置位置	・チェーン又はハンドルは開閉機の傍らに置いてあること、又はセットされていること		
	8-2 操作方法の表示	・表示が明瞭であること		
	8-3 手動操作状態	・チェーン又はハンドルにて巻上げ操作が無理なくできること		
9 シャフトスプロケット・シャフトローラーチェーン	9-1 心ずれ	・スプロケット相互に心ずれがないこと		
	9-2 スプロケットの変形・破損	・歯形に著しい変形・磨耗がないこと		
		・スプロケットに亀裂がないこと		
	9-3 セットボルト	・スピルキーの抜けがないこと		
		・セットボルトにゆるみがないこと		
	9-4 ローラーチェーンの錆	・錆がないこと		
9-5 ローラーチェーンのジョイント	・ジョイントに変形またはずれがないこと			
10 ロープ車・ワイヤロープ	10-1 変形・損傷	・著しい変形・損傷がないこと		
		・スピルキーの抜けがないこと		
	10-2 セットボルト	・セットボルトにゆるみや欠落がないこと ・摩耗の許容範囲…公称線径の7%以内であること ・ささくれがないこと ・形くずれがないこと ・腐食がないこと ・油がなじんでいること		
	10-3 ワイヤロープの摩耗・損傷	・ロープ車に3回の余巻があること		
	10-4 余巻の状態	・ワイヤロープの先端がロープ車に確実に固定されていること		
10-5 ワイヤロープの固定状態				

12 開閉機の取付け緩み及び油漏れ	開閉機は、強固に取り付けられ、かつ、油漏れがないこと。また、点検に必要な空間があること
17 制御盤の端子及び接点	電動開閉機を使用した場合の制御盤は、安全かつ容易に点検できる。また、端子部分の緩みがなく、各スイッチの接点は良好であること
4 まぐさ及びガイドレールの損傷	まぐさ: 曲がり及び損傷がないこと ガイドレール: 開閉の支障となる障害物がないこと
21 押しボタンによる操作状況	電動開閉機を使用する場合は、スイッチ操作によって確実にシャッターの開閉動作を行うこと
7 手動閉鎖及びその表示	手動閉鎖装置は、シャッターの近くにあり、操作は容易で、使用方法の表示があること
21 押しボタンによる操作状況	電動開閉機を使用する場合は、スイッチ操作によって確実にシャッターの開閉動作を行うこと

12 開閉機の取付け緩み及び油漏れ	開閉機は、強固に取り付けられ、かつ、油漏れがないこと。また、点検に必要な空間があること
23 開閉操作中の異常音	シャッターの開閉に際しては、異常音がなく、また、まぐさ及びガイドレールの遠端機構部分の抵抗は少なく、かつ、円滑に作動すること

12 開閉機の取付け緩み及び油漏れ	開閉機は、強固に取り付けられ、かつ、油漏れがないこと。また、点検に必要な空間があること
-------------------	---

23 開閉操作中の異常音	シャッターの開閉に際しては、異常音がなく、また、まぐさ及びガイドレールの遠端機構部分の抵抗は少なく、かつ、円滑に作動すること
--------------	--

29 手動閉鎖力	手動式開閉機を使用する場合は、巻上げに対して、ハンドル式の操作は、回転力80N以下 チェーン式の操作は、引下げ力150N以下とすること なお、この検査は、シャッターカーテンを床面から200mmの位置で停止させ、そのときのハンドル回転力又は鎖の引下げ力を測定すること
----------	--

14 スプロケット及びローラーチェーン	シャフトスプロケットは、それぞれの中心が合致して損傷がないこと。また、巻取りシャフトを駆動しているローラーチェーンの長さ調整は、表2のたるみをもたせ、かつ、その損傷がないこと					
	表2 ローラーチェーンのたるみ長さ					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配置の状態</th> <th>たるみ長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水平</td> <td>輪間距離の2%以上、4%以下</td> </tr> <tr> <td>垂直又は重荷重で、正逆転を繰り返す場合</td> <td>輪間距離の1%以上、2%以下</td> </tr> </tbody> </table>	配置の状態	たるみ長さ	水平	輪間距離の2%以上、4%以下	垂直又は重荷重で、正逆転を繰り返す場合
配置の状態	たるみ長さ					
水平	輪間距離の2%以上、4%以下					
垂直又は重荷重で、正逆転を繰り返す場合	輪間距離の1%以上、2%以下					

11	巻取りシャフト・軸受部	11-1	シャフトの変形	・シャフトに曲がりがないこと ・主軸に無理な力がかかって短軸が曲がっていないこと								
		11-2	シャフトの片寄り	・シャフトに片寄りがいないこと								
		11-3	カラーの固定	・ボルトにゆるみや欠落がないこと ・カラーに損傷がないこと								
		11-4	軸受との取合い	・短軸が軸受に完全に挿入されていること								
		11-5	変形・損傷	・著しい変形、損傷がないこと ・軸受部に補強がとってあること								
		11-6	固定ボルト	・ボルトにゆるみや欠落がないこと								
		11-7	軸受の回転状態	・目視で回転状態の方を確認し、多少のガタつきも不可 ・グリス漏れや硬化がないこと								
		11-8	溶接のはがれ	・溶接のヒビ、割れがないこと								
12	急降下防止装置	12-1	変形・損傷	・変形や腐食がないこと ・ボルト等のゆるみや欠落がないこと								
13	スラット・吊り元	13-1	スラットの変形・損傷	・著しい変形、損傷がないこと								
		13-2	スラットの片寄り	・片寄りが5mm以内のこと								
		13-3	スラットの片下がり	・全開時の座板が水平であること ・端金物の曲損、欠損がないこと								
		13-4	端金物	・スラットのはみだしがないこと								
		13-5	吊り元のボルト	・ボルトのゆるみや欠落がないこと								
14	座板	14-1	変形・損傷	・著しい変形、損傷がないこと ・まぐさに対応しないこと								
		14-2	ねじ	・ねじのゆるみや欠落がないこと								
		14-3	錆	・著しい発生がないこと								
		14-4	腐食	・欠落の危険がないこと								
15	ケース・まぐさ・押し車	15-1	変形・損傷(ケース・まぐさ)	・著しい変形、損傷がないこと								
		15-2	押し車の取付け状態	・押し車ガイドとの位置があっていること ・堅固に取り付けてあること								
		15-3	押し車の回転	・スムーズに回転すること								
16	ガイドレール	16-1	変形・損傷	・著しい変形、損傷がないこと								
		16-2	錆	・著しい発生がないこと								
		16-3	のみ口の状态	・のみ口が基準通りに開いていること ・開閉に支障がないこと								
17	制御盤	17-1	盤の損傷	・盤・ボックスに変形・損傷がないこと								
		17-2	接続端子の状態	・接続端子にゆるみ、腐食がないこと								
		17-3	サーマルリレーの容量	・サーマルリレーが適正容量であること								
		17-4	ナイフスイッチまたはブレーカーの(ヒューズ)容量	・ナイフスイッチまたはブレーカーのヒューズ容量が適正であること								
		17-5	マグネットスイッチの作動	・正常に作動すること ・汚れないこと								
18	リミットスイッチ・エマーゼンシススイッチ	18-1	変形・損傷	・変形・損傷がないこと								
		18-2	リミット用チェーンの張り具合と錆	・チェーンのたるみが半コマ以内であること(手触りで確認) ・錆がないこと								
		18-3	心ずれ	・スプロケット相互の心ずれがないこと								
		18-4	エマーゼンシススイッチの作動	・正常に作動すること								
19	押しボタンスイッチ	19-1	蓋(錠前)	・施錠・解錠がスムーズであること								
		19-2	押し具合・接点	・操作時に確実に機能すること								
20	温度ヒューズ装置	19-3	取り付け環境	・水の浸入、錆の発生がないこと								
		20-1	変形・損傷	・変形・損傷がないこと								
		20-2	錆	・作動部分に錆がないこと								
		20-3	ワイヤとヒューズ車	・キング、摩擦がないこと								
		20-4	スプリング	・蛇行、へたりのないこと								
		20-5	ヒューズメタル	・変形・損傷がないこと								
		20-6	作動確認	・メタルを外した場合はブレーキが開放すること								
20-7	告示の基準に適合した位置	・温度ヒューズは天井の室内に面する部分、又はまぐさの上部で熱を有効に感知できる場所に設けてあること。										
21	手動閉鎖装置	21-1	変形・損傷	・変形・損傷がないこと								
		21-2	作動確認	・随時閉鎖が確実にできること								
		21-3	インナーワイヤの固定	・インナーワイヤの先端がブレーキ作動部に確実に固定されていること(機械式の場合)								
		21-4	操作ラベル	・操作蓋の表面に操作ラベルが貼られていること								
		21-5	押し破り板	・押し破り板が取り付けられていること								
		21-6	電池交換時の表示	・表示があること(電気式の場合)								
22	自動閉鎖装置	22-1	変形・損傷	・変形・損傷がないこと								
		22-2	作動部分の錆	・著しい錆の発生がないこと								
		22-3	作動の確認	・シャッターとの運動部分は、確実に接続され閉鎖が確実にできること								
23	運動制御器・蓄電池	22-4	固定ボルト	・ボルトにゆるみや欠落のないこと								
		23-1	盤の損傷	・盤・ボックスに変形・損傷がないこと								
		23-2	作動の確認	・起動信号により、自動閉鎖装置を作動させ、確認灯が点灯、又は音響装置が鳴動することを確認すること								
23-3	蓄電池の確認	23-3	蓄電池の確認	・蓄電池が使用期間内であること ・蓄電池容量が十分であること								
		24	絶縁抵抗	24-1	電動機の主回路 制御回路 信号回路	・500V,100MΩ絶縁抵抗計を用い、電源スイッチを遮断し、リミットスイッチの作動しない状態、すなわちシャッターの半開の状態にて確認する <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>回路の用途</td> <td>絶縁抵抗</td> </tr> <tr> <td>電動機主回路</td> <td>150V以下 0.1以上 300V以下 0.2以上 300Vを超えるもの 0.4以上</td> </tr> <tr> <td>制御回路</td> <td>150V以下 0.1以上</td> </tr> <tr> <td>信号回路</td> <td>150Vを超える300V以下 0.2以上</td> </tr> </table>	回路の用途	絶縁抵抗	電動機主回路	150V以下 0.1以上 300V以下 0.2以上 300Vを超えるもの 0.4以上	制御回路	150V以下 0.1以上
回路の用途	絶縁抵抗											
電動機主回路	150V以下 0.1以上 300V以下 0.2以上 300Vを超えるもの 0.4以上											
制御回路	150V以下 0.1以上											
信号回路	150Vを超える300V以下 0.2以上											
25	遮煙装置(材)	25-1	硬化	・遮煙材に硬化がないこと								
		25-2	切損	・遮煙材に切損がないこと								
		25-3	接触状況	・スラットと接触していること								

13	巻取りシャフトの軸受	巻取りシャフトのブラケットは、強固に取り付けられ、その軸受は異常がなく、十分に注油されていること
----	------------	--

8	スラット及び座板の損傷	スラット及び座板は、曲がり、変形、損傷及びびびりの発生がないこと
1	内のり幅	表 内のり幅の寸法許容差及びかみ合わせ長さ左右合計
2	スラットかみ合わせ長さ	シャッター内のり幅(m) 内のり幅寸法許容差 長さ左右合計 片側の最低かみ合わせ長さ
		3.0以下 90mm以上
		3.0を越え 5.0以下 100mm以上
		5.0を越え 8.0以下 120mm以上
2.0mm以上		
6	座板のまぐさに対する納まり	座板は、まぐさに対して良好な納まり状態であること
8	スラット及び座板の損傷	スラット及び座板は、曲がり、変形、損傷及びびびりの発生がないこと
4	まぐさ及びガイドレールの損傷	まぐさ、曲がり及び損傷がないこと ガイドレール：開閉の支障となる障害物がないこと

4	まぐさ及びガイドレールの損傷	まぐさ、曲がり及び損傷がないこと ガイドレール：開閉の支障となる障害物がないこと
17	制御盤の端子及び接点	電動開閉機を使用した場合の制御盤は、安全かつ容易に点検できる。また、端子部分の緩みがなく、各スイッチの接点は良好であること

17	制御盤の端子及び接点	電動開閉機を使用した場合の制御盤は、安全かつ容易に点検できる。また、端子部分の緩みがなく、各スイッチの接点は良好であること
----	------------	---

21	押しボタンによる操作状況	電動開閉機を使用する場合は、スイッチ操作によって確実にシャッターの開閉動作を行うこと
15	温度ヒューズ取付け状況	温度ヒューズ装置と連動して自動的に閉鎖するシャッターは、温度ヒューズが天井の室内に面する部分又は枠の上部で熱を有効に感知できる場所において、断熱性をもつ不燃材料に露出して堅固に取り付けられている。また、開閉機とヒューズ装置を連動するためのワイヤロープは腐食がなく、可動に支障なく取り付けられていること

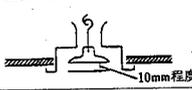
24	手動閉鎖の良否	手動閉鎖装置の操作をすれば、シャッターの開鎖が確実に完了すること
----	---------	----------------------------------

7	手動閉鎖及びその表示	手動閉鎖装置は、シャッターの近くにあり、操作は容易で、使用方法の表示があること
---	------------	---

16	自動閉鎖装置	自動閉鎖装置は、堅固に取り付けられ、その可動部分は可動に支障なく取り付けられていること
25	運動閉鎖の良否	自動閉鎖装置は、熱感知器、煙感知器又は熱煙複合式感知器を感知させて運動制御器からの起動指示によって、確実に作動し、シャッターは全開すること
16	自動閉鎖装置	自動閉鎖装置は、堅固に取り付けられ、その可動部分は可動に支障なく取り付けられていること

25	運動閉鎖の良否	自動閉鎖装置は、熱感知器、煙感知器又は熱煙複合式感知器を感知させて運動制御器からの起動指示によって、確実に作動し、シャッターは全開すること													
19	運動制御器及び蓄電池	感知器連動機構の運動制御器は、随時監視ができる位置に取り付けられ、予備電源を内蔵するものは、その蓄電池は負荷をかけた後も作動電圧を維持するものとする													
18	絶縁抵抗値の測定	大地と各線路の絶縁抵抗は、JIS C 1302に規定する500V, 100MΩ絶縁抵抗計を用い、開閉器を遮断し、リミットスイッチの作動しない状態、すなわち、シャッターが半開の状態にて検査し、表3による 表3 大地と各線路の絶縁抵抗 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>回路用途</td> <td>回路の使用電圧</td> <td>絶縁抵抗</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電動機主回路</td> <td>300V以下のもの</td> <td>0.2MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>300Vを超えるもの</td> <td>0.4MΩ以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御回路 信号回路</td> <td>150V以下のもの</td> <td>0.1MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>150Vを越え 300V以下のもの</td> <td>0.2MΩ以上</td> </tr> </table>	回路用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗	電動機主回路	300V以下のもの	0.2MΩ以上	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上	制御回路 信号回路	150V以下のもの	0.1MΩ以上	150Vを越え 300V以下のもの	0.2MΩ以上
回路用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗													
電動機主回路	300V以下のもの	0.2MΩ以上													
	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上													
制御回路 信号回路	150V以下のもの	0.1MΩ以上													
	150Vを越え 300V以下のもの	0.2MΩ以上													

5	遮煙装置の損傷	遮煙機構をもつまぐさ及びガイドレールは、摩耗、損傷及び変形がないこと
9	遮煙材の接触状況	遮煙装置をもつまぐさ又はガイドレールには、遮煙上有害なすき間がないこと
5	遮煙装置の損傷	遮煙機構をもつまぐさ及びガイドレールは、摩耗、損傷及び変形がないこと
9	遮煙材の接触状況	遮煙装置をもつまぐさ又はガイドレールには、遮煙上有害なすき間がないこと

26	降下状況	26-1	電動・手動操作	・電動又は手動操作により円滑に降下すること																
		26-2	作動音	・ガイドレールに起因する異常音の発生がないこと																
		26-3	下限停止位置	・座板が床面に均等に接していること																
27	降下速度	27-1	閉鎖速度	・シャッターの閉鎖時の平均速度 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">開口高さ</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>2m未満</td> <td>2m以上4m以下</td> </tr> <tr> <td>電動降下</td> <td>2~6m/分 (10~30秒/m)</td> <td>2.5~6.5m/分 (9.2~24秒/m)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自重降下</td> <td>2~6m/分 (10~30秒/m)</td> <td>3~7m/分 (8.6~20秒/m)</td> <td></td> </tr> </table>			開口高さ				2m未満	2m以上4m以下	電動降下	2~6m/分 (10~30秒/m)	2.5~6.5m/分 (9.2~24秒/m)		自重降下	2~6m/分 (10~30秒/m)	3~7m/分 (8.6~20秒/m)	
		開口高さ																		
		2m未満	2m以上4m以下																	
電動降下	2~6m/分 (10~30秒/m)	2.5~6.5m/分 (9.2~24秒/m)																		
自重降下	2~6m/分 (10~30秒/m)	3~7m/分 (8.6~20秒/m)																		
28	障害物感知装置	28-1	変形・損傷	・著しい変形・損傷がないこと																
		28-2	作動確認	・一般型は、降下途中で障害物感知した場合①あるいは②の動作をすること ①停止する ②停止して一旦開放後、停止する																
	危害防止機構	28-3	変形・損傷	・著しい変形・損傷がないこと																
		28-4	作動確認	・自動閉鎖型は閉鎖途中で障害物感知した場合下記①の動作をしその後障害物がなくなった場合下記②の動作をすること ①停止する(タッチストップ) ②再度降下する ・人との接触を感知してから停止するまでの移動距離が5cm以下であること																
29	危害防止用運動中継器	29-1	変形・損傷	・盤・ボックスに変形・損傷がないこと																
		29-2	作動の確認	・起動信号により、自動閉鎖装置を作動させ、確認灯が点灯することを確認すること																
		29-3	蓄電池の確認	・蓄電池が使用期間内であること ・蓄電池容量が十分であること																
30	巻上状況	30-1	電動・手動操作	・円滑に巻上がること																
		30-2	作動音	・ガイドレールに起因する異常音の発生がないこと																
		30-3	上限停止位置	・座板がまぐさより0~10mm程度上がったところで停止すること 																
31	音響装置及び音声発生装置(オプション)	31-1	変形・損傷	・変形・損傷がないこと																
		31-2	作動確認	・シャッターを作動して音響装置及び音声発生装置が確実に鳴動すること音響及び音色が他の感音と区別して聞き取れること。音響効果を妨げるものがないこと。																
32	注意灯(オプション)	32-1	変形・損傷	・変形・損傷がないこと																
33	水圧開放装置(非常電源蓄電池設備)	32-2	作動確認	・シャッターを作動して注意灯が確実に作動すること																
		33-1	変形・損傷	・変形・損傷がないこと																
		33-2	作動確認	・テスト用押しボタンにより、シャッターが開放することを確認すること																
33-3	蓄電池の確認	・蓄電池が使用期間内であること ・蓄電池容量が十分であること																		

21	押しボタンによる操作状況	電動開閉機を使用する場合は、スイッチ操作によって確実にシャッターの開閉動作を行うこと														
23	開閉操作中の異常音	シャッターの開閉に際しては、異常音がなく、また、まぐさ及びガイドレールの遠端機構部分の抵抗は少なく、かつ、円滑に作動すること														
10	座板と床面との接触状況	座板は、床面に均等に接していること														
22	リミットスイッチの作動状況	リミットスイッチの作動は、シャッターの開閉の上限と下限の正確な位置に停止すること														
28	閉鎖速度	表4 シャッター開閉時の平均速度 単位m/min <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">開閉状態</td> <td colspan="2">開口高さ</td> </tr> <tr> <td>2m未満</td> <td>2m以上3m未満</td> <td>5m以上</td> </tr> <tr> <td>電動開閉</td> <td>2~6 (10~30)</td> <td>2.5~6.5 (9.2~24)</td> <td>3~9 (6.7~20)</td> </tr> <tr> <td>自重降下</td> <td>2~6 (10~30)</td> <td>3~7 (8.6~20)</td> <td>3~9 (6.7~20)</td> </tr> </table> 備考()内は、s/mで示す。	開閉状態	開口高さ		2m未満	2m以上3m未満	5m以上	電動開閉	2~6 (10~30)	2.5~6.5 (9.2~24)	3~9 (6.7~20)	自重降下	2~6 (10~30)	3~7 (8.6~20)	3~9 (6.7~20)
開閉状態	開口高さ															
	2m未満	2m以上3m未満	5m以上													
電動開閉	2~6 (10~30)	2.5~6.5 (9.2~24)	3~9 (6.7~20)													
自重降下	2~6 (10~30)	3~7 (8.6~20)	3~9 (6.7~20)													
26	障害物感知装置(一般型)の作動状況	障害物感知装置(一般型)付きのシャッターは、押しボタンスイッチなどの信号による降下中には、障害物感知装置(一般型)が作動した際に、自動的に停止するか、又はいったん停止した後に反転上昇して停止すること														
27	障害物感知装置(自動閉鎖型)の作動状況	障害物感知装置(自動閉鎖型)付きのシャッターは、運動制御器からの起動指示によって降下中、障害物感知装置(自動閉鎖型)が作動したときに自動的に停止し、障害物除去後は再降下し、完全に閉鎖すること														
25	運動閉鎖の良否	自動閉鎖装置は、熱感知器、煙感知器又は熱煙複合式感知器を感知させて運動制御器からの起動指示によって、確実に作動し、シャッターは全閉すること														
20	危害防止用運動中継器の蓄電池	感知器運動機構の危害防止用運動中継器の蓄電池は、負荷をかけた後も作動電圧を維持するものとする														
21	押しボタンによる操作状況	電動開閉機を使用する場合は、スイッチ操作によって確実にシャッターの開閉動作を行うこと														
22	リミットスイッチの作動状況	リミットスイッチの作動は、シャッターの開閉の上限と下限の正確な位置に停止すること														
29	手動閉鎖力	手動式開閉機を使用する場合は、巻上げに対して、ハンドル式の操作は、回転力80N以下 チェーン式の操作は、引下げ力150N以下とすること なお、この検査はシャッターカーテンを床面から200mmの位置で停止させ、そのときのハンドル回転力又は鎖の引下げ力を測定すること														
23	開閉操作中の異常音	シャッターの開閉に際しては、異常音がなく、また、まぐさ及びガイドレールの遠端機構部分の抵抗は少なく、かつ、円滑に作動すること														
6	座板のまぐさに対する納まり	座板は、まぐさに対して良好な納まり状態であること														
22	リミットスイッチの作動状況	リミットスイッチの作動は、シャッターの開閉の上限と下限の正確な位置に停止すること														

防火・防煙シャッター電動・手動設置比率

区分	連数	比率
電動シャッター	5,437	45.82%
手動シャッター	6,430	54.18%
合計	11,867	

3ヶ月累計、2社のデータ

●防火シャッターの作動確認方法について

- ・特殊建築物等定期調査における防火シャッター等の調査方法及び判定基準
(平成20年告示第282号)

(32) 項

- (い) 調査項目：防火設備の閉鎖又は作動の状況
- (ろ) 調査方法：各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。
- (は) 判定基準：防火設備が閉鎖又は作動しないこと。



- ・特殊建築物等調査業務基準

(32) 防火設備の閉鎖又は作動の状況

○調査方法

上記「各階の主要な」とは、①避難経路に設けられたもの、②吹抜きに面して設けられたもの、③開閉作動の頻度の高いもの、④前回の調査時に指摘のあったもの、⑤前回の調査時に調査しなかったものを原則とする。

防火シャッター

シャッターは煙感知器や熱感知器を作動させて作動点検をする。具体的には、煙感知器あるいは熱感知器を作動させ、閉鎖信号が自動閉鎖装置へ入力され実際に防火シャッターが作動することを目視確認する。これを実施するには消防設備士等の立会いなどの準備が必要となる。(防火設備の煙感知器等の連動設備の点検には法的に消防設備士等の資格は要件とされていない。シャッターを実際に作動させる場合はシャッター等の設備の専門家が必要ではないか。)

⇒上記の調査方法は令第112条14項一のニ及び二のロに関係した部分のみであり、4項一のイの随時閉鎖及びロの安全の確保についての調査の記述がない。

○判定基準

要是正：防火設備が閉鎖又は作動しないこと。

○防火シャッターの閉鎖又は作動の確認するための具体的作業について
(手動式開閉機の場合)

1. ヒューズ連動式防火シャッター

(1) 温度ヒューズ装置 (感知部) ①のヒューズ
メタルを外し、シャッターが自重降下し、全閉
することを確認する。

点検事項：①、②に錆、変形、損傷のないこと
シャッターの自重降下速度
(高さ2m以上4m以下の場合
3~7m/min)

③開閉機の作動音、ブレーキでの停止等

注意事項：温度ヒューズ装置のメタルを外し、
シャッターを降下させた場合、温度
ヒューズ装置を復帰させない限り、
シャッターを止めることが出来ない
ため、作業者は常にヒューズ装置を
復帰出来る状態にいること。

(2) 手動閉鎖装置④を作動させ、シャッターが自重
降下し、全閉することを確認する。

点検事項：②、④間のワイヤーの状態 (固定状態、
変形の有無等)、操作力、自重降下速度。

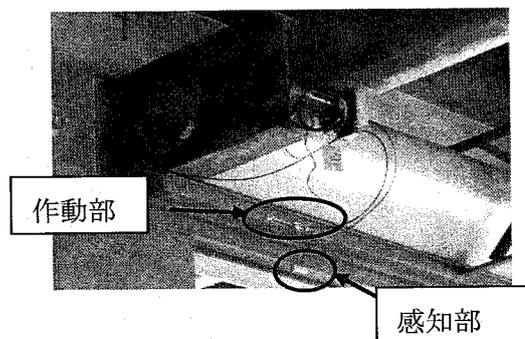
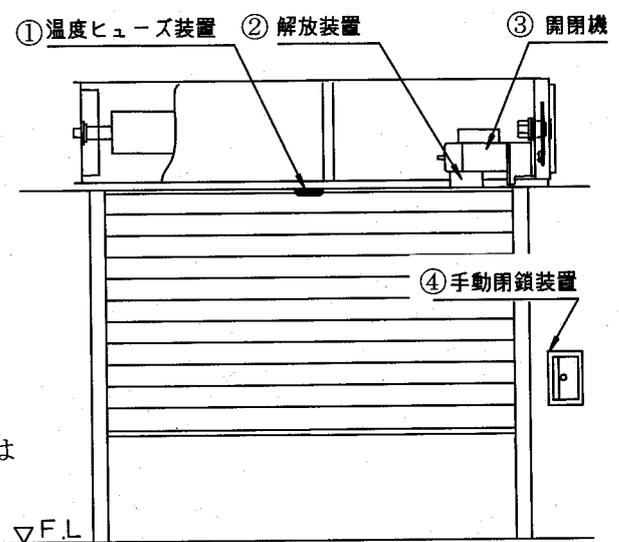
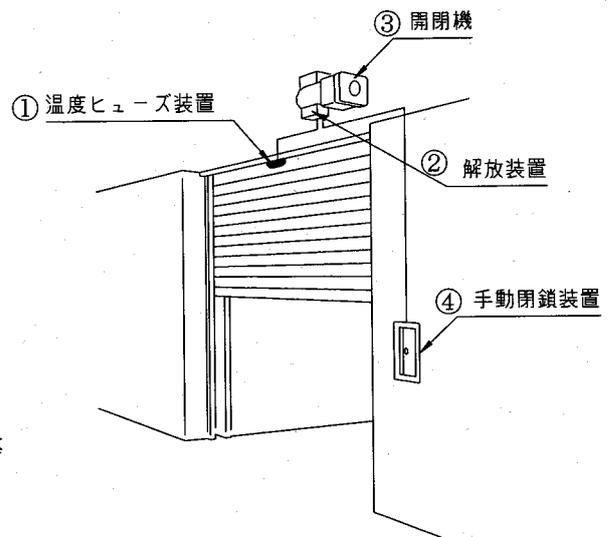
注意事項：ヒューズを外した場合と同様に、手動
閉鎖装置を復帰させない限りシャッターは
停止しないため、作業者は常に手動閉鎖
装置を復帰出来る状態にいること。

(3) シャッターの巻上げ復帰。(1) (2) の作動確認後
の最低2回の巻上げ作業を行う。

シャッターが手動操作方式で専用巻上げ工具がない
場合は、③の開閉機に付属している巻上用ハンドル
またはハンドチェーンを用いてシャッターを全開
位置まで巻上げる。(専用工具を使わない場合、開口
高さ2m巻上げる時間は約10分)

点検事項：開閉機③取付状況、駆動チェーンの状況。

注意事項：手動式開閉機の場合、巻上げ回転方向の違いや巻上げ中にハンドル又はチェーンから
手を離すと逆回転する構造等のものがあり、作業に危険を伴うため、シャッターの機
構を熟知した者に作業させること。



2. 煙又は熱感知器連動式シャッター（危害防止機構が設置されていないシャッター）

事前確認：キープランや入線経路図等から感知器と連動するシャッター位置、ドア位置を把握する。
特に堅穴区画の場合、直上階、直下階のシャッターとも連動している可能性があるため注意が必要。

感知器が自動火災報知設備と共用している場合は火災報知設備業者立会いの下、自動火災報知設備との連動を遮断する。（自動火災報知設備点検時に感知器及び連動制御器の点検が行われた記録のある場合は感知器の作動試験は省略する。）

(1) 感知器⑥の作動

感知器⑥を作動させた場合、連動するシャッターが一斉に降下するため、非常に危険な状況になる。

連動制御器⑦側で連動を遮断し、感知器が確実に作動し、連動制御器⑦にその信号が伝わることを確認する。

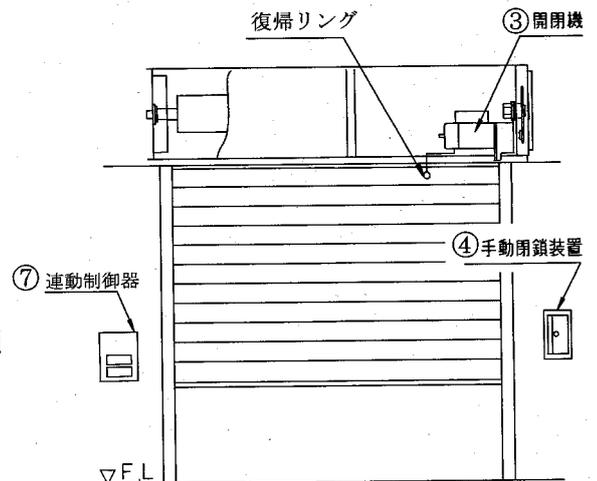
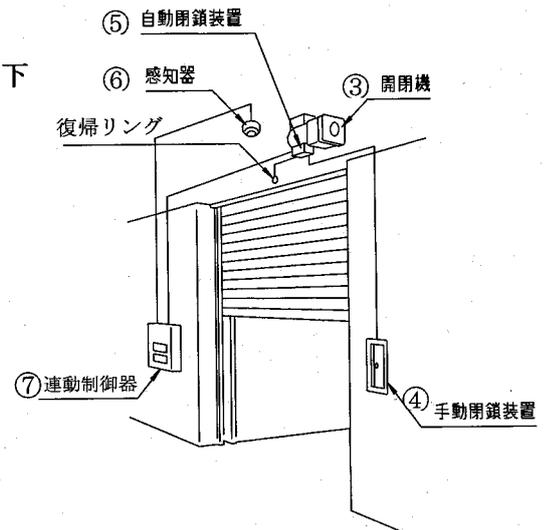
自動閉鎖装置⑤は連動制御器⑦からの電圧（DC24V）印加により作動し、開閉機③のブレーキを解放する。
自動閉鎖装置⑤の作動で、シャッターは自重降下し、全閉することを確認する。

復帰は感知器→連動制御器→自動閉鎖装置の順で行う。
自動閉鎖装置⑤の復帰方法は装置によって異なるが、復帰リングを強く引くことで復帰させる方法が一般的。

点検事項：省略

注意事項：感知器連動の場合、シャッターが複数一斉に降下をする可能性があるため、事前確認および安全確保を確実に行うこと。

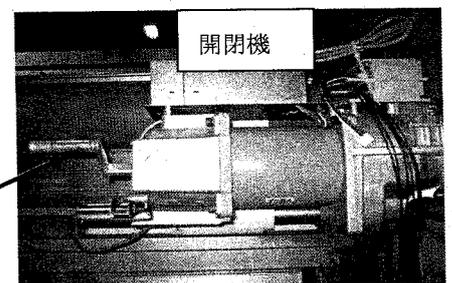
シャッターが自重降下を開始すると自動閉鎖装置を復帰させる以外シャッターを停止させる手段がないため、常に自動閉鎖装置を復帰出来る状態であること。



(2) 手動閉鎖装置④を作動させ、シャッターが自重降下し、全閉することを確認する。（ヒューズ連動の場合と同じ）

(3) シャッターの巻上げ復帰。(1) (2) の作動確認後の最低2回の巻上げ作業を行う。（ヒューズ連動の場合と同じ）

ハンドル



3. 危害防止機構付防火シャッター

事前確認は前項「煙又は熱感知器連動式シャッター」と同じ

(1) 感知器⑥の作動

連動制御器⑨側で連動を遮断し、感知器⑥が確実に作動し、連動制御器⑨にその信号が伝わることを確認する。

連動制御器⑨からの電圧（DC24V）信号が危害防止用連動中継器⑧に伝わり、自動閉鎖装置⑩は危害防止用連動中継器⑧からの電圧により作動し、シャッターは自重降下を開始する。シャッター自重降下中に危害防止機構座板⑬を作動（プシュプルゲージ等で持上げる）させ、シャッターが50mm以内で停止することを確認する。危害防止機構座板⑬を復帰させ約10秒後にシャッターが再降下し、全閉することを確認する。

全閉後、復帰は感知器→連動制御器→危害防止用連動中継器の順で行う。（危害防止機構に使用する自動閉鎖装置は自動復帰型のため復帰作業は不要）

点検事項：シャッターの自重降下速度（高さ2m以上4m以下の場合3～7m/min）、

運動エネルギー（10J）の確認※、

危害防止機構作動停止

距離と再降下開始時間 他

※運動エネルギーは、シャッターカーテン重量と自重降下速度より求める。

シャッターサイズ：開口幅W=10m、

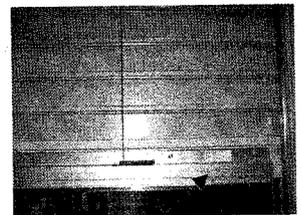
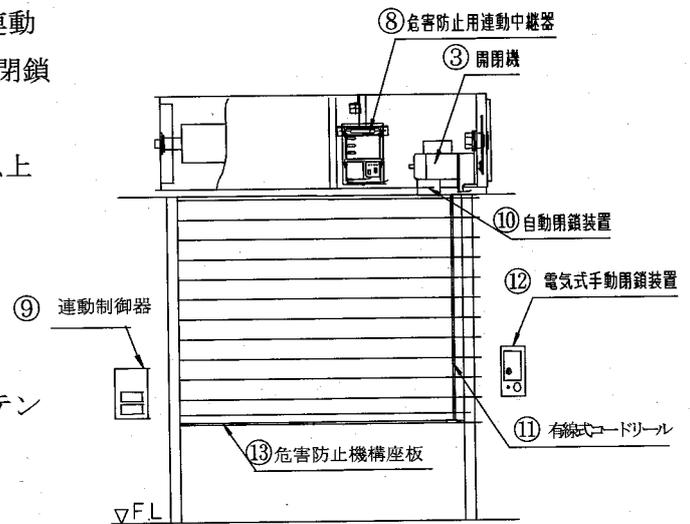
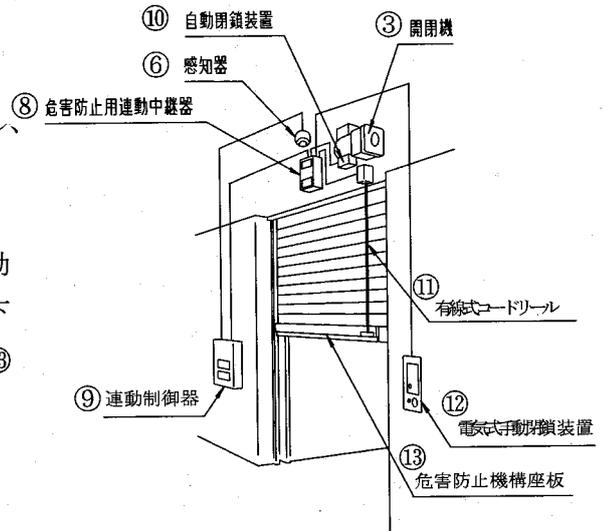
開口高H=4m カーテン重量：25kg/m²

自重降下速度：6m/min(0.1m/sec)の場合

運動エネルギーE=1/2×(10×4×25)×(0.1)²=5(J)となる。

注意事項：感知器連動の場合、シャッターが複数連一斉に降下をする可能性があるため、事前確認および安全確保を確実にを行うこと。

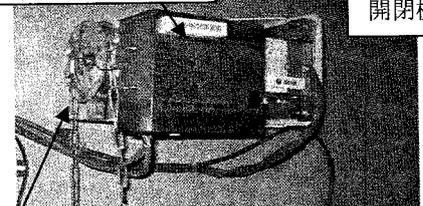
危害防止機構が作動しない場合も想定し、常に危害防止用連動中継器を復帰出来る状態にいること。



危害防止機構座板

危害防止連動中継器

開閉機



ハンドチェーン

(2) 電気式手動閉鎖装置⑫を作動させ、シャッターが自重降下中に危害防止機構座板を作動（プシュプルゲージ等で持上げる）させ、シャッターが 50mm 以内で停止することを確認する。さらに、危害防止機構座板を復帰させ約 10 秒後にシャッターシャッターが再降下し、全閉することを確認する。

点検事項：省略

注意事項：危害防止機構が作動しない場合も想定し、常に電気式手動閉鎖装置を復帰出来る状態であること。

(3) シャッターの巻上げ復帰。(1) (2) の作動確認後の最低 2 回の巻上げ作業を行う。(ヒューズ連動の場合と同じ)

防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定制度について

1 趣旨

防火シャッター・ドアの保守点検の専門技術者を育成し、防火シャッターの機能及び性能の維持を図ることにより、我が国の建築防災に寄与することを目的とする。
(制度発足：平成6年度)

2 資格取得要件

講習を行い、講習修了者について終了考査を行い、合格した者を専門技術者として認定する。

3 受講資格

- (1) 協会会員に所属する者又は協会会員が推薦する者で、次の各号の受講資格を有し、かつ(2)の教育を修了した者
 - 一 学校教育法による高等学校またはこれに準ずる教育施設、あるいはこれらと同等以上の教育施設において規定の年限を修了し、シャッター又はドアに関する実務経験が3年以上の者
 - 二 学校教育法による中学校またはこれに準ずる教育施設、あるいはこれらと同等以上の教育施設において規定の年限を修了し、シャッター又はドアに関する実務経験が6年以上の者
- (2) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第36条第4号の低圧充電電路の施設等に関する教育を修了した者
- (3) 協会会員に所属するもの又は協会会員が推薦する者で、社団法人日本シャッター・ドア協会「防火シャッター・ドア検査員資格認定規定」により「防火シャッター・ドア検査員」と認定され、実務の経験が5年以上の者で、かつ前項に定める教育を修了した者
- (4) (1)及び(3)に規定する以外の者で、認定委員会が同等の資格を有すると認めた者

4 講習科目

- ① 建築法規
- ② シャッターの種類と構造、ドアの種類と構造
- ③ 点検基準・維持管理
- ④ シャッターの点検作業と修理、ドアの点検作業と修理

- ⑤ 電気に関する基礎知識（実技：テスターの使い方、見方等含む）
- ⑥ 安全衛生

5 講習日数（修了考査含む）

1日（9：10～16：50／内考査時間80分）

6 修了考査の問題数

上記講習科目①～⑥毎に問題数5問、回答は4者択一形式

7 合格基準

(1) 合格点について

イ 受考査者全員の得点の合計を、受考査者数で除した数値に0.75を乗じて得た数値を合格点とする。（平均点×0.75）

ロ 得点が合格点に満たない場合、不足点数が1未満であれば合格と判定することがある。

(2) 科目合格基準について

全科目の正解数が3以上であること。

ただし、得点が合格点以上で、1科目に限り正解数が2の場合は合格とする。

8 資格取得者数

- ・ 保守点検専門技術者 5,636名（平成19年度資格取得者：1,512名）
（平成20年12月8日現在）

定期報告制度に係る関係条文等

1. 報告・検査等関係

◇建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

（報告、検査等）

- 第12条 第6条第1項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第3項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第6条第1項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。）の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。
- 3 昇降機及び第6条第1項第一号に掲げる建築物その他第1項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査（当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第6条第1項第一号に掲げる建築物その他第1項の政令で定める建築物に限る。）の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。
- 5～8 （略）

◇建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）

（建築物の定期報告）

- 第5条 法第12条第1項（法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期（法第12条第1項の規定による指定があつた日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係る建築物について、建築主が法第7条第5項（法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第6条第1項において同じ。）又は法第7条の2第5項（法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第6条第1項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。）とする。
- 2 法第12条第1項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及

び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

- 3 法第12条第1項の規定による報告は、別記第36号の2の4様式による報告書及び別記第36号の2の5様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の2の4様式、別記第36号の2の5様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。
- 4 法第12条第1項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(国の機関の長等による建築物の点検)

- 第5条の2 法第12条第2項(法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。)の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 2 法第18条第7項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して6年以内に行うものとする。

(建築設備等の定期報告)

- 第6条 法第12条第3項(法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告の時期は、建築設備、法第66条に規定する工作物(高さ四メートルを超えるものに限る。)又は法第88条第1項に規定する昇降機等(以下「建築設備等」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで)の間隔において特定行政庁が定める時期(法第12条第3項の規定による指定があつた日以後の設置又は築造に係る建築設備等について、設置者又は築造主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。)とする。
- 2 法第12条第3項の規定による検査は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
 - 3 法第12条第3項の規定による報告は、昇降機(令第138条第2項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターを含む。以下この条において同じ。)にあつては別記第36号の3様式による報告書及び別記第36号の3の2様式による定期検査報告概要書に、令第138条第2項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設(以下単に「遊戯施設」という。)にあつては別記第36号の3の3様式による報告書及び別記第36号の3の4様式による定期検査報告概要書に、建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)にあつては別記第36号の4様式による報告書及び別記第36号の4の2様式による定期検査報告概要書にそれぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の3様式、別記第36号の3の2様式、別記第36号の3の3様式、別記第36号の3の4様式、別記第36号の4様式、別記第36号の4の2様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。
 - 4 法第12条第3項の規定による報告は、前項の報告書及び検査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第6条の2 法第12条第4項(法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。)の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第18条第16項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して2年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年)以内に行うものとする。

◇告示

平成20年3月10日国土交通省告示第282号(改正 平成20年3月31日国土交通省告示第414号)

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第5条第2項及び第3項並びに第5条の2第1項の規定に基づき、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第1項に規定する調査(以下「定期調査」という。)及び同条第2項に規定する点検(以下「定期点検」という。)の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

第一 定期調査及び定期点検は、施行規則第5条第2項及び第5条の2第1項の規定に基づき、別表[㊦]欄に掲げる項目(ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)に応じ、同表[㊧]欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表[㊨]欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第5条第2項又は第5条の2第1項に掲げる調査若しくは点検の項目、方法又は結果の判定基準について定める場合(調査若しくは点検の項目について削除し又は調査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

第二 調査結果表は、施行規則第5条第3項の規定に基づき、別記のとおりとする。

別表(別紙)

別記(略)

平成20年3月10日国土交通省告示第283号(改正 平成20年3月31日国土交通省告示第415号)

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第6条第2項及び第3項並びに第6条の2第1項の規定に基づき、第6条第3項に規定する昇降機(以下単に「昇降機」という。)について建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第3項に規定する検査(以下「定期検査」という。)及び同条第4項に規定する点検(以下「定期点検」という。)の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 定期検査及び定期点検は、施行規則第6条第2項及び第6条の2第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から第十までの[㊦]欄に掲げる項目に応じ、同表[㊧]欄に掲げる事項(ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)ごとに定める同表[㊨]欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表[㊩]欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第6条第2項又は第6条

の2第1項に掲げる検査若しくは点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（検査若しくは点検の項目若しくは事項について削除し又は検査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

- 一 かごを主索で吊り、その主索を綱車又は巻胴で動かすエレベーター 別表第一
 - 二 駆動装置を機械室を設けずに設置するエレベーター 別表第二
 - 三 油圧エレベーター 別表第三
 - 四 かごを主索で吊り、主索の他端のつり合おもりに設けたリニアモーターで動かすエレベーター 別表第四
 - 五 住戸内のみを昇降するエレベーターで、かごの床面積が一・一平方メートル以下であり、かごを主索又は鎖を用いることなく油圧により直接動かすもの 別表第五
 - 六 住戸内のみを昇降するエレベーターで、かごの床面積が一・一平方メートル以下であり、前号に掲げるものを除くもの 別表第六
 - 七 昇降行程が四メートル以下の一つの階床内の高さの異なる部分若しくは吹き抜き部分を移動するエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつその床面積が二・二五平方メートル以下のもの 別表第七
 - 八 階段の部分、昇降路の部分その他これらに類する部分に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が九メートル以下のもの 別表第八
 - 九 エスカレーター 別表第九
 - 十 小荷物専用昇降機 別表第十
- 2 前項の規定にかかわらず、法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法等を用いた昇降機で、当該認定に係る同条第2項に定める評価（以下単に「評価」という。）を行ったときに検査の方法を記載した図書の提出を受けたものに係る定期検査及び定期点検については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書に記載された検査の方法によるものとする。
- 一 国土交通大臣が評価を行った場合 施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書
 - 二 法第77条の56第1項の規定により指定を受けた者が評価を行った場合 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「省令」という。）第63条第一号に規定する図書
 - 三 法第77条の57第1項の規定により承認を受けた者が評価を行った場合 省令第79条において準用する省令第63条第一号に規定する図書
- 第二 昇降機の検査結果表は、施行規則第6条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる昇降機の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 第一第一項第一号に規定する昇降機 別記第一号
 - 二 第一第一項第二号に規定する昇降機 別記第二号
 - 三 第一第一項第三号に規定する昇降機 別記第三号
 - 四 第一第一項第四号に規定する昇降機 別記第四号
 - 五 第一第一項第五号に規定する昇降機 別記第五号
 - 六 第一第一項第六号に規定する昇降機 別記第六号
 - 七 第一第一項第七号に規定する昇降機 別記第七号
 - 八 第一第一項第八号に規定する昇降機 別記第八号
 - 九 第一第一項第九号に規定する昇降機 別記第九号
 - 十 第一第一項第十号に規定する昇降機 別記第十号

別表第一～第十（略）

別記第一号～第十号（略）

平成20年3月10日国土交通省告示第284号（改正 平成20年3月31日国土交通省告示第416号）
遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第6条第2項及び第3項並びに第6条の2第1項の規定に基づき、第6条第3項に規定する遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）について建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第3項に規定する検査（以下「定期検査」という。）及び同条第4項に規定する点検（以下「定期点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 定期検査及び定期点検は、施行規則第6条第2項及び第6条の2第1項の規定に基づき、遊戯施設について、別表^ハ欄に掲げる項目に応じ、同表^ニ欄に掲げる事項（ただし、定期点検においては損傷、腐食その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表^ニ欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表^ニ欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第6条第2項又は第6条の2第1項に掲げる検査若しくは点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（検査若しくは点検の項目若しくは事項について削除し又は検査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法等を用いた遊戯施設で、当該認定に係る同条第2項に定める評価（以下単に「評価」という。）を行ったときに定期検査の方法を記載した図書の提出を受けたものに係る定期検査及び定期点検については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める図書に記載された検査の方法によるものとする。

- 一 国土交通大臣が評価を行った場合 施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書
- 二 法第77条の56第1項の規定により指定を受けた者が評価を行った場合 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「省令」という。）第63条第一号に規定する図書
- 三 法第77条の57第1項の規定により承認を受けた者が評価を行った場合 省令第79条において準用する省令第63条第一号に規定する図書

第二 遊戯施設の検査結果表は、施行規則第6条第3項の規定に基づき、別記に示すとおりとする。

別表（略）

別記（略）

平成20年3月10日国土交通省告示第285号（改正 平成20年3月31日国土交通省告示第417号）
建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第6条第1項から第3項並びに第6条の2第1項及び第2項の規定に基づき、第6条第3項に規定する建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）について建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第3項に規定する検査（以下「定期検査」という。）及び同条第4項に規定する点検（以下「定期点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 施行規則第6条第1項並びに第6条の2第1項及び第2項の規定に基づき、換気設備、排

煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一の欄に掲げる項目のうち一項(五)から(十)まで及び(十一)から(十二)まで、別表第二の欄に掲げる項目のうち一項(六)、(七)、(八)及び(九)並びに別表第四の欄に掲げる項目のうち三項(三)とする。

第二 定期検査及び定期点検は、施行規則第6条第2項及び第6条の2第1項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの欄に掲げる項目に応じ、同表の欄に掲げる事項（ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表の欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表の欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第6条第2項又は第6条の2第1項に掲げる検査若しくは点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（検査若しくは点検の項目若しくは事項について削除し又は検査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

- 一 換気設備 別表第一
- 二 排煙設備 別表第二
- 三 非常用の照明装置 別表第三
- 四 給水設備及び排水設備 別表第四

2 前項の規定にかかわらず、法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法等を用いた建築物で、当該認定に係る同条第2項に定める評価（以下単に「評価」という。）を行ったときに検査の方法を記載した図書の提出を受けたものに係る定期検査及び定期点検については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める図書に記載された検査の方法によるものとする。

- 一 国土交通大臣が評価を行った場合 施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書
- 二 法第77条の56第1項の規定により指定を受けた者が評価を行った場合 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「省令」という。）第63条第一号に規定する図書
- 三 法第77条の57第1項の規定により承認を受けた者が評価を行った場合 省令第79条において準用する省令第63条第一号に規定する図書

第三 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備の検査結果表は、施行規則第6条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 換気設備 別記第一号
- 二 排煙設備 別記第二号
- 三 非常用の照明装置 別記第三号
- 四 給水設備及び排水設備 別記第四号

別表第一～第四（略）

別記第一号～第四号（略）

2. 資格者関係

◇建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（抄）

（特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者）

第4条の20 法第12条第1項に規定する法第6条第1項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造及び建築設備について調査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「特殊建築物等調査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 建築基準適合判定資格者
 - 二 特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条から第4条の23までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録調査資格者講習」という。）を修了した者
 - 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者
- 2 法第12条第3項の規定に基づき昇降機（法第88条第1項等を含む。以下この条において同じ。）について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者（以下「昇降機検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。
- 一 建築基準適合判定資格者
 - 二 昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第4条の36及び第4条の37において準用する次条（第1項を除く。）から第4条の23までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録昇降機検査資格者講習」という。）を修了した者
 - 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者
- 3 法第12条第3項の規定に基づき法第6条第1項第一号に掲げる建築物その他法第12条第1項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備について検査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「建築設備検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。
- 一 建築基準適合判定資格者
 - 二 建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第4条の38及び第4条の39において準用する次条（第1項を除く。）から第4条の23までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録建築設備検査資格者講習」という。）を修了した者
 - 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

◇告 示

平成13年3月29日国土交通省告示第356号（改正 平成17年6月1日国土交通省告示第571号）

建築基準法施行規則第4条の20の規定に基づき国土交通大臣が定める要件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の20に規定する国土交通大臣が定める要件は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 三 建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 四 学歴又は実務の経験を偽ったことが判明した者
- 五 故意又は過失により建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の調査又は同条第3項の検査を粗雑にしたことが明らかになった者

平成16年9月29日国土交通省告示第1165号

建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の25第一号（同規則第4条の37及び第4条の39において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を次のように定める。

第1 登録調査資格者講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下単に「大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 二 学校教育法による短期大学（以下単に「短期大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- 三 前号に該当する者を除き、短期大学又は学校教育法による高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者
- 四 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下単に「高等学校等」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- 五 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
- 六 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 七 火災予防業務に関して5年以上の消防吏員としての実務の経験を有する者
- 八 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の2第1項に規定する防火対象物点検資格者として5年以上の実務の経験を有する者
- 九 消防法第17条の6第1項に規定する甲種消防設備士として5年以上の実務の経験を有する者
- 十 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者

第2 登録昇降機検査資格者講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 二 短期大学において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して3年以上の実務の経験を有する者
- 三 前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して4年以上の実務の経験を有する者
- 四 高等学校等において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して7年以上の実務の経験を有する者
- 五 昇降機又は遊戯施設に関して11年以上の実務の経験を有する者
- 六 建築行政（昇降機又は遊戯施設に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 七 昇降機又は遊戯施設に関する法令の施行に関して5年以上の実務の経験（前号に掲げるものを除く。）を有する者
- 八 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者

第3 登録建築設備検査資格者講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当す

る者とする。

- 一 大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 二 短期大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築設備に関して3年以上の実務の経験を有する者
- 三 前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して4年以上の実務の経験を有する者
- 四 高等学校等において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して7年以上の実務の経験を有する者
- 五 建築設備に関して11年以上の実務の経験を有する者
- 六 建築行政（建築設備に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 七 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士の資格を有する者
- 八 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者

平成17年6月1日国土交通省告示第572号

（国等の建築物、昇降機又は昇降機以外の建築設備を点検する場合の資格者の追加）

建築基準法施行規則第4条の20第1項第三号、第2項第三号及び第3項第三号の規定により国土交通大臣の定める資格を有する者を定める件

建築基準法施行規則第4条の20第1項第三号、第2項第三号又は第3項第三号の規定による国土交通大臣の定める資格を有する者は、国、都道府県若しくは建築主事を置く市町村（以下「国等」という。）の建築物、国等の建築物の昇降機又は国等の建築物の昇降機以外の建築設備を点検する場合にあっては、それぞれ同条第1項第一号及び第二号、同条第2項第一号及び第二号又は同条第3項第一号及び第二号に掲げる者のほか、当分の間、それぞれ国等の建築物の維持保全、国等の建築物の昇降機若しくは遊戯施設の維持保全又は国等の建築物の昇降機以外の建築設備の維持保全に関して2年以上の実務の経験を有する者とする。

3. 登録講習関係

◇建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（抄）

（調査資格者講習の登録の申請）

第4条の21 前条第1項第二号の登録は、登録調査資格者講習の実施に関する事務（以下「登録調査資格者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第1項第二号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 前条第1項第二号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録調査資格者講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録調査資格者講習事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 登録申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

ロ 株主名簿又は社員名簿の写し

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員（合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

三 講師が第4条の23第1項第二号イからホまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

四 登録調査資格者講習の受講資格を記載した書類その他の登録調査資格者講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

五 登録調査資格者講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

六 前条第1項第二号の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

七 その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第4条の22 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第4条の20第1項第二号の登録を受けることができない。

一 建築基準法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

二 第4条の32の規定により第4条の20第1項第二号の登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

三 法人であって、登録調査資格者講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第4条の23 国土交通大臣は、第4条の21の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第4条の25第四号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者が講師として登録調査資格者講習事務に従事するものであること。

イ 建築基準適合判定資格者

ロ 特殊建築物等調査資格者

ハ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ニ 建築行政に関する実務の経験を有する者

ホ イからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 法第12条第1項又は第2項の規定に基づく調査又は検査を業として行っている者（以下「調査検査業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第4条の21の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社又は有限会社である場合にあっては、調査検査業者がその親会社（商法（明治32年法律第48号）第211条の2第1項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員に占める調査検査業者の役員又は職員（過去2年間に当該調査検査業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が調査検査業者の役員又は職員（過去2年間に当該調査検査業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

2 第4条の20第1項第二号の登録は、登録調査資格者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録調査資格者講習事務を行う者（以下「登録調査資格者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録調査資格者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録調査資格者講習事務を開始する年月日

（登録の更新）

第4条の24 第4条の20第1項第二号の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前3条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録調査資格者講習事務の実施に係る義務）

第4条の25 登録調査資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第4条の23第1項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録調査資格者講習事務を行わなければならない。

一 建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者であることを受講資格とすること。

二 登録調査資格者講習を毎年1回以上行うこと。

三 登録調査資格者講習は、講義及び修了考査により行うこと。

四 講義は、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科 目	時 間
-----	-----

特殊建築物等定期調査制度総論	1 時間
建築学概論	5 時間
建築基準法令の構成と概要	1 時間
特殊建築物等の維持保全	1 時間
建築構造	4 時間
防火・避難	6 時間
その他の事故防止	1 時間
特殊建築物等調査業務基準	4 時間

五 講義は、前号の表の上欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。

六 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

七 修了考査は、講義の終了後に行い、特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

八 登録調査資格者講習を実施する日時、場所その他の登録調査資格者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。

九 不正な受講を防止するための措置を講じること。

十 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。

十一 修了考査に合格した者に対し、別記第三十六号の二様式による修了証明書（以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第4条の26 登録調査資格者講習実施機関は、第4条の23第2項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録調査資格者講習事務規程）

第4条の27 登録調査資格者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録調査資格者講習事務（以下この条において単に「講習事務」という。）に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二 講習事務を行う事務所及び登録調査資格者講習（以下この条において単に「講習」という。）の実施場所に関する事項

三 講習の受講の申込みに関する事項

四 講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項

五 講習の日程、公示方法その他の講習の実施の方法に関する事項

六 修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項

七 終了した講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項

八 修了証明書の交付及び再交付に関する事項

九 講習事務に関する秘密の保持に関する事項

十 講習事務に関する公正の確保に関する事項

十一 不正受講者の処分に関する事項

十二 第4条の33第3項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十三 その他講習事務に関し必要な事項

(登録調査資格者講習事務の休廃止)

第4条の28 登録調査資格者講習実施機関は、登録調査資格者講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録調査資格者講習の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第4条の29 登録調査資格者講習実施機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間事務所に備えて置かなければならない。

- 2 登録調査資格者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録調査資格者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録調査資格者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録調査資格者講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(適合命令)

第4条の30 国土交通大臣は、登録調査資格者講習実施機関が第4条の23第1項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その登録調査資格者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第4条の31 国土交通大臣は、登録調査資格者講習実施機関が第4条の25の規定に違反していると認めるときは、その登録調査資格者講習実施機関に対し、同条の規定による登録調査資格者講習事務を行うべきこと又は登録調査資格者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第4条の32 国土交通大臣は、登録調査資格者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録調査資格者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録調査資格者講習事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 第4条の22第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第4条の26から第4条の28まで、第4条の29第1項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第4条の29第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前2条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第4条の34の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正の手段により第4条の20第1項第二号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第4条の33 登録調査資格者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 講習の実施年月日
 - 二 講習の実施場所
 - 三 講義を行った講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間
 - 四 受講者の氏名、生年月日及び住所
 - 五 講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明書番号
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録調査資格者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録調査資格者講習実施機関は、第1項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録調査資格者講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4 登録調査資格者講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録調査資格者講習を実施した日から3年間保存しなければならない。
- 一 登録調査資格者講習の受講申込書及び添付書類
 - 二 講義に用いた教材
 - 三 終了した修了考査の問題及び答案用紙

(報告の徴収)

第4条の34 国土交通大臣は、登録調査資格者講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録調査資格者講習実施機関に対し、登録調査資格者講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第4条の35 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第4条の20第1項第二号の登録をしたとき。
- 二 第4条の26の規定による届出があつたとき。
- 三 第4条の28の規定による届出があつたとき。
- 四 第4条の32の規定により第4条の20第1項第二号の登録を取り消し、又は登録調査資格者講習事務の停止を命じたとき。

(昇降機検査資格者講習の登録の申請)

第4条の36 第4条の20第2項第二号の登録は、登録昇降機検査資格者講習の実施に関する事務（以下「登録昇降機検査資格者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第4条の37 第4条の21（第1項を除く。）から第4条の35までの規定は、第4条の20第2項第二号の登録及びその更新、登録昇降機検査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習事務並びに登録昇降機検査資格者講習実施機関（登録昇降機検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第4条の23第1項第一号中「第4条の25第四号の表」とあり、第4条の25第四号中「次の表」とあり、及び同条第五号中「前号の表」とあるのは「第4条の37の表」と、第4条の23第1項第二号ロ及び第4条の25第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「昇降機検査資格者」と、同条第十一号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の二様式」と読み替えるものとする。

科 目	時 間
昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	1時間
建築学概論	2時間
昇降機・遊戯施設に関する電気工学	2時間
昇降機・遊戯施設に関する機械工学	2時間
昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	5時間
昇降機・遊戯施設に関する維持保全	1時間
昇降機概論	3時間
遊戯施設概論	30分
昇降機・遊戯施設の検査標準	4時間

（建築設備検査資格者講習の登録の申請）

第4条の38 第4条の20第3項第二号の登録は、登録建築設備検査資格者講習の実施に関する事務（以下「登録建築設備検査資格者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第4条の39 第4条の21（第1項を除く。）から第4条の35までの規定は、第4条の20第3項第二号の登録及びその更新、登録建築設備検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習事務並びに登録建築設備検査資格者講習実施機関（登録建築設備検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第4条の23第1項第一号中「第4条の25第四号の表」とあり、第4条の25第四号中「次の表」とあり、及び同条第五号中「前号の表」とあるのは「第4条の39の表」と、第4条の23第1項第二号ロ及び第4条の25第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「建築設備検査資格者」と、同条第十一号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の三様式」と読み替えるものとする。

科 目	時 間
建築設備定期検査制度総論	1時間
建築学概論	2時間
建築設備に関する建築基準法令	3時間30分

建築設備に関する維持保全	1時間30分
建築設備の耐震規制、設計指針	1時間30分
換気、空気調和設備	4時間30分
排煙設備	2時間
電気設備	2時間30分
給排水衛生設備	2時間30分
建築設備定期検査業務基準	2時間30分

◇告 示

平成16年9月29日国土交通省告示第1166号

登録調査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習及び登録建築設備検査資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の25第五号（同規則第4条の37及び第4条の39において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録調査資格講習、登録昇降機検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を次のように定める。

第1 登録調査資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上覧〔左欄〕に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄〔右欄〕に掲げる内容を含むものとする。

特殊建築物等定期調査制度総論	建築物の維持保全、定期報告その他の定期調査制度全般にわたる基礎知識に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造、建築材料、建築設備、建築施工その他の建築学全般にわたる知識及び技術に関する事項
建築基準法令の構成と概要	建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の基礎知識に関する事項
特殊建築物等の維持保全	特殊建築物等の維持保全についての知識に関する事項
建築構造	建築物の各種構造及びその調査・診断に関する事項
防火・避難	建築物火災現象、防火・避難計画、防火材料、防火構造、防火設備その他の建築物の防火・避難に関する事項
その他の事故防止	日常的に発生する事故の防止及び地震災害対策、水害対策その他の災害対策に関する事項
特殊建築物等調査業務基準	特殊建築物等の定期調査の趣旨、業務内容、実施要領、報告書作成方法その他の特殊建築物等調査実務全般にわたる知識及び技術に関する事項

第2 登録昇降機検査資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上覧〔左欄〕に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄〔右欄〕に掲げる内容を含むものとする。

昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	昇降機及び遊戯施設の維持保全、定期報告その他の定期検査制度全般にわたる基礎知識に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造、建築材料、建築設備その他の建築学全般にわたる基礎知識及び技術に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する電気工学	電気理論、電気機械、制御器具、電気材料、自家用変電設備その他の電気工学に関する事項

昇降機・遊戯施設に関する機械工学	機械材料、材料力学、機械要素その他の機械工学に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	建築基準法令中の昇降機及び遊戯施設に関する部分に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する維持保全	昇降機及び遊戯施設全般の維持保全についての知識に関する事項
昇降機概論	昇降機の沿革、分類並びに構造、機能及び安全装置その他の昇降機全般にわたる知識及び技術に関する事項
遊戯施設概論	遊戯施設に関する基礎的知識に関する事項
昇降機・遊戯施設の検査標準	昇降機及び遊戯施設の定期検査の趣旨、業務内容、報告書作成方法、日本工業規格に定める昇降機及び遊戯施設の検査標準（実施要領及び判定基準を含む。）その他の昇降機定期検査実務全般にわたる知識及び技術に関する事項

第3 登録建築設備検査資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上欄〔左欄〕に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄〔右欄〕に掲げる内容を含むものとする。

建築設備定期検査制度総論	建築設備の維持保全、定期報告その他の定期検査制度全般にわたる基礎知識に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造、建築材料、建築設備その他の建築学全般にわたる基礎知識及び技術に関する事項
建築設備に関する建築基準法令	建築基準法令中の建築設備に関する部分並びに消防法及びこれに基づく命令中の消防用設備等に関する部分に関する事項
建築設備に関する維持保全	建築設備の維持保全についての知識に関する事項
建築設備の耐震規制、設計指針	建築設備についての耐震関係規定及び設計指針に関する事項
換気、空気調和設備	換気設備及び空気調和設備の基本的事項並びにその技術的基準についての知識に関する事項
排煙設備	建築基準法令並びに消防法及びこれに基づく命令中の排煙設備に関する部分についての基礎知識に関する事項
電気設備	電気設備（屋内配線、照明設備、動力設備、受変電設備、発電設備、蓄電池設備、避雷設備及び通信設備を含む。）に関係する法令並びにその監視・制御及び試験・検査についての知識に関する事項
給排水衛生設備	給排水衛生設備（給水設備、給湯設備、排水設備、通気設備、衛生設備、排水再利用設備及び消火設備を含む。）に関係する法令並びにその監視・制御及び試験・検査についての知識に関する事項
建築設備定期検査業務基準	建築設備の定期検査の趣旨、業務内容、実施要領、判定基準、報告書作成方法その他の建築設備定期検査実務全般にわたる知識及び技術に関する事項

平成20年3月10日国土交通省告示第282号 別表

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
1 敷地及び地盤				
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況	目視により確認する。	敷地内の通路が確保されていないこと。
(4)		有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	敷地内の通路の有効幅員が不足していること。
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	目視により確認する。	敷地内の通路に支障物があること。
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第六十一条又は令第六十二条の八の規定に適合しないこと。
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。
2 建築物の外部				
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(5)	外壁 躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	法第二十三条、第二十四条、第二十五条又は第六十四条の規定に適合しないこと。
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後十年を超え、かつ三年以上以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（三年以上に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。

	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	錆等を伴ったひび割れ、欠損等があること。
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する。	昭和四十六年建設省告示第九号第三第四号の規定に適合していないこと。
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
3 屋上及び屋根				
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第六十三条の規定に適合しないこと又は法第二十二条の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあっては同条の規定に適合しないこと。
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。
4 建築物の内部				
(1)	防火区画	令第112条第9項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第九項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第一項から第八項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては、第五項を除く。）の規定に適合しないこと。
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第十二項又は第十三項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(4)	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第十項又は第十一項の規定に適合しないこと。
(5)		令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	令第百十二条第十項に規定する外壁等、同条第十一項に規定する防火設備に損傷があること。

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(11)	令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁等に限る。)	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次に掲げる各号の何れかに該当すること。 (一) 令百十二条第一項から第四項まで又は第十三項(令百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)については、第十三項を除く。)の規定による防火区画 令百十五条の二の二の規定に適合しないこと。 (二) 令百十二条第五項又は第八項(令百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)については、第五項を除く。)の規定による防火区画 令百七条の規定に適合しないこと。 (三) 令百十二条第九項、第十項又は第十二項(令百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)については、第九項及び第十二項を除く。)の規定による防火区画 令百七条の二の規定に適合しないこと。	
(12)		部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。	
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合においては、点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。	
(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合においては、点検口等から目視により確認する。	令百十二条第十五項若しくは第十六項又は百二十九条の二の五の規定に適合しないこと。	
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	設計図書等により確認し、法第十二条第一項の規定に基づく調査以後に法第六条第一項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕や模様替え等(以下「修繕等」という。)が行われ、かつ、点検口等がある場合においては、点検口等から目視により確認する。	令百十四条の規定に適合しないこと。
(16)	令第129条各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令百二十九条(令百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)については、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。)の規定に適合しないこと。	
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
(20)		令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次に掲げる各号の何れかに該当すること。 (一) 令第百十二条第一項から第四項まで又は第十三項(令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第十三項を除く。)の規定による防火区画 令第百十五条の二の二の規定に適合しないこと。 (二) 令第百十二条第五項又は第八項(令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第五項を除く。)の規定による防火区画 令第百七条の規定に適合しないこと。 (三) 令第百十二条第九項、第十項又は第十二項(令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第九項及び第十二項を除く。)の規定による防火区画 令第百七条の二の規定に適合しないこと。
(21)		部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	
(22)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては点検口等から目視により確認する。	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては点検口等から目視により確認する。	令第百十二条第十五項若しくは第十六項又は第百二十九条の二の五の規定に適合しないこと。
(23)	天井	令第129条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令第百二十九条(令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。)の規定に適合しないこと。
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認すること。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。
(25)		概ね500平方メートル以上の空間を有する建築物	概ね500平方メートル以上の空間の天井における耐震対策の状況	設計図書等により確認するとともに、必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	当該空間の天井に耐震対策がないこと。
(26)	防火設備(防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。)		区画に対応した防火設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況	防火戸にあっては、各階の主要な防火戸の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、戸の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。防火シャッター等にあっては、各階の主要な防火シャッター等を作動させて確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号ロの規定に適合しないこと。
(29)			常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備における煙又は熱を感知し自動的	目視により確認する。	令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。

	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
(30)	防火戸の開放方向	目視により確認する。	令第百二十三条第一項第六号、第二項第二号又は第三項第九号（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第三項第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）を除き、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第一項第六号、第二項第二号及び第三項第九号を除く。）の規定に適合しないこと。
(31)	本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第百二十二条第十四項第二号に規定する特定防火設備又は防火設備に限る。）に支障があること。
(32)	防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	防火設備が閉鎖又は作動しないこと。
(33)	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。
(34)	常時閉鎖の防火戸の固定の状況	目視により確認する。	常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていること。
(35)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。
(36)	照明器具、懸垂物等	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。	防火設備の閉鎖に支障があること。
(37)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。
(38)	居室の採光及び換気	採光の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。
(39)	居室の採光及び換気	換気のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。
(40)	居室の採光及び換気	換気設備の設置の状況	設計図書等により確認する。
(41)	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した法第十二条第三項に基づく検査（以下「定期検査」という。）等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。
(42)	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況	換気設備が作動しないこと。
(43)	石綿等を添加した建築材料	換気設備の作動の状況	換気設備が作動しないこと。
(44)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する。
(44)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。
			平成十八年国土交通省告示第千七百七十二号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること。
			表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。

	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
(45)	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	次に掲げる各号の何れかに該当すること。 (一) 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第百三十七条に定める基準時（以下「基準時」という。）における延べ面積の二分の一を越える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去をしていないこと。 (二) 増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を越えない増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと。
(46)	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。
5	避難施設等		
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	設計図書等により確認する。
(2)	廊下	幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。
(3)		物品の放置の状況	目視により確認する。
(4)	出入口	出入口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。
(5)		物品の放置の状況	目視により確認する。
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視により確認する。
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。
(9)		物品の放置の状況	目視により確認する。
(10)		避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する。
			令第百二十条又は第百二十一条（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第百二十条を除く。）の規定に適合しないこと。 幅が令第百十九条の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 避難の支障となる物品が放置されていること。 令第百十八条、第百二十四条、第百二十五条又は第百二十五条の二（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項第二号を除き、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項並びに第百二十五条第一項及び第三項を除く。）の規定に適合しないこと。 物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。 令第百二十六条の規定に適合しないこと。 令第百二十一条の規定に適合しないこと。 著しい錆又は腐食があること。 避難に支障となる物品が放置されていること。 避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。

	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
(11)	階段 階段 直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第二百二十条、第二百一一条、第二百二十二条又は第二百二十三条（令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第二百二十条並びに第二百二十三条第三項第一号、第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十一号を除き、令第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第二百二十条並びに第二百二十三条第一項第一号及び第六号、第二項第二号、第三項第一号、第二号、第九号及び第十一号を除く。）の規定に適合しないこと。
(12)	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第二十三条、第二十四条又は第二百二十四条（令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第二百二十四条第一項第二号を除き、令第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第二百二十四条第一項を除く。）の規定に適合しないこと。
(13)	手すりの設置の状況	目視により確認する。	令第二十五条の規定に適合しないこと。
(14)	物品の放置の状況	目視により確認する。	通行に支障となる物品が放置されていること。
(15)	階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること。
(16)	屋内に設けられた避難階段 階段室の構造の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第二百二十三条第一項（令第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号及び第六号を除く。）の規定に適合しないこと。
(17)	屋外に設けられた避難階段 屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第二百二十三条第二項（第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第二項第二号を除く。）の規定に適合しないこと。
(18)	開放性の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	開放性が阻害されていること。
(19)	特別避難階段 バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。	令第二百二十三条第三項（令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号、第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十一号を除き、令第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号、第二号、第九号及び第十一号を除く。）の規定に適合しないこと。
(20)	付室の排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	昭和四十四年建設省告示第千七百二十八号の規定に適合しないこと。
(21)	付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(22)	付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視及び作動により確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(23)	物品の放置の状況	目視により確認する。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準		
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する。	令第百二十六条の三の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(25)			防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。	
(26)			可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内を実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。	
(27)	排煙設備		排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十六条の二の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(28)			排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内を実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。	
(29)			自然排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	
(30)		その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十六条の六又は第百二十六条の七の規定に適合しないこと。
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況	目視により確認する。	物品が放置され進入に支障があること。	
(32)	非常用エレベーター			乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十九条の十三の三第三項の規定に適合しないこと。
(33)				乗降ロビーの排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十九条の十三の三第三項の規定に適合しないこと。
(34)				乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内を実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(35)				乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(36)				物品の放置の状況	目視により確認する。	乗降ロビーに物品が放置されていること。
(37)				非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、三年以内を実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用エレベーターが作動しないこと。
(38)	非常用の照明装置			非常用の照明装置の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十六条の四の規定に適合しないこと。
(39)				非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、三年以内を実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。	
6	その他					
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内を実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。	
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内を実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。	

	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
(3)	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	目視により確認するとともに、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。
(4)		上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。
(6)	煙突 建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。
(7)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
(9)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。

防火設備に係る関係条文等

○建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～九 （略）

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ （略）

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

（外壁の開口部の防火戸）

第六十四条 防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が準遮炎性能（建築物の周囲において発生する通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

○建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（抄）

（防火戸その他の防火設備）

第百九条 法第二条第九号の二ロ及び法第六十四条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備とする。

2 （略）

（遮炎性能に関する技術的基準）

第百九条の二 法第二条第九号の二ロの政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることとする。

（防火区画）

第百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が千五百平方メートルを超えるものは、床面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）の合計千五百平方メートル以内ごとに第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土

交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。)で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

一～二 (略)

2～13 (略)

14 第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。

ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。

ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

二 第一項第二号、第四項、第八項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。

ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

15 (略)

16 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合(国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。)においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備(法第二条第九号の二に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二条第九号の二に規定する防火設備)であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。

二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)

第百十四条

1～4 (略)

5 第百十二条第十五項の規定は給水管、配電管その他の管が第一項の界壁、第二項の間仕切壁又は前二項の隔壁を貫通する場合に、同条第十六項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合に準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「第百九条に規定する防火設備であつて通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開

始後四十五分間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。

(準遮炎性能に関する技術的基準)

第三百三十六条の二の三 法第六十四条の政令で定める技術的基準は、防火設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであることとする。

○平成 12 年 5 月 24 日建設省告示第 1360 号

防火設備の構造方法を定める件

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二のの規定に基づき、防火設備の構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 建築基準法施行令第一百四十五条第五項において準用する建築基準法施行令第一百二十二条第十六項に規定する構造とすること。
- 二 次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすること。
 - イ 鉄製で鉄板の厚さが〇・八ミリメートル以上一・五ミリメートル未満のもの
 - ロ 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル未満のもの
 - ハ 土蔵造の戸で厚さが十五センチメートル未満のもの
 - ニ 鉄及び網入ガラスで造られたもの
 - ホ 骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが一・二センチメートル以上の木毛セメント板又は厚さが〇・九センチメートル以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの
- 三 前号イ又はニに該当するものは、周囲の部分（防火戸から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。
- 四 開口面積が〇・五平方メートル以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入りガラスで造られたもの

第二 第一に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際にすき間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

○平成 12 年 5 月 25 日建設省告示第 1366 号

防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十四条の規定に基づき、防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の二の三に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、建築基準法第二条第九号の二のに規定する構造とすることとする。

第二 第一に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際にすき間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付

金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

○平成 12 年 5 月 25 日建設省告示第 1369 号

特定防火設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十二条第一項の規定に基づき、特定防火設備の構造方法を次のように定める。

第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板を張った防火戸とすること。
- 二 鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパーとすること。
- 三 前二号に該当する防火設備は、周囲の部分（防火戸から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。
- 四 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル以上の戸とすること。
- 五 土蔵造で厚さが十五センチメートル以上の防火戸とすること。
- 六 建築基準法施行令第九十九条第二項に規定する防火設備とみなされる外壁、そで壁、塀その他これらに類するものにあつては、防火構造とすること。
- 七 開口面積が百平方センチメートル以内の換気孔に設ける鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆い又は地面からの高さが一メートル以下の換気孔に設ける網目二ミリメートル以下の金網とすること。

第二 第一（第六号及び第七号を除く。）に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際にすき間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

○昭和 48 年 12 月 28 日建設省告示第 2563 号

（改正 平成 17 年 12 月 1 日国土交通省告示第 1392 号）

防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十二条第十四項第一号、第二百二十九条の十三の二及び第三百六条の二第一号の規定に基づき、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

- 一 次に掲げる基準に適合する常時閉鎖状態を保持する構造の防火設備とすること。
 - イ 次の（1）又は（2）のいずれかに適合するものであること。
 - （1）面積が三平方メートル以内の防火戸で、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの（以下「常時閉鎖式防火戸」という。）であること。
 - （2）面積が三平方メートル以内の防火戸で、昇降路の出入口に設けられ、かつ、人の出入りの後二十秒以内に閉鎖するものであること。
 - ロ 当該防火設備が開いた後に再び閉鎖するに際して、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。
 - （1）当該防火設備の質量（単位 キログラム）に当該防火設備の閉鎖時の速度（単位 メートル毎秒）の二乗を乗じて得た値が二十以下となるものであること。

(2) 当該防火設備の質量が十五キログラム以下であること。ただし、水平方向に閉鎖をするものであつてその閉鎖する力が百五十ニュートン以下であるもの又は周囲の人と接触することにより停止するもの(人との接触を検知してから停止するまでの移動距離が五センチメートル以下であり、かつ、接触した人が当該防火設備から離れた後に再び閉鎖又は作動をする構造であるものに限る。)にあつては、この限りでない。

二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

イ 当該防火設備が閉鎖するに際して、前号ロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該防火設備に近接して当該通路に常時閉鎖式防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下である構造の防火設備とすること。

ハ 煙感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

ニ 煙感知器又は熱煙複合式感知器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十一条の二第一項の規定による検定に合格したものであること。

(2) 次に掲げる場所に設けるものであること。

(i) 防火設備からの水平距離が十メートル以内で、かつ、防火設備と煙感知器又は熱煙複合式感知器との間に間仕切壁等がない場所

(ii) 壁(天井から五十センチメートル以上下方に突出したたれ壁等を含む。)から六十センチメートル以上離れた天井等の室内に面する部分(廊下等狭い場所であるために六十センチメートル以上離すことができない場合にあつては、当該廊下等の天井等の室内に面する部分の中央の部分)

(iii) 次に掲げる場所以外の場所

(イ) 換気口等の空気吹出口に近接する場所

(ロ) じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所

(ハ) 腐食性ガスの発生するおそれのある場所

(ニ) 厨房等正常時において煙等が滞留する場所

(ホ) 排気ガスが多量に滞留する場所

(ヘ) 煙が多量に流入するおそれのある場所

(ト) 結露が発生する場所

ホ 連動制御器は、次に定めるものであること。

(1) 煙感知器又は熱煙複合式感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので、随時、制御の監視ができるもの。

(2) 火災による熱により機能に支障をきたすおそれがなく、かつ、維持管理が容易に行えるもの

(3) 連動制御器に用いる電気配線及び電線が、次に定めるものであるもの

(i) 昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号第二号及び第三号に定める基準によるもの

(ii) 常用の電源の電気配線は、他の電気回路(電源に接続する部分及び消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備の中継器又は受信機に接続する部分を除く。)に接続しないもので、かつ、配電盤又は分電盤の階別主閉器の電源側で分岐しているもの

ヘ 自動閉鎖装置は、次に定めるものであること。

- (1) 連動制御器から起動指示を受けた場合に防火設備を自動的に閉鎖させるもの
 - (2) 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線が、ホの(3)に定めるものであるもの
- ト 予備電源は、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号第四号に定める基準によるものであること。

第二 令百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件(ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 第一第一号に定める構造の防火設備とすること。

二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

イ 第一第二号イ及びロに掲げる基準に適合すること。

ロ 熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 熱感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

(2) 熱感知器は、次に定めるものであること。

(i) 消防法第二十一条の二第一項の規定による検定に合格した熱複合式若しくは定温式のもので特種の公称作動温度(補償式(熱複合式のものうち多信号機能を有しないものをいう。)のものにあつては公称定温点、以下同じ。)が六十度から七十度までのもの(ボイラー室、厨房等最高周囲温度が五十度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より二十度高い公称作動温度のもの)

(ii) 第一第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けるもの

(3) 熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。

(i) 消防法第二十一条の二第一項の規定による検定に合格したもののうち、定温式の性能を有するもので特種の公称作動温度が六十度から七十度までのもの(ボイラー室等最高周囲温度が五十度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より二十度高い公称作動温度のもの)

(ii) 第一第二号ニ(2)に掲げる場所に設けられたもの

(4) 連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源は、第一第二号ホからトまでに定めるものであること。

ハ 温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 温度ヒューズ、連動閉鎖装置及びこれらの取付部分を備えたもので、別記に規定する試験に合格したものであること。

(2) 温度ヒューズが、天井の室内に面する部分又は防火戸若しくは防火戸の枠の上部で熱を有効に感知できる場所において、断熱性を有する不燃材料に露出して堅固に取り付けられたものであること。

(3) 連動閉鎖装置の可動部部材が、腐食しにくい材料を用いたものであること。

第三 令百十二条第十四項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件(ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 第一第一号に定める構造の防火設備とすること。

二 第一第二号イ及びハからトまでに掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

第四 令百十二条第十四項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件(ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防

火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

- 一 第一第一号に定める構造の防火設備とすること。
- 二 第一第二号イ並びに第二第二号ロ及びハに掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

別記 (略)

○昭和 48 年 12 月 28 日建設省告示第 2564 号

(改正 平成 13 年 2 月 1 日国土交通省告示第 66 号)

防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十二条第十四項第二号、第百二十六条の二第二項及び第百四十五条第一項第二号の規定に基づき、防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を次のように定める。

一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百十二条第十四項第二号に掲げる要件を満たす防火設備又は令第百四十五条第一項第二号に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一に定める構造方法

ロ 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分が相じやくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたものの等閉鎖した際にすき間が生じない構造で、かつ、防火設備の取付金物が、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたもの(シャッターにあつては、内のり幅が五メートル以下で、別記に規定する遮煙性能試験に合格したもの又はシャッターに近接する位置に網入りガラスその他建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二ロに規定する防火設備を固定して併設したもので、内のり幅が八メートル以下のものに限る。)とすること。

二 令第百十二条第十四項第一号イ及び第二号ロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第三に定める構造方法

ロ 前号ロに定める構造方法

別記 (略)

昇降機に係る基準の見直しについて

定期報告制度の見直しについて

1. 背景

平成18年6月の東京都港区の公共賃貸住宅のエレベーターにおける死亡事故、昨年5月の大阪府吹田市の遊園地のコースターにおける死亡事故等を受けた社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会における検討結果を踏まえ、建築基準法施行規則の一部を改正する等により、以下の見直しを実施した。

2. 概要

(1) 定期報告に係る調査・検査の項目、方法、基準の明確化

これまで建築基準法令上に詳細かつ具体的な定めがなかった定期報告に係る調査・検査の詳細な項目、項目ごとの調査・検査の方法、結果の判定基準を明確化し、国土交通大臣が告示として定める。

(2) 報告内容の充実

定期報告に係る調査・検査の項目、方法、基準の明確化を受け、特定行政庁への報告書の様式等について、以下のように見直す。

- ① 項目ごとに調査・検査をした資格者を明示するとともに、代表する立場の資格者を明示する。
- ② 調査・検査の結果指摘のあった項目に対する改善に関する事項及び前回の検査以降に発生した不具合に関する事項等を追加する。
- ③ 定期調査・検査の結果表の添付を義務づける。
- ④ 必要な調査・検査項目について、写真や試験結果の概要等の資料の添付を義務づける。

(添付を義務づける資料の例)

検査項目	添付資料
エレベーターの主索	かごが基準階（乗降最頻階）の停止位置と加速終了位置の間又は減速開始位置から基準階の停止位置の間にある場合に綱車に掛かる場所や傷のある場所等で最も摩損の進んだ部分を撮影した写真
エレベーターのブレーキ（ドラム式）	ブレーキパッドの状態を撮影した写真
遊戯施設の車輪軸	超音波探傷試験等の非破壊検査の結果概要（検査方法、き裂の有無、車輪軸の写真等）
要重点点検・要是正の指摘があった部分	検査の結果、要重点点検または要是正と判定された部分の写真

あわせて、閲覧の対象となる報告概要書の様式についても、前回の検査以降に発生した不具合に関する事項等を追加する。

(3) その他

平成20年4月1日から施行する。

建築基準法施行令の一部を改正する政令について

1. 背景

平成17年7月の千葉県北西部地震において発生したエレベーターの閉じ込め事故、18年6月の港区シティハイツ竹芝のシンドラ社製エレベーターの戸開走行事故等を受け、審議が進められてきた社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において、本年2月26日、最終とりまとめが行われた。

これを踏まえ、関係者等との技術的な検討を重ねた結果、今般、建築基準法施行令の一部を改正し、エレベーターの安全に係る技術基準の見直しを行った。

2. 概要

(1) 戸開走行保護装置の設置義務付け（第129条の10第3項第1号関係）

エレベーターの駆動装置や制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降したときなどに自動的にかごを制止する安全装置の設置を義務付ける。

(2) 地震時管制運転装置の設置義務付け（第129条の10第3項第2号関係）

エレベーターについて、地震その他の衝撃の加速度を検知して、自動的にかごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開くことなどができることとする安全装置の設置を義務付ける。

(3) その他

上記のほか、エレベーターの安全対策の強化を図るため、エレベーターのかご、主要な支持部分、昇降路並びに駆動装置及び制御器の構造のうち、一定の部分にあっては、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとするなど、エレベーターの安全に係る技術基準の明確化等を行う。

(4) 施行期日（附則関係）

① 平成21年9月28日から施行する。

② 改正後の建築基準法施行令第129条の8第2項及び第129条の10第4項の規定による国土交通大臣の認定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、改正後の建築基準法施行令の例によりすることができる。

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令について

1. 背景

建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の4の規定に基づく、国土交通大臣が行う構造方法等の認定等に係る手数料の額については、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の2の3において定められているところである。

建築基準法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）により設置が義務付けられた戸開走行保護装置等の安全装置の構造については、国土交通大臣の認定（以下「大臣認定」という。）を受けたもの等を用いなければならないこととされているため、大臣認定のための審査に必要な評価の手数料額を新たに定める等の改正を行った。

2. 概要

(1) 建築基準法施行規則の一部改正

① 確認申請書の添付書類（第1条の3第4項の表1及び表2並びに第3条第1項の表2及び表3関係）

建築確認申請に係る建築物等の計画に、大臣認定を受けた「戸開走行保護装置」及び「地震時等管制運転装置」を有するエレベーターを含む場合にあっては、当該認定書の写しを添えるものとする。

② 構造方法等の認定に係る手数料（別表第2関係）

「戸開走行保護装置」及び「地震時等管制運転装置」の構造について、大臣認定を受ける場合に必要となる評価の手数料の額を、それぞれ70万円、30万円とする。

③ その他所要の改正

確認審査の対象となる図書として「保守点検の内容」を追加し、適切な維持管理を行う上で必要とされる情報が提供されている昇降機であることを確認する。

(2) 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部改正

指定性能評価機関に係る指定の区分（第59条第20号関係）

指定性能評価機関に係る指定の区分のうち、昇降機に係る指定の区分に、「戸開走行保護装置」及び「地震時等管制運転装置」の大臣認定に係る性能評価を追加する。

(3) 施行期日（附則関係）

① この省令は、改正令の施行日にかんがみ、平成21年9月28日から施行する。

② この省令の施行の際現に第2条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第59条第20号に掲げる区分に従い建築基準法第68条の26第3項の規定による指定を受けている者については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。